官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令等の一部を改正する省令（財務五九）　一
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産六六）　四

〔法規的告示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（内閣府一一四）　四

〔その他告示〕
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一四〇九）　五

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六〇
特殊法人等
独立行政法人農畜産業振興機構令和七事業年度決算、独立行政法人航空大学校令和七事業年度財務諸表、司法書士名簿登録等関係　八六
地方公共団体
古物営業の許可の取消処分、教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　一〇三
会社その他
会社決算公告　一〇九

省令

○財務省令第五十九号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百十四条、百三十七条及び第百四十三条並びに国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第三十九条の規定に基づき、国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月十日　　財務大臣　片山さつき

国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令等の一部を改正する省令

（国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令の一部改正）

第一条　国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令（大正十一年大蔵省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその傍記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十六号書式 ［書式　略］ 備考 ［１～４　略］ ５　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。	第十六号書式 ［書式　同左］ 備考 ［１～４　同左］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（税務官署における収入官吏及び出納員並びに歳入歳出外現金出納官吏の備えるべき現金領収証書に関する省令の一部改正）

第二条　税務官署における収入官吏及び出納員並びに歳入歳出外現金出納官吏の備えるべき現金領収証書に関する省令（昭和二十五年大蔵省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一号書式 ［書式　略］ 備考 ［１～３　略］ ４　金銭登録機を用いて現金の出納を行う収入官吏又は分任収入官吏（収入官吏代理又は分任収入官吏代理を含む。）で財務大臣の指定するもの（以下「指定収入官吏等」という。）にあつては、領収証書である旨を表示する文字、納入者ごとの整理番号、領収年月日、領収金額又は歳入科目の表示に代わるべきものとして、財務大臣が定める符号及び指定収入官吏等の在勤官庁名を記載した書面をもつて領収証書に代えることができる。この場合においては、領収年月日、当該符号ごとの領収金額の日計額及び指定収入官吏等の官職氏名を記載した書面並びに納入者ごとの領収金額を表示した内訳書類（以下「書面等」という。）の送付又は送信（書面等の情報を電子情報処理組織（国税局及び沖縄国税事務所並びに税務署の歳入徴収官、分任歳入徴収官、歳入徴収官代理及び分任歳入徴収官代理（以下「歳入徴収官等」という。）並びに指定収入官吏等がその所掌に属する歳入の徴収及び収納に関する事務を処理するため、財務省に設置される電子計算機と歳入徴収官等及び指定収入官吏等の所在する官署に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して電気通信回線を通じて転送することをいう。）をもつて領収済報告書の送付に代えることができる。 ５　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。	第一号書式 ［書式　同左］ 備考 ［１～３　同左］ ４　金銭登録機を用いて現金の出納を行う収入官吏又は分任収入官吏（収入官吏代理又は分任収入官吏代理を含む。）で財務大臣の指定するもの（以下「指定収入官吏等」という。）にあつては、領収証書である旨を表示する文字、納入者ごとの整理番号、領収年月日、領収金額又は歳入科目の表示に代わるべきものとして、財務大臣が定める符号及び指定収入官吏等の在勤官庁名を記載した書面をもつて領収証書に代えることができる。この場合においては、領収年月日、当該符号ごとの領収金額の日計額及び指定収入官吏等の官職氏名を記載した書面並びに納入者ごとの領収金額を表示した内訳書類をもつて領収済報告書に代えることができる。 ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国税収納金整理資金事務取扱規則の一部改正）

第三条　国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和二十九年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調査決定） **第八条**　［略］ ２　国税収納命令官等は、課税標準の申告により納付されるべき国税及び特定地方税については、申告書の提出があつたとき（申告書の提出があつたとみなされるときを含む。）又は当該国税及び特定地方税につき更正若しくは決定があつたときに、当該国税及び特定地方税に係る附帯税については、その税額が確定したときに、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定により納付されるべき予定納税額に係る国税、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十六条第一項の規定により納付されるべき予定納税額に係る国税、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の十三第一項の規定により納付されるべき予定納税額に係る国税、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九条の五第三項の規定により読み替えて適用する同法第七十七条第三項の規定及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第七条第四項の規定により関税納付受託者（関税法第九条の六第一項に規定する納付受託者をいう。第二十四条において同じ。）及び納付受託者（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の四第一項に規定する納付受託者をいう。以下この項及び第二十四条において同じ。）にそれぞれその納付を委託された国税及び特定地方税若しくは輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第五項の規定により納付受託者にその納付を委託された国税及び特定地方税又は関税法第七十七条の二第一項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第六項若しくは第七項の規定により日本郵便株式会社にその納付を委託された国税及び特定地方税については、納税義務が発生したときに、前項の規定に準じて調査及び徴収の決定をしなければならない。 ［３・４　略］ （現金の払込み） **第六十二条**　日本銀行所在地に在勤する国税収納官吏は、その在勤地において現金を領収したときは、第十九号書式の国税収納金整理資金現金払込書（以下「資金現金払込書」という。）を添え、現金領収の日又はその翌日において日本銀行に払い込まなければならない。ただし、領収した現金で日本銀行に払い込む金額のうち二十万円までは、現金領収の日から起算して五日以内に払込みをすることができる。この場合において、現金領収の日から起算して五日以内に払込みをする金額の総額は、二十万円を限度とする。 ［２～４　略］	（調査決定） **第八条**　［同上］ ２　国税収納命令官等は、課税標準の申告により納付されるべき国税及び特定地方税については、申告書の提出があつたとき（申告書の提出があつたとみなされるときを含む。）又は当該国税及び特定地方税につき更正若しくは決定があつたときに、当該国税及び特定地方税に係る附帯税については、その税額が確定したときに、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定により納付されるべき予定納税額に係る国税、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十六条第一項の規定により納付されるべき予定納税額に係る国税、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九条の五第三項の規定により読み替えて適用する同法第七十七条第三項の規定及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第七条第四項の規定により関税納付受託者（関税法第九条の六第一項に規定する納付受託者をいう。第二十四条において同じ。）及び納付受託者（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の四第一項に規定する納付受託者をいう。以下この項及び第二十四条において同じ。）にそれぞれその納付を委託された国税及び特定地方税若しくは輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第五項の規定により納付受託者にその納付を委託された国税及び特定地方税又は関税法第七十七条の二第一項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第六項若しくは第七項の規定により日本郵便株式会社にその納付を委託された国税及び特定地方税については、納税義務が発生したときに、前項の規定に準じて調査及び徴収の決定をしなければならない。 ［３・４　同上］ （現金の払込み） **第六十二条**　日本銀行所在地に在勤する国税収納官吏は、その在勤地において現金を領収したときは、第十九号書式の国税収納金整理資金現金払込書（以下「資金現金払込書」という。）を添え、現金領収の日又はその翌日において日本銀行に払い込まなければならない。ただし、領収した現金で日本銀行に払い込む金額のうち五万円までは、現金領収の日から起算して五日以内に払込みをすることができる。この場合において、現金領収の日から起算して五日以内に払込みをする金額の総額は、五万円を限度とする。 ［２～４　同上］

（債権者への通知等）

第七十八条　［略］

２　国税資金支払命令官等は、第七十六条第二項の手続をしたとき又はセンター国税資金支払命令官等により第七十六条第三項の振込みに係る手続がなされたときは、第二十三号書式（その一）、同書式（その二）、同書式（その三）又は同書式（その四）の国庫金振込通知書を債権者に送付しなければならない。

３　［略］

４　国税資金支払命令官等は、第七十六条第二項の手続をする場合又はセンター国税資金支払命令官等により第七十六条第三項の振込みに係る手続がなされる場合において、特に必要があると認めるときは、あらかじめ第二十三号書式（その一）、同書式（その二）、同書式（その三）又は同書式（その四）の国庫金振込通知書を債権者に送付することができる。

５　［略］

第18号書式

［書式　略］

備考

［１・２　略］

３　金銭登録機を用いて現金の出納を行う国税収納官吏又は分任国税収納官吏（国税収納官吏代理又は分任国税収納官吏代理を含む。）で財務大臣の指定するもの（以下この項において「指定国税収納官吏等」という。）にあつては、領収証書であることを表示する文字、納税者又は納入者ごとの整理番号、領収年月日、領収金額及び受入科目の表示に代わるべきものとして財務大臣が定める符号及び指定国税収納官吏等の在勤官庁名を記載した書面をもつて領収証書に代えることができる。この場合においては、領収年月日、当該符号ごとの領収金額の日計額及び指定国税収納官吏等の官職氏名を記載した書面並びに納税者又は納入者ごとの領収金額を表示した内訳書類（以下「書面等」という。）の送付又は送信（書面等の情報を電子情報処理組織（国税局及び沖縄国税事務所並びに税務署の国税収納命令官、分任国税収納命令官、国税収納命令官代理及び分任国税収納命令官代理（以下この項において「国税収納命令官等」という。）並びに指定国税収納官吏等がその所掌に属する国税等の徴収及び収納に関する事務を処理するため、財務省に設置される電子計算機と国税収納命令官等及び指定国税収納官吏等の所在する官署に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して電気通信回線を通じて転送することをいう。）をもつて領収済報告書の送付に代えることができる。

［４～６　略］

第22号書式

［書式　略］

備考

［１～９　略］

10　日本産業規格Ｘ0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、３及び４にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。

（債権者への通知等）

第七十八条　［同上］

２　国税資金支払命令官等は、第七十六条第二項の手続をしたとき又はセンター国税資金支払命令官等により第七十六条第三項の振込に係る手続がなされたときは、第二十三号書式（その一）、同書式（その二）又は同書式（その三）の国庫金振込通知書を債権者に送付しなければならない。

３　［同上］

４　国税資金支払命令官等は、第七十六条第二項の手続をする場合又はセンター国税資金支払命令官等により第七十六条第三項の振込に係る手続がなされる場合において、特に必要があると認めるときは、あらかじめ第二十三号書式（その一）、同書式（その二）又は同書式（その三）の国庫金振込通知書を債権者に送付することができる。

５　［同上］

第18号書式

［書式　同左］

備考

［１・２　同左］

３　金銭登録機を用いて現金の出納を行う国税収納官吏又は分任国税収納官吏（国税収納官吏代理又は分任国税収納官吏代理を含む。）で財務大臣の指定するもの（以下この号において「指定国税収納官吏等」という。）にあつては、領収証書であることを表示する文字、納税者又は納入者ごとの整理番号、領収年月日、領収金額及び受入科目の表示に代わるべきものとして財務大臣が定める符号及び指定国税収納官吏等の在勤官庁名を記載した書面をもつて領収証書に代えることができる。この場合においては、領収年月日、当該符号ごとの領収金額の日計額及び指定国税収納官吏等の官職氏名を記載した書面並びに納税者又は納入者ごとの領収金額を表示した内訳書類をもつて領収済報告書に代えることができる。

［４～６　同左］

第22号書式

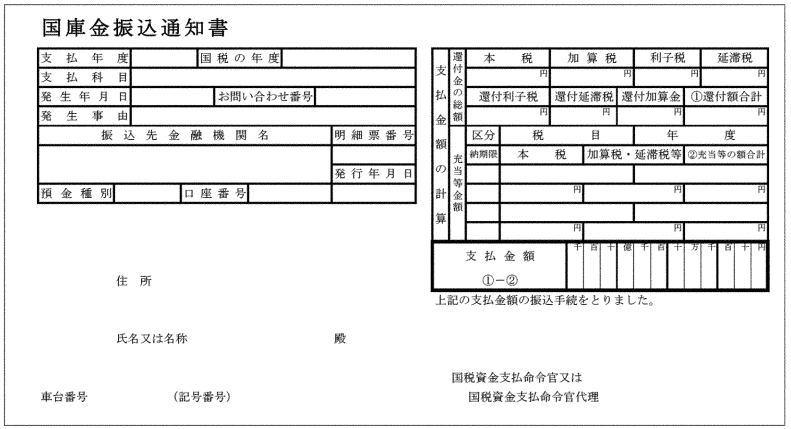
［書式　同左］

備考

［１～９　同左］

［項を加える。］

第23号書式（その１）



備　考

１　用紙の大きさは、おおむね縦11cm、横21cmとする。

２　第22号書式の付表（その１）と共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、当該付表（その１）と複写により記入することができる。

３　第22号書式備考７及び９は、この書式について準用する。

第23号書式（その２）

［書式　略］

備考

１　［略］

２　第22号書式の付表（その２）と共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、電子計算機その他の機器により作成する場合を除き、当該付表（その２）と複写により記入するものとする。

［３・４　略］

第23号書式（その３）

［書式　略］

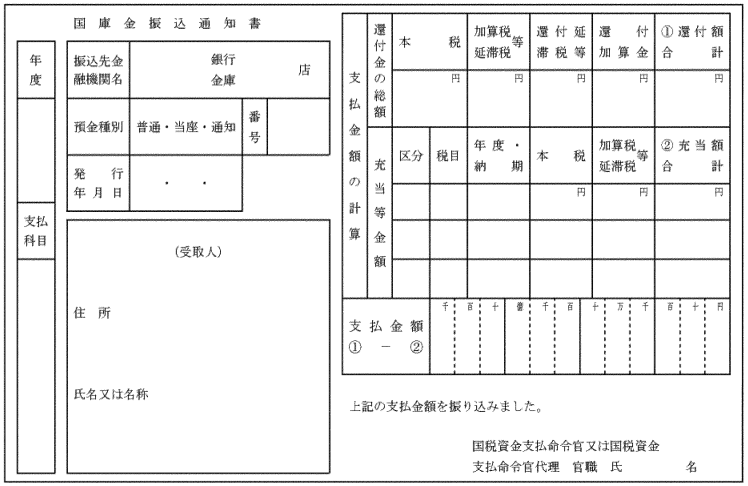
備考

１　［略］

２　第22号書式の付表（その１）と共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、当該付表（その１）と複写により記入することができる。

３　［略］

第23号書式（その１）



備　考

１　用紙の大きさは、おおむね縦11cm、横21cmとする。

２　第22号書式の付表（その１）と共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、電子計算機その他の機器（以下「機器」という。）により作成する場合を除き、当該付表（その１）と複写により記入するものとする。

３　第22号書式備考７及び９は、この書式について準用する。

第23号書式（その２）

［書式　同左］

備考

１　［同左］

２　第22号書式の付表（その２）と共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、機器により作成する場合を除き、当該付表（その２）と複写により記入するものとする。

［３・４　同左］

第23号書式（その３）

［書式　同左］

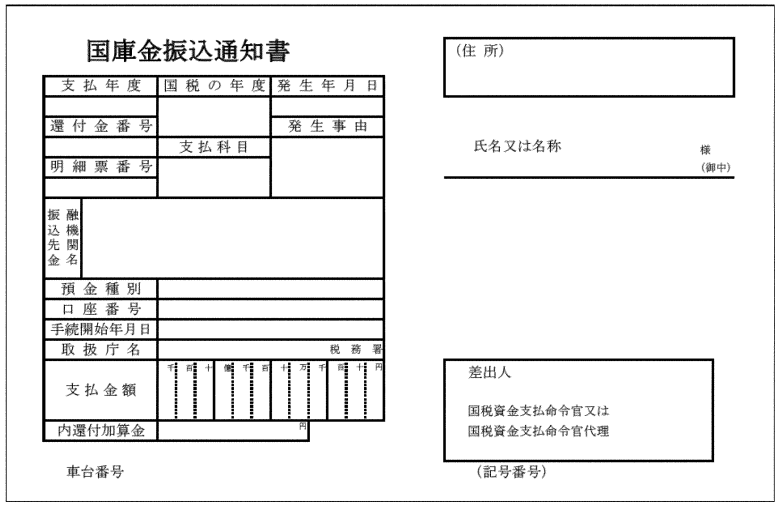
備考

１　［同左］

２　第22号書式の付表（その１）と共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、機器により作成する場合を除き、当該付表（その１）と複写により記入するものとする。

３　［同左］

第23号書式（その４）



備考

1　用紙の大きさは、圧着はがきの大きさとする。

2　第22号書式備考９は、この書式について準用する。

第24号書式

［書式　略］

備考

［１～７　略］

８　第22号書式備考10は、この様式について準用する。

第25号書式

［書式　略］

備考

１　［略］

２　第24号書式と共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、当該書式と複写により記入するものとする。

３　［略］

［書式を加える。］

第24号書式

［書式　同左］

備考

［１～７　同左］

［項を加える。］

第25号書式

［書式　同左］

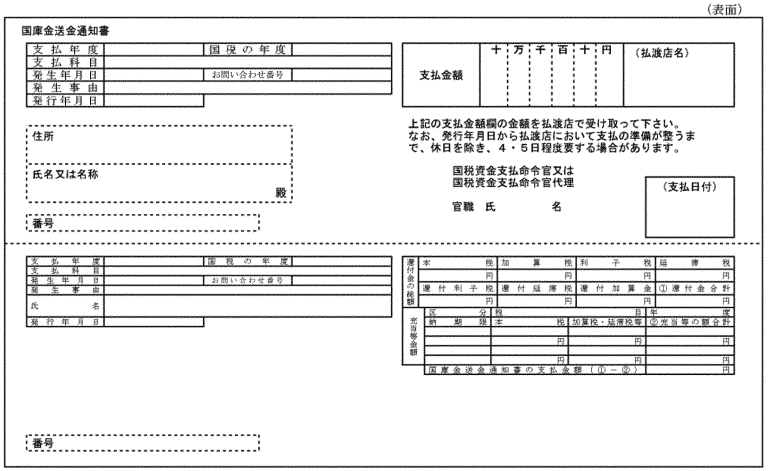
備考

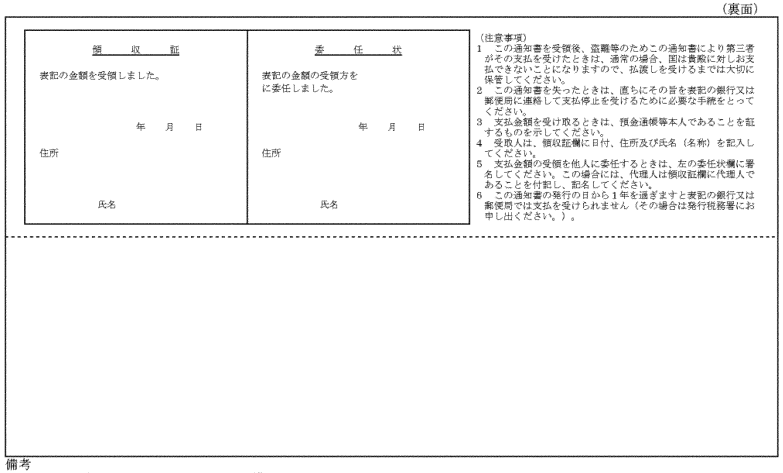
１　［同左］

２　第24号書式と共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、機械により作成する場合を除き、当該書式と複写により記入するものとする。

３　［同左］

第25号の２書式





備考
1　用紙の大きさは、おおむね縦21㎝、横21㎝とする。
2　第24号書式備考６及び７は、この書式について準用する。

第30号書式

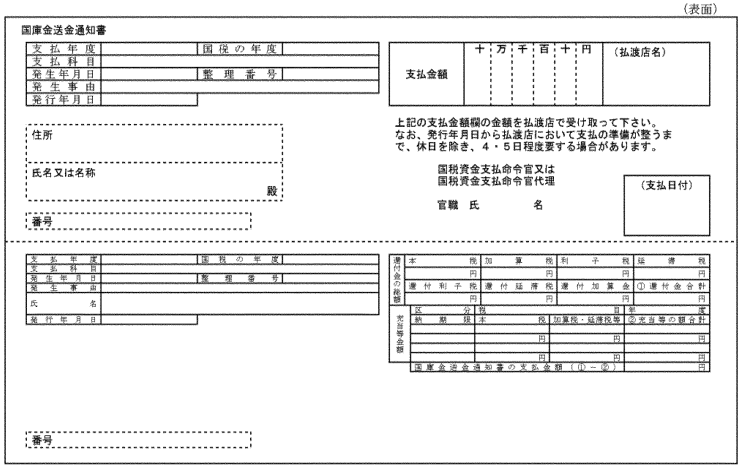
［書式　略］

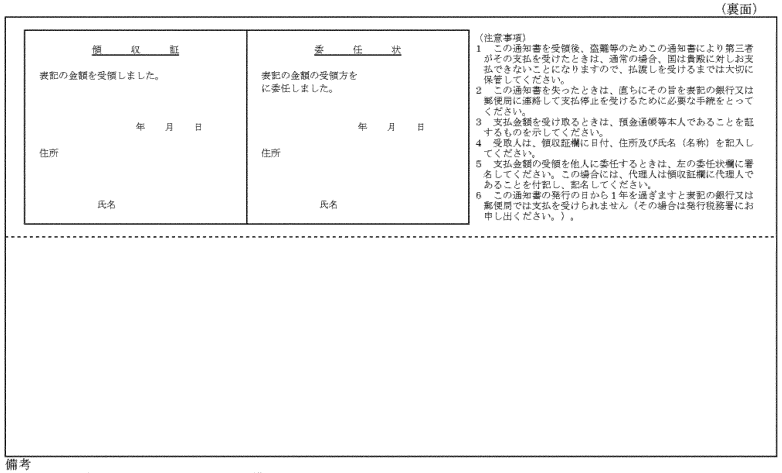
備考

［１・２　略］

3　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

第25号の２書式





備考
1　用紙の大きさは、おおむね縦21㎝、横21㎝とする。
2　第24号書式備考６及び７は、この書式について準用する。

第30号書式

［書式　同左］

備考

［１・２　同左］

［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（特定の出納官吏の出納保管に関する特別取扱規則の一部改正）

第四条　特定の出納官吏の出納保管に関する特別取扱規則（昭和三十三年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（主任収入官吏への払込み） **第一条**　財務大臣の指定する分任収入官吏は、その領収した現金（証券を以てする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）により現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。）で当該領収日に日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店をいう。以下同じ。）に払込みできないものがあるときは、これを当該領収日において別紙第一号書式の歳入金現金払込書を添えて主任収入官吏に払い込むものとする。ただし、分任収入官吏が在勤庁外で現金を領収した場合において、当該領収日に帰庁できないときその他当該領収日に主任収入官吏に払い込むことができない特別の事由があるときは、主任収入官吏に払い込む場合にあつては出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十七条又は第十九条の規定による払込期限の前日までの間において（払込期限が領収日の翌日であるときは、当該日において）、日本銀行に払い込む場合にあつては当該払込期限までの間において、払込みができることとなつた後、すみやかに払込みをすることを妨げない。 2　前項の場合において、国税局の分任収入官吏がその領収した現金を払い込むときは、歳入金現金払込書の添付に代えて、当該書面を送信（書面等の情報を電子情報処理組織（国税局の主任収入官吏及び分任収入官吏がその所掌に属する歳入の収納に関する事務を処理するため、財務省に設置される電子計算機と国税局の主任収入官吏及び分任収入官吏の所在する官署に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して電気通信回線を通じて転送することをいう。以下この条において同じ。）することができる。この場合において、当該払込みは、当該書面を添えて行われたものとみなす。 3　主任収入官吏は、第一項の規定により分任収入官吏から歳入金現金払込書を添えて領収現金の払込みを受けたときは、別紙第一号書式の領収証書を分任収入官吏に交付し、前項の規定により国税局の分任収入官吏から歳入金現金払込書の送信を受けて、領収現金の払込みを受けたときは、領収現金を領収した旨を電子情報処理組織に記録し、記録した旨を分任収入官吏に通知しなければならない。 4　主任収入官吏は、第一項の規定により分任収入官吏から領収現金の払込みを受けたときは、これをその払込みを受けた日の翌日（当該日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日又は一月二日、同月三日若しくは十二月三十一日に当たるときは、これらの日の翌日を当該日とみなす。）までに出納官吏事務規程第十七条に規定する現金払込書を添えて日本銀行に払い込まなければならない。	（主任収入官吏への払込み） **第一条**　財務大臣の指定する分任収入官吏は、その領収した現金（証券を以てする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）により現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。）で当該領収日に日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店をいう。以下同じ。）に払込みできないものがあるときは、これを当該領収日において別紙第一号書式の歳入金現金払込書を添えて主任収入官に払い込むものとする。ただし、分任収入官吏が在勤庁外で現金を領収した場合において、当該領収日に帰庁できないときその他当該領収日に主任収入官吏に払い込むことができない特別の事由があるときは、主任収入官吏に払い込む場合にあつては出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十七条又は第十九条の規定による払込期限の前日までの間において（払込期限が領収日の翌日であるときは、当該日において）、日本銀行に払い込む場合にあつては当該払込期限までの間において、払込みができることとなつた後、すみやかに払込みをすることを妨げない。 ［項を加える。］ ［項を加える。］ 2　主任収入官吏は、前項の規定により分任収入官吏から領収現金の払込みを受けたときは、これをその払込みを受けた日の翌日（当該日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日又は一月二日、同月三日若しくは十二月三十一日に当たるときは、これらの日の翌日を当該日とみなす。）までに出納官吏事務規程第十七条に規定する現金払込書を添えて日本銀行に払い込まなければならない。

（主任国税収納官吏への払込み）

第三条　［略］

2　前項の場合において、分任国税収納官吏がその領収した現金を払い込むときは、国税収納金等現金払込書の添付に代えて、当該書面を送信（書面等の情報を電子情報処理組織（主任国税収納官吏及び分任国税収納官吏がその所掌に属する国税等（国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第八条第一項に規定する国税等をいう。）の収納に関する事務を処理するため、財務省に設置される電子計算機と主任国税収納官吏及び分任国税収納官吏の所在する官署に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して電気通信回線を通じて転送することをいう。以下この条において同じ。）することができる。この場合において、当該払込みは、当該書面を添えて行われたものとみなす。

3　主任国税収納官吏は、第一項の規定により分任国税収納官吏から国税収納金等現金払込書を添えて領収現金の払込みを受けたときは、別紙第二号書式の領収証書を分任国税収納官吏に交付し、前項の規定により分任国税収納官吏から国税収納金等現金払込書の送信を受けて、領収現金の払込みを受けたときは、領収現金を領収した旨を電子情報処理組織に記録し、記録した旨を分任国税収納官吏に通知しなければならない。

4　主任国税収納官吏は、第一項の規定により分任国税収納官吏から領収現金の払込みを受けたときは、これをその払込みを受けた日の翌日（当該日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は一月二日、同月三日若しくは十二月三十一日に当たるときは、これらの日の翌日を当該日とみなす。）までに国税収納金整理資金事務取扱規則第六十二条第一項に規定する国税収納金整理資金現金払込書を添えて日本銀行に払い込まなければならない。

5　［略］

別紙第1号書式

［書式　略］

備考

［1～4　略］

5　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（主任国税収納官吏への払込み）

第三条　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

2　主任国税収納官吏は、前項の規定により分任国税収納官吏から領収現金の払込みを受けたときは、これをその払込みを受けた日の翌日（当該日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は一月二日、同月三日若しくは十二月三十一日に当たるときは、これらの日の翌日を当該日とみなす。）までに国税収納金整理資金事務取扱規則第六十二条第一項に規定する国税収納金整理資金現金払込書を添えて日本銀行に払い込まなければならない。

3　［同上］

別紙第1号書式

［書式　同左］

備考

［1～4　同左］

［項を加える。］

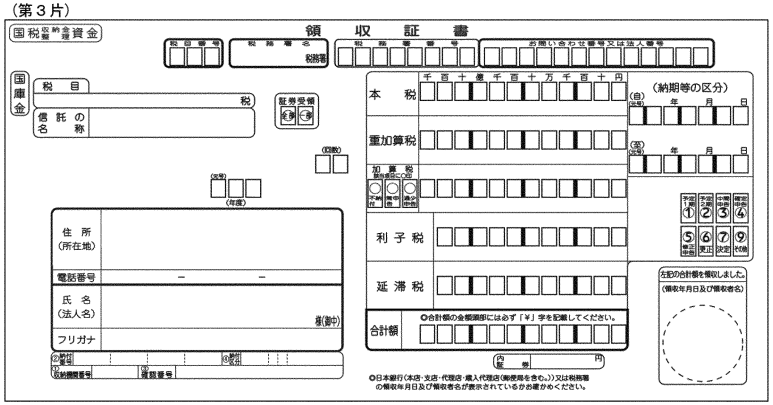
（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部改正）

第五条　電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別紙第１号書式（その１）	別紙第１号書式（その１）
（第１片） 	（第１片）
（第２片） 	（第２片）

（第３片）



備考

1　国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第１号書式備考１から３までは、この書式について準用する。

2　納税者の住所（所在地）及び氏名（法人名）、年度、税目番号、税務署名、納期等の区分並びに金額は、法令に別段の定めがある場合を除き、納税者が記載するものとする。

3　窓付き封筒を用いる場合には、納税者の住所（所在地）及び氏名（法人名）欄は、日本産業規格に適合するよう位置及び大きさを定めるものとする。

4　国税通則法（昭和37年法律第66号）第41条第１項の規定により第三者が納付する場合又は国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する第二次納税義務者若しくは国税の保証人が納付する場合においては、納税者の住所（所在地）及び氏名（法人名）欄に当該第三者、第二次納税義務者又は保証人の住所（所在地）及び氏名（法人名）を記載し、納期等の区分欄又は余白に納税者の住所（所在地）及び氏名（法人名）を付記するものとする。

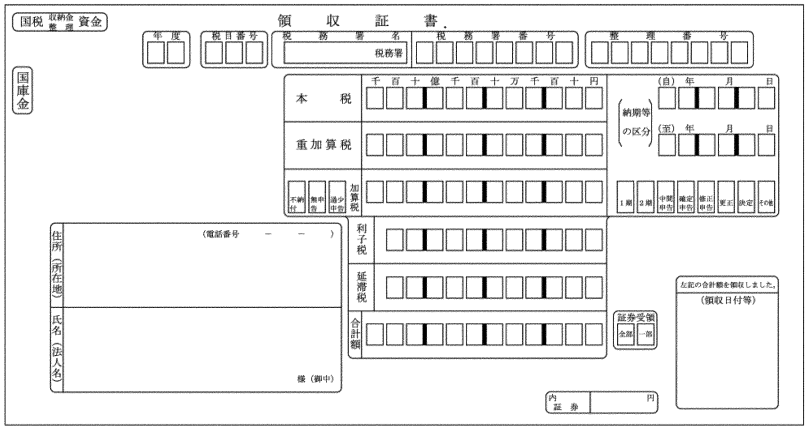
5　自動車重量税に係る納付書にあっては、各片中「住所（所在地）」とあるのは、「納税者が自動車重量税法（昭和46年法律第89号）第６条第２項各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる住所地等」とする。

6　登録免許税に係る納付書にあっては、各片中「住所（所在地）」とあるのは、「納税者が登録免許税法（昭和42年法律第35号）第８条第２項各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる住所地等」とするほか、当該登録免許税が登記所の取り扱う登記に係るものである場合には、第３片中「領収証書」とあるのを「領収証書（照合用）」とするほかはこれと同一の書面を作成し、同片に接続させるものとする。

7　国税通則法第34条の５第１項の規定により納付受託者が納付する場合の納付書については、税目番号の記載を省略することができる。

8　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく、所要の調整を加えることができる。

（第３片）



備考

1　国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第１号書式備考１から３までは、この書式について準用する。

2　納税者の住所（所在地）及び氏名（法人名）、年度、税目番号、税務署名、納期等の区分並びに金額は、法令に別段の定めがある場合を除き、納税者が記載するものとする。

3　窓付き封筒を用いる場合には、納税者の住所（所在地）及び氏名（法人名）欄は、日本産業規格に適合するよう位置及び大きさを定めるものとする。

4　国税通則法（昭和37年法律第66号）第41条第１項の規定により第三者が納付する場合又は国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する第二次納税義務者若しくは国税の保証人が納付する場合においては、納税者の住所（所在地）及び氏名（法人名）欄に当該第三者、第二次納税義務者又は保証人の住所（所在地）及び氏名（法人名）を記載し、納期等の区分欄又は余白に納税者の住所（所在地）及び氏名（法人名）を付記するものとする。

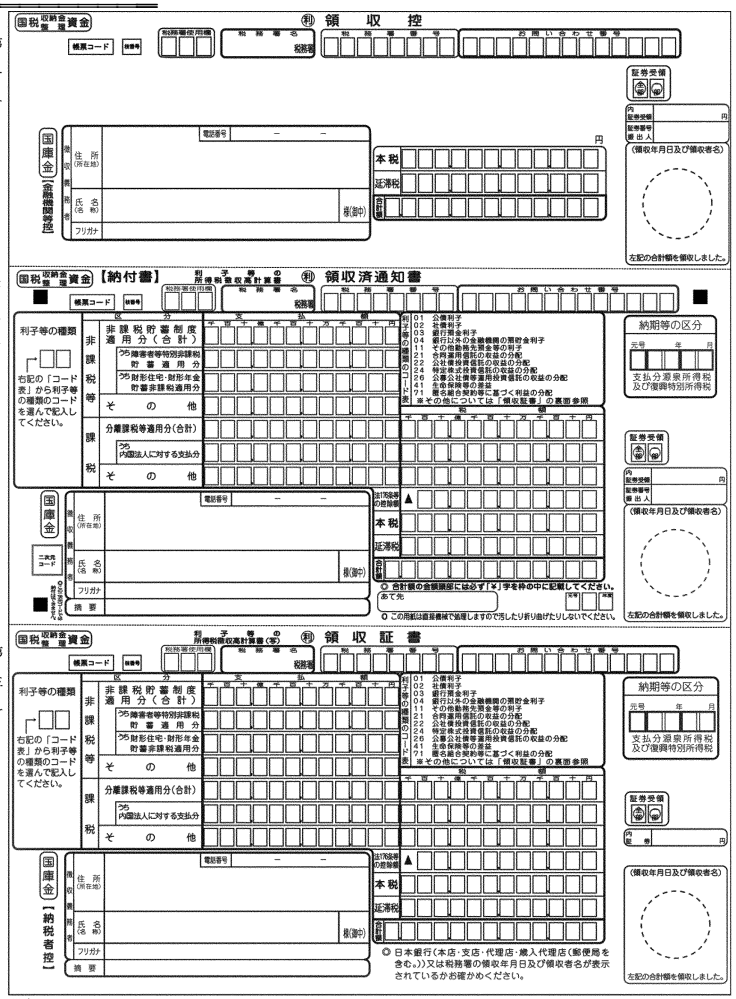
5　自動車重量税に係る納付書にあっては、各片中「住所（所在地）」とあるのは、「納税者が自動車重量税法（昭和46年法律第89号）第６条第２項各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる住所地等」とする。

6　登録免許税に係る納付書にあっては、各片中「住所（所在地）」とあるのは、「納税者が登録免許税法（昭和42年法律第35号）第８条第２項各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる住所地等」とするほか、当該登録免許税が登記所の取り扱う登記に係るものである場合には、第３片中「領収証書」とあるのを「領収証書（照合用）」とするほかはこれと同一の書面を作成し、同片に接続させるものとする。

7　国税通則法第34条の５第１項の規定により納付受託者が納付する場合の納付書については、税目番号の記載を省略することができる。

8　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく、所要の調整を加えることができる。

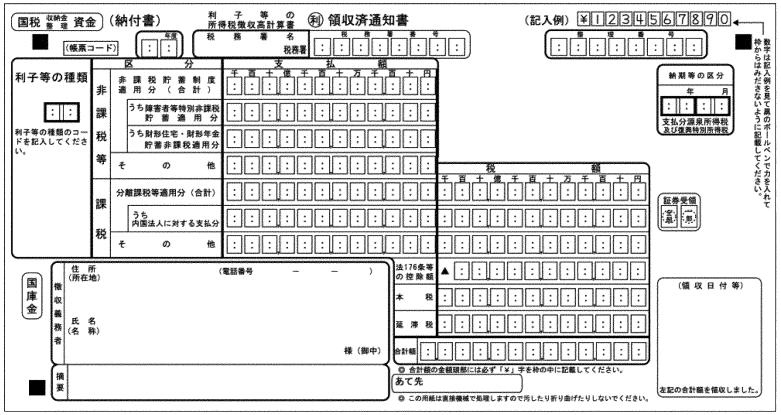
別紙第１号書式（その２）



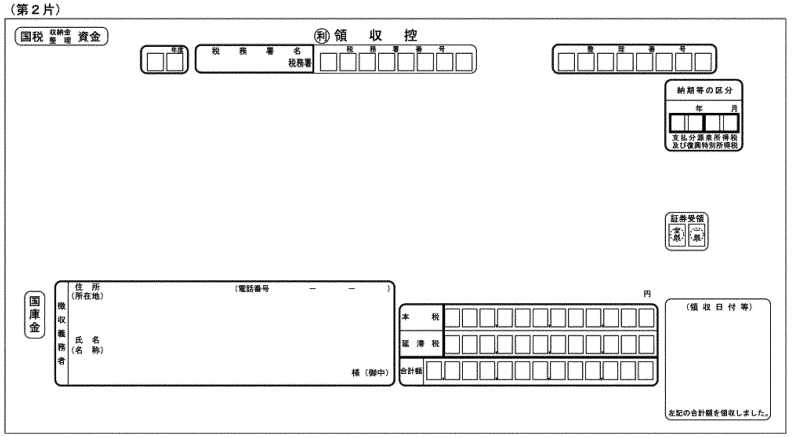
備考
1　別紙第１号書式（その１）備考２及び８は、この書式について準用する。
2　用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

別紙第１号書式（その２）

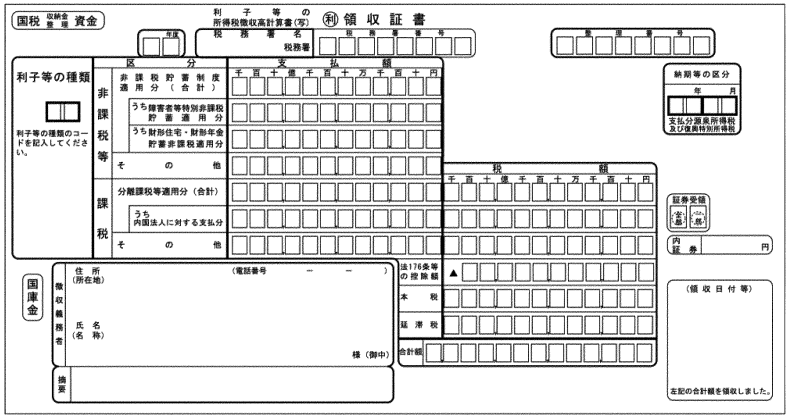
（第１片）



（第２片）

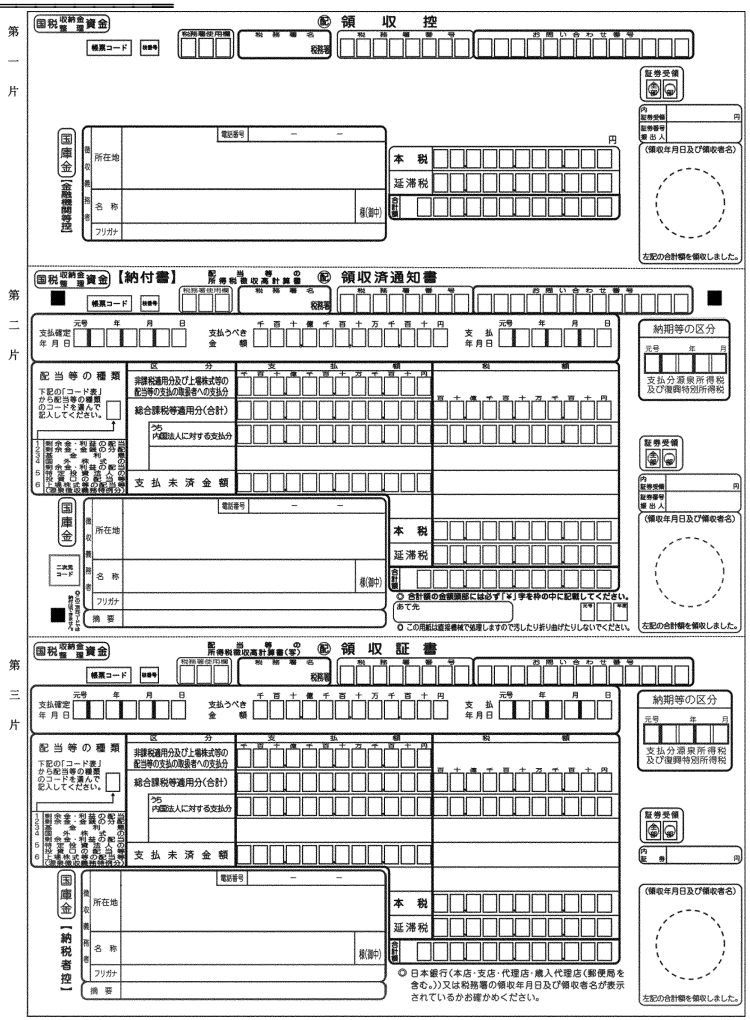


（第３片）



備考
　別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

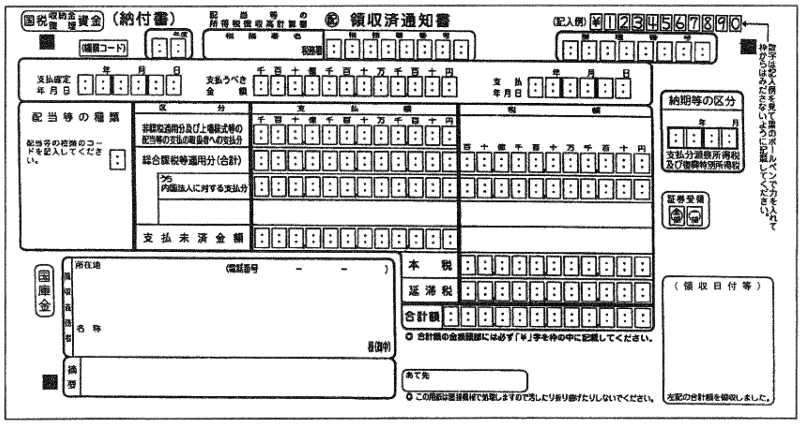
別紙第１号書式（その３）



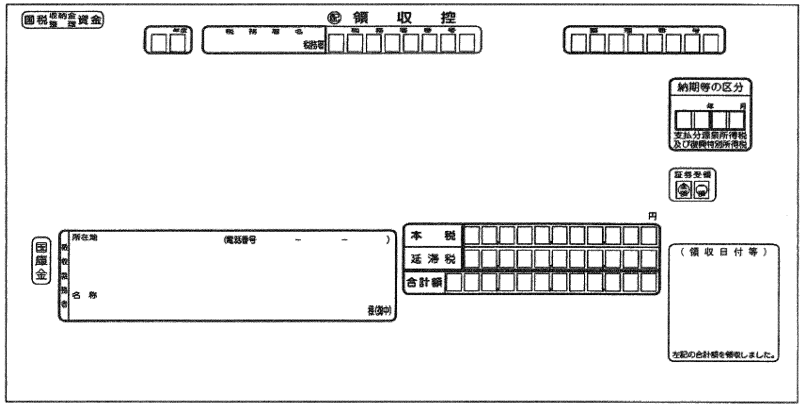
備考
1　別紙第１号書式（その１）備考２及び８は、この書式について準用する。
2　用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

別紙第１号書式（その３）

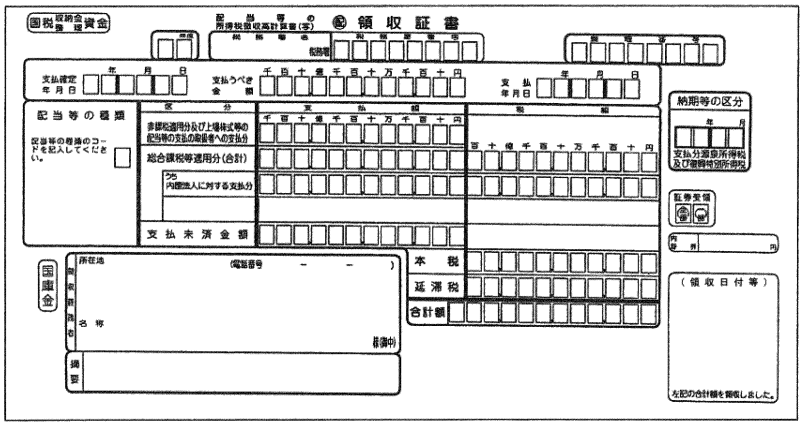
（第１片）



（第２片）



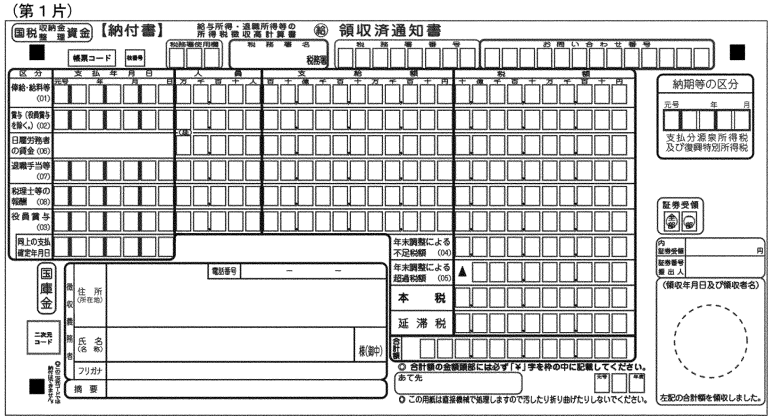
（第３片）



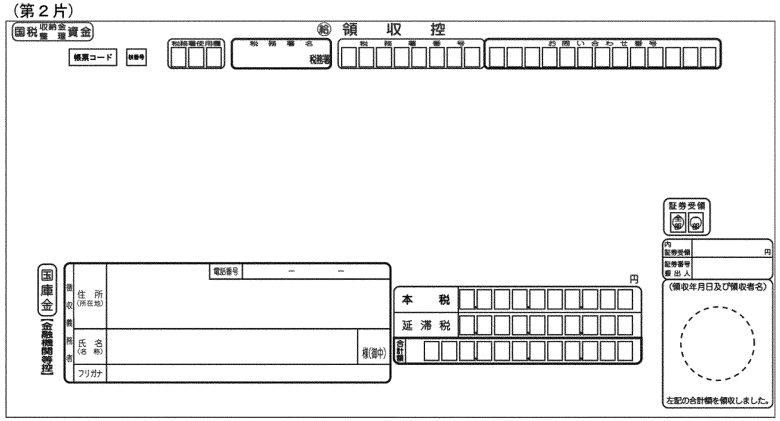
備考
　別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

別紙第１号書式（その４）

（第１片）

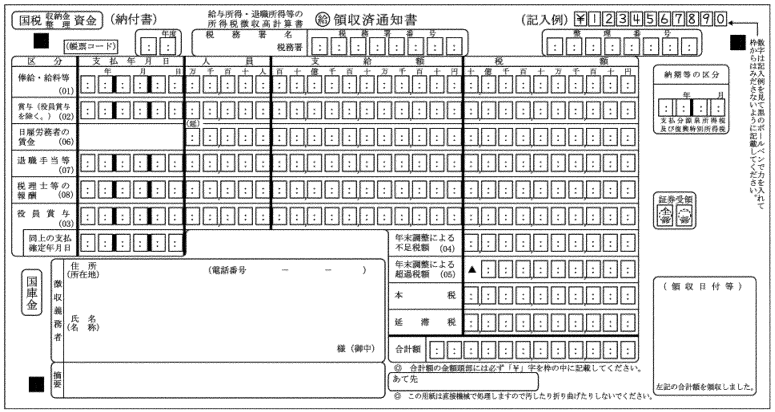


（第２片）

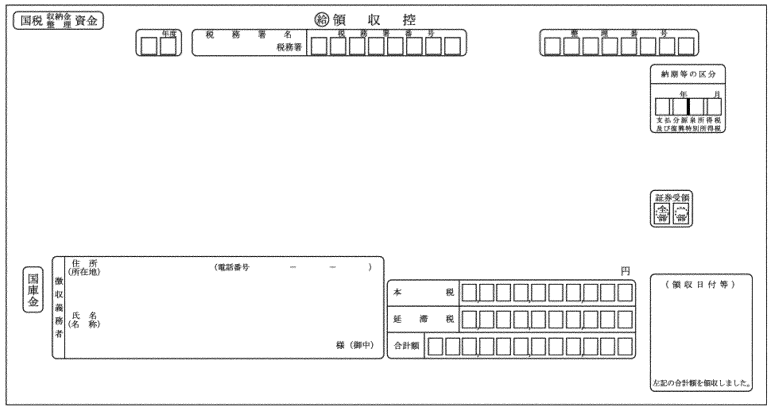


別紙第１号書式（その４）

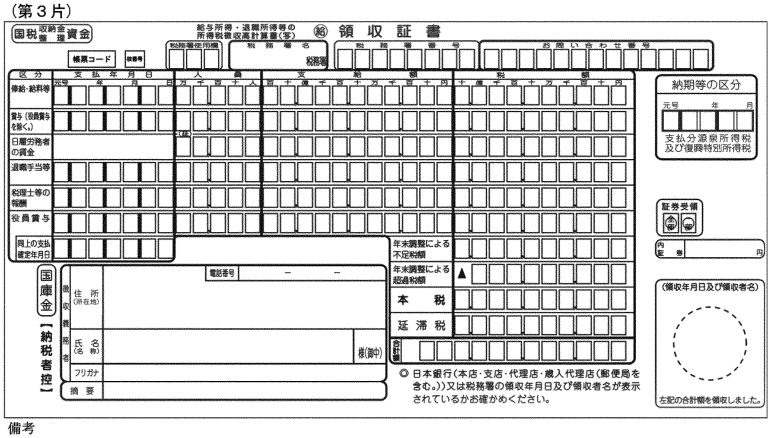
（第１片）



（第２片）



（第３片）

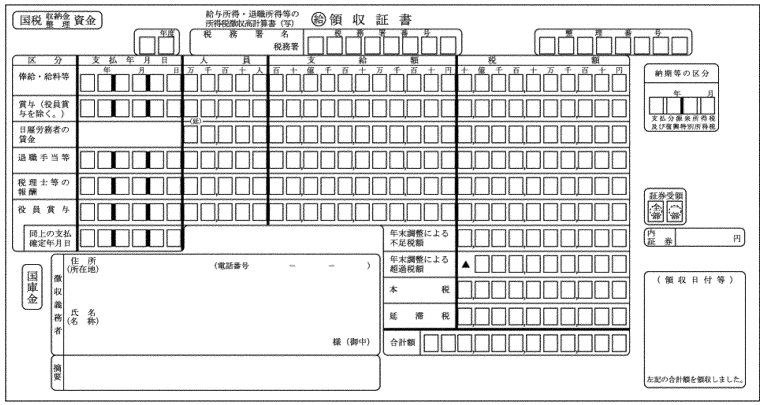


備考

1　別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

2　日本産業規格Ｘ0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、１において準用することとされた別紙第１号書式（その１）備考１において準用することとされた国税通則法施行規則別紙第１号書式備考２及び３にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。

（第３片）

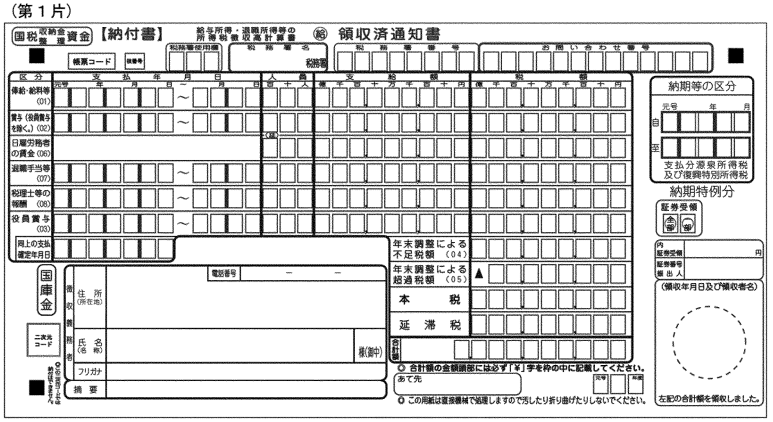


備考

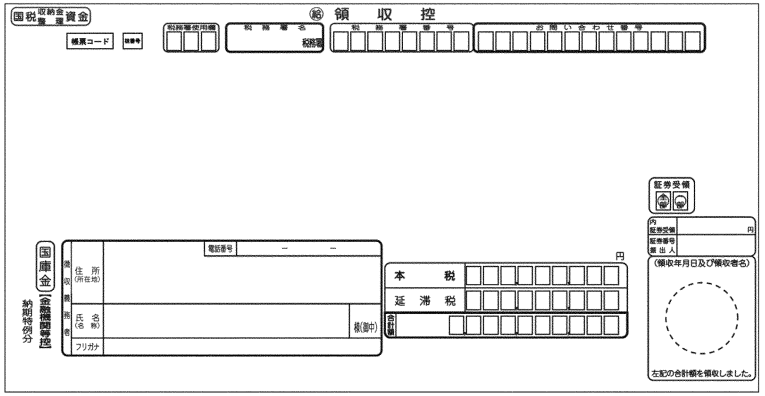
別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

別紙第１号書式（その５）

（第１片）

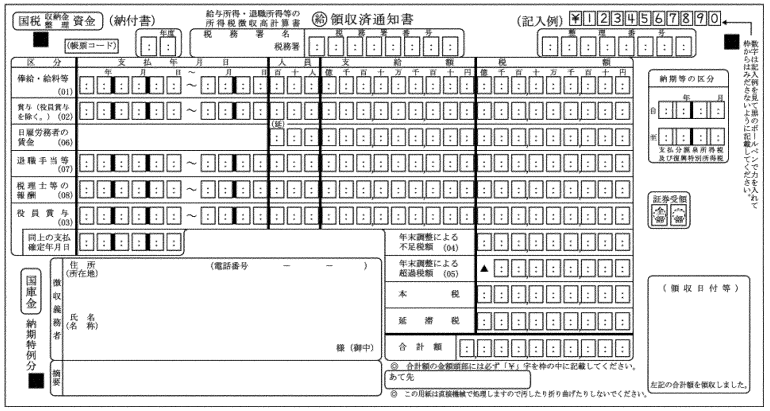


（第２片）

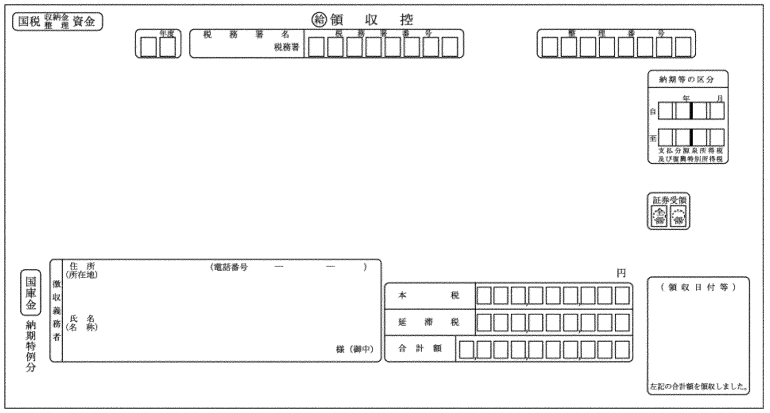


別紙第１号書式（その５）

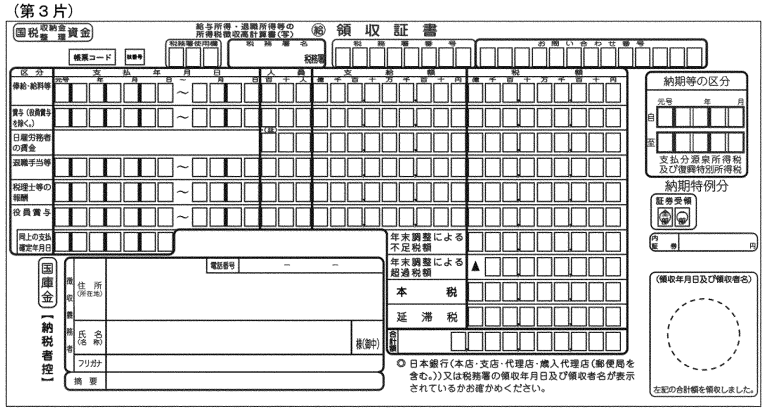
（第１片）



（第２片）



（第３片）

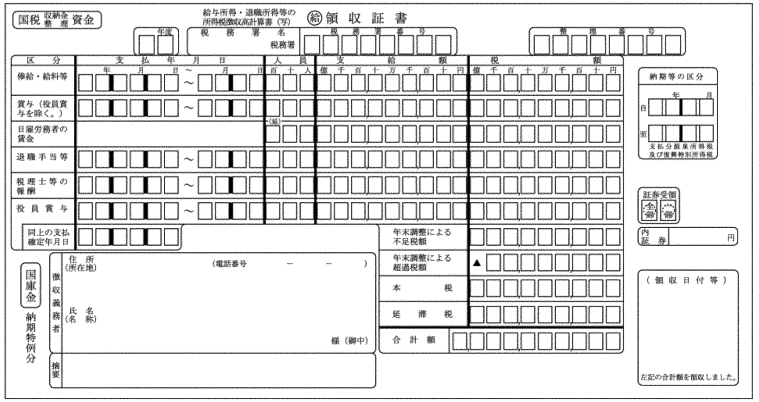


備考

1　別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

2　日本産業規格Ｘ0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、１において準用することとされた別紙第１号書式（その１）備考１において準用することとされた国税通則法施行規則別紙第１号書式備考２及び３にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。

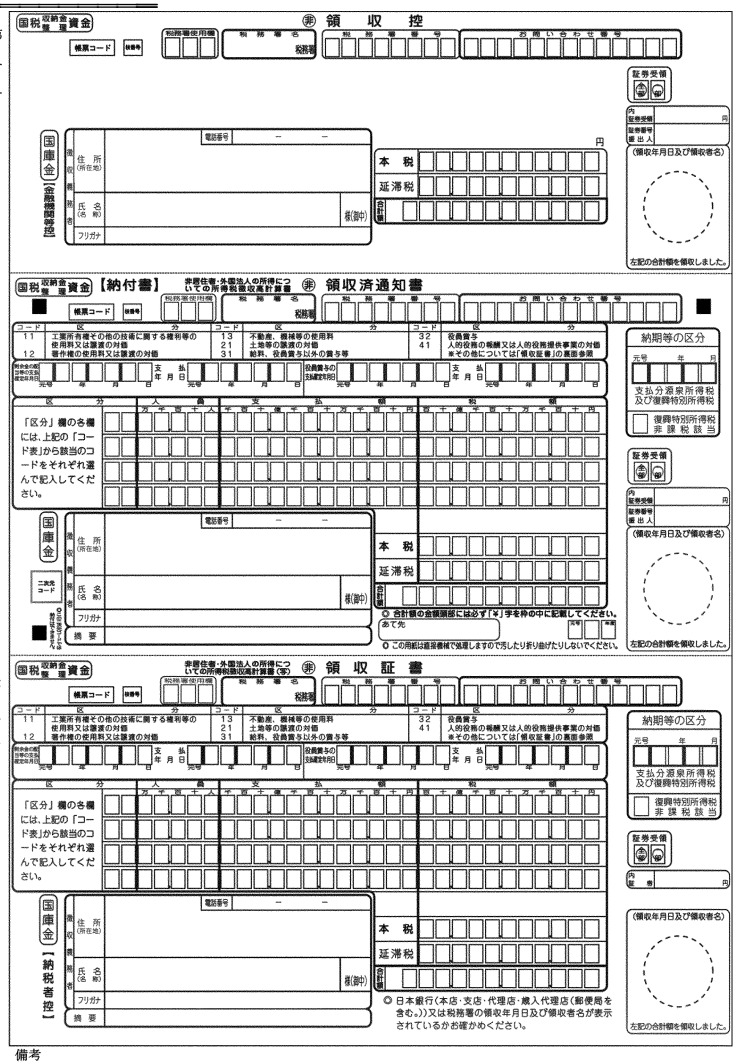
（第３片）



備考

別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

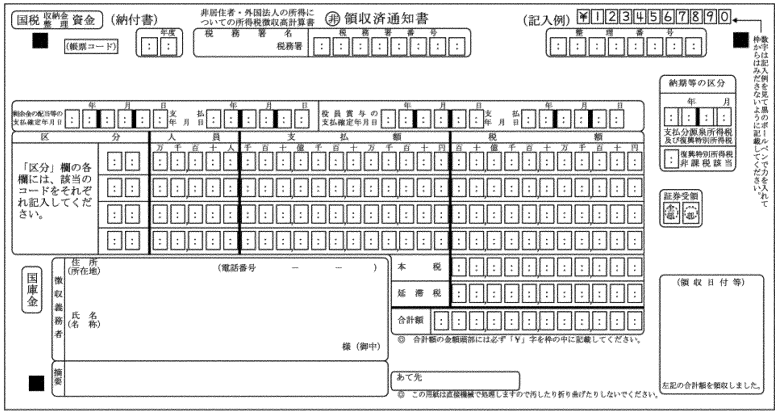
別紙第１号書式（その６）



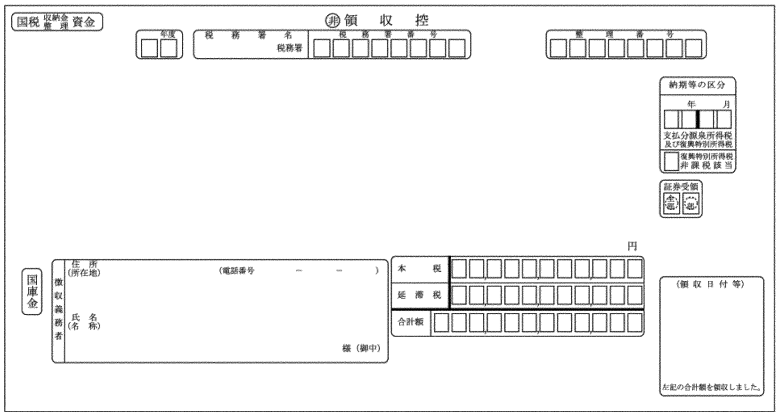
備考
1　別紙第１号書式（その１）備考２及び８は、この書式について準用する。
2　用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

別紙第１号書式（その６）

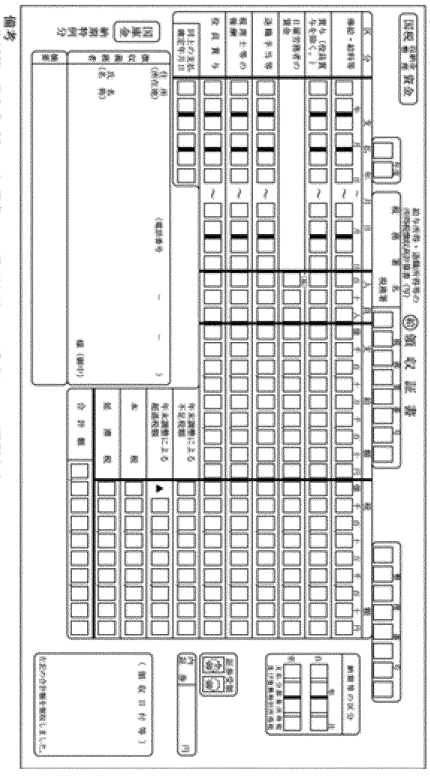
（第１片）



（第２片）

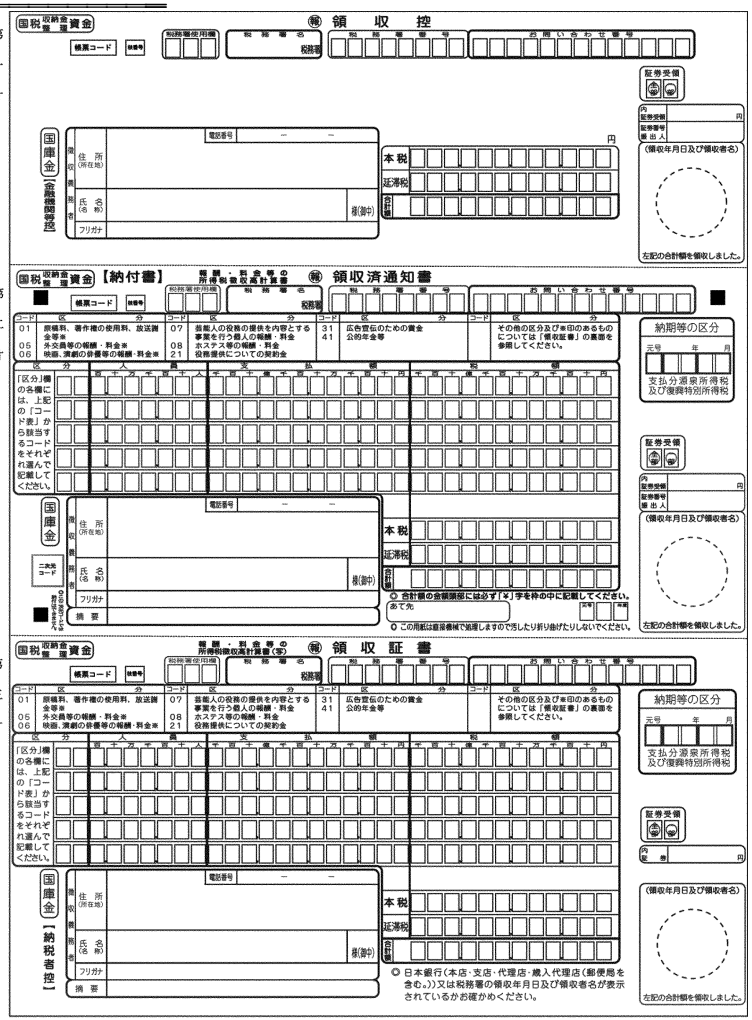


（第３片）



備考　別紙第１号様式（その１）備考１、２及び８は、この様式について準用する。

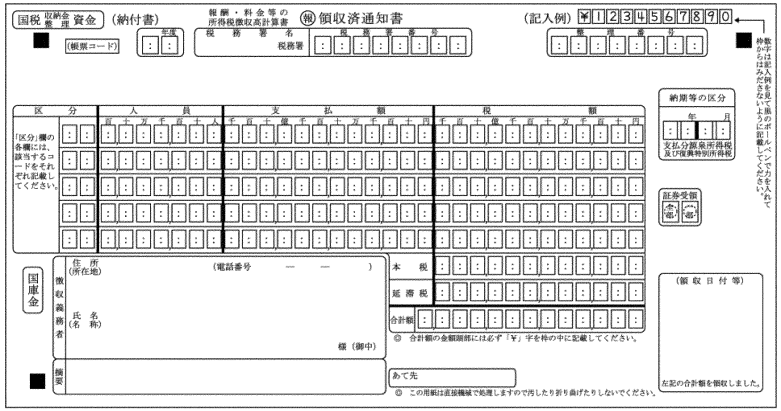
別紙第１号書式（その７）



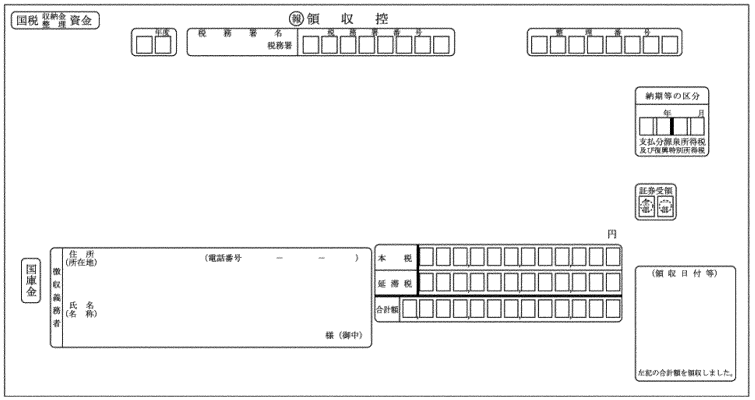
備考
１　別紙第１号書式（その１）備考２及び８は、この書式について準用する。
２　用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

別紙第１号書式（その７）

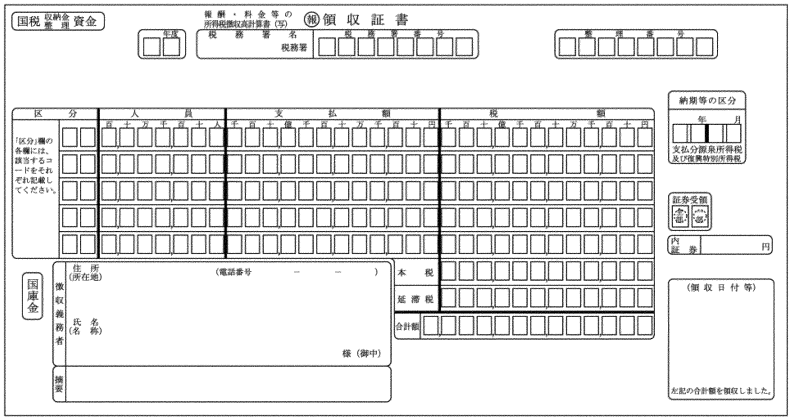
（第１片）



（第２片）



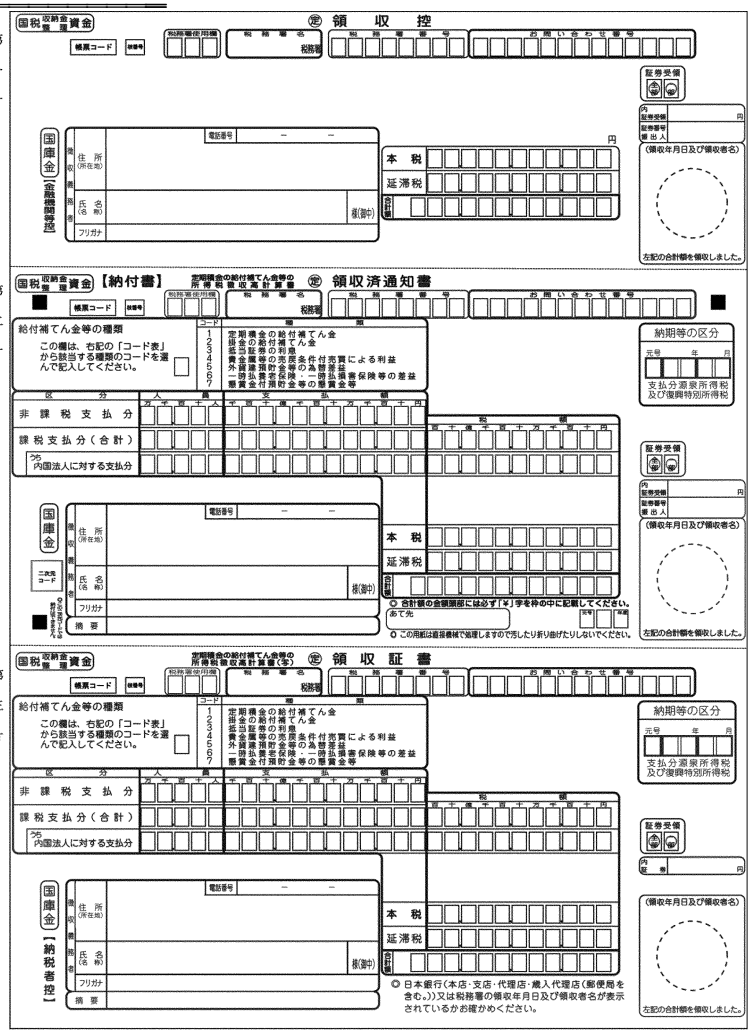
（第３片）



備考

別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

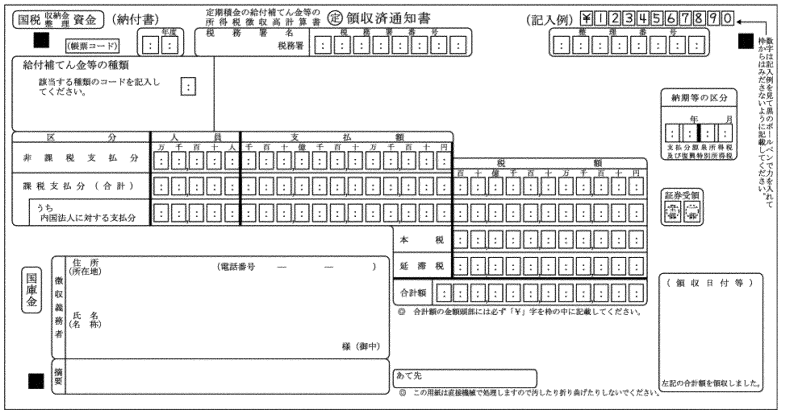
別紙第１号書式（その８）



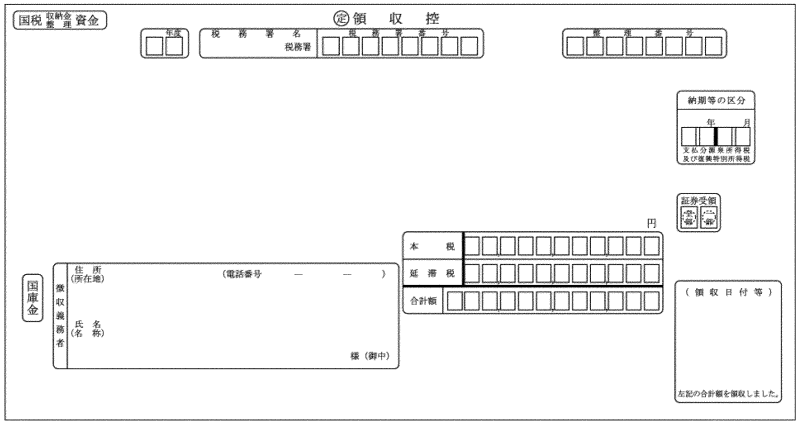
備考
１　別紙第１号書式（その１）備考２及び８は、この書式について準用する。
２　用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

別紙第１号書式（その８）

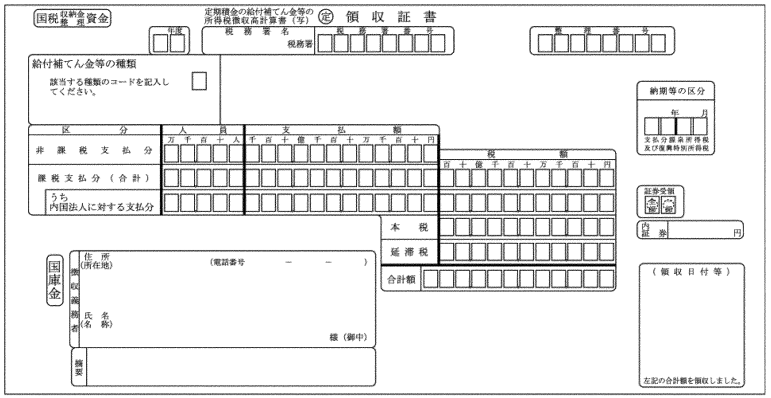
（第１片）



（第２片）

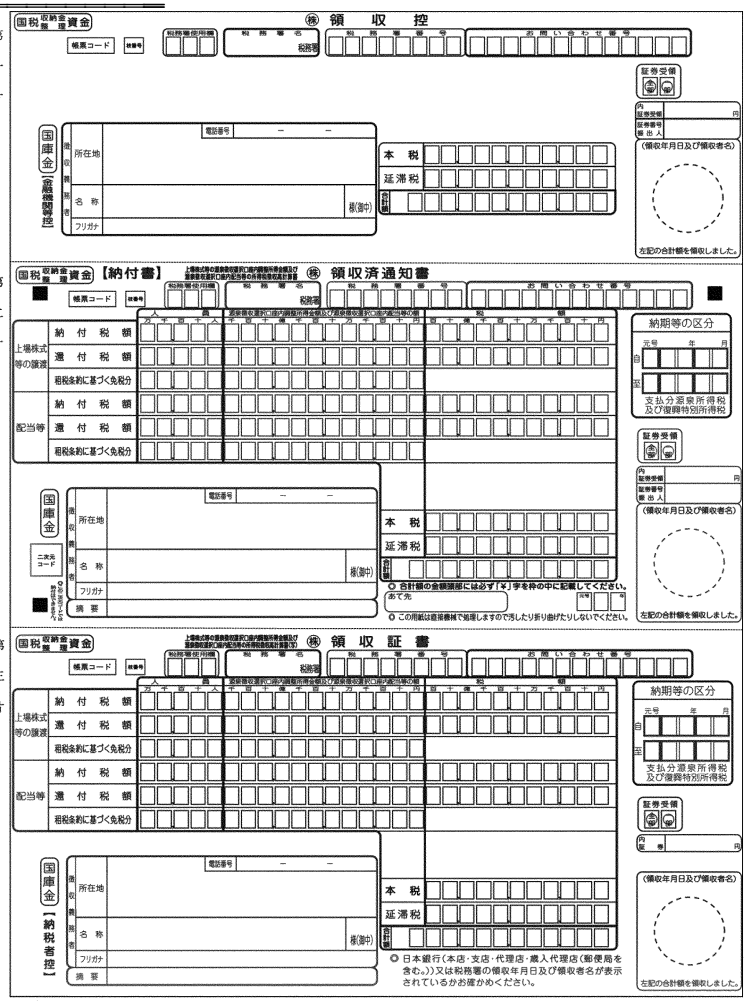


（第３片）



備考
別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

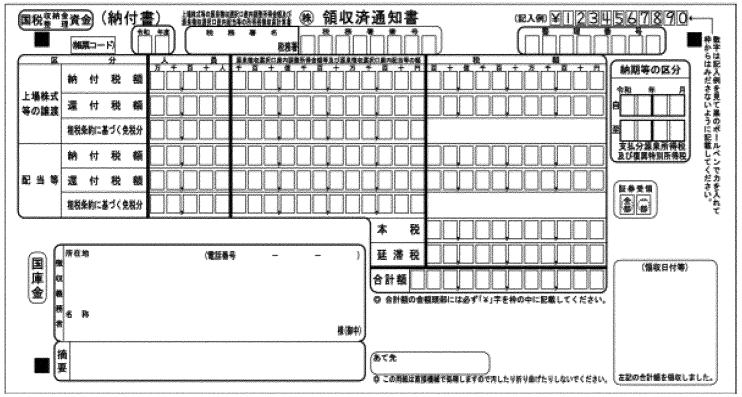
別紙第１号書式（その９）



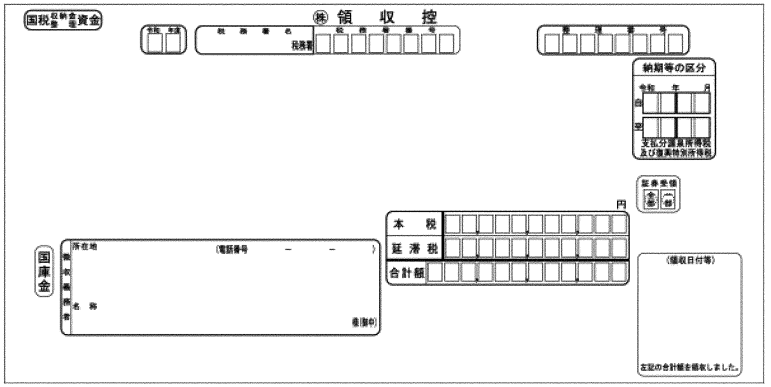
備考
1　別紙第１号書式（その１）備考２及び８は、この書式について準用する。
2　用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

別紙第１号書式（その９）

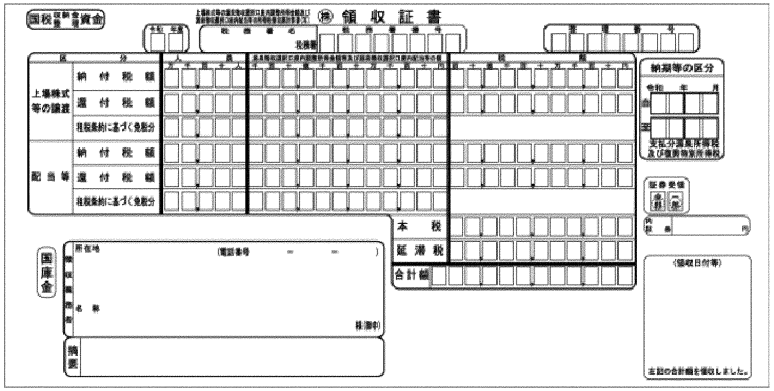
（第１片）



（第２片）



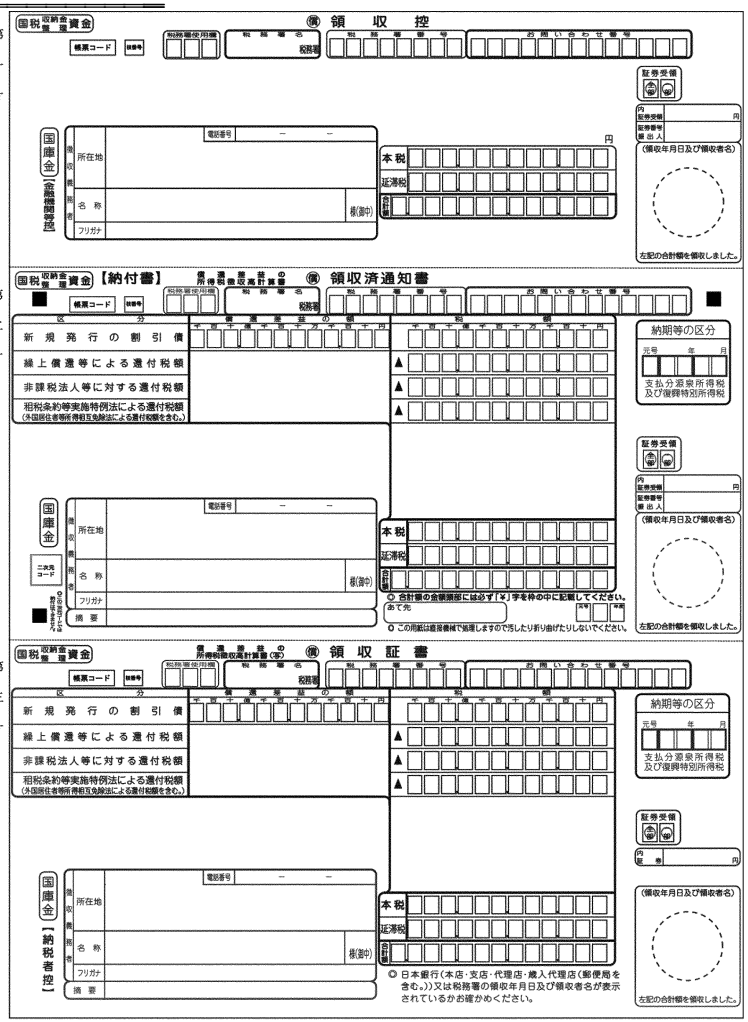
（第３片）



備考

別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

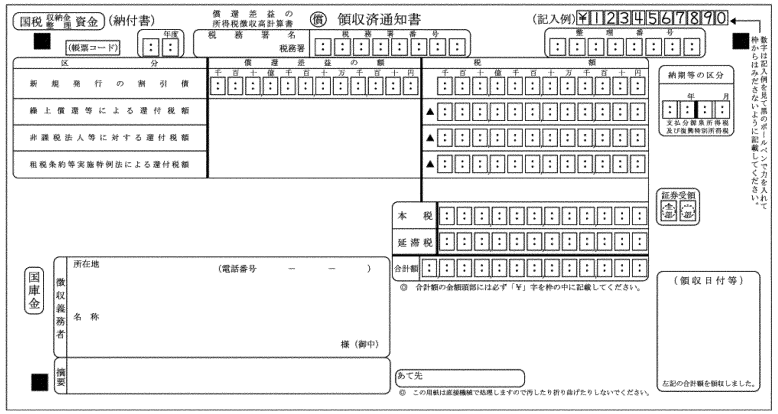
別紙第１号書式（その10）



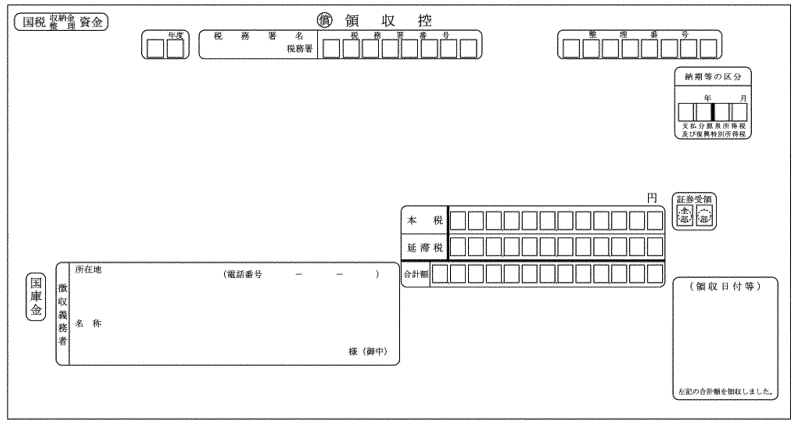
備考
１　別紙第１号書式（その１）備考２及び８は、この書式について準用する。
２　用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

別紙第１号書式（その10）

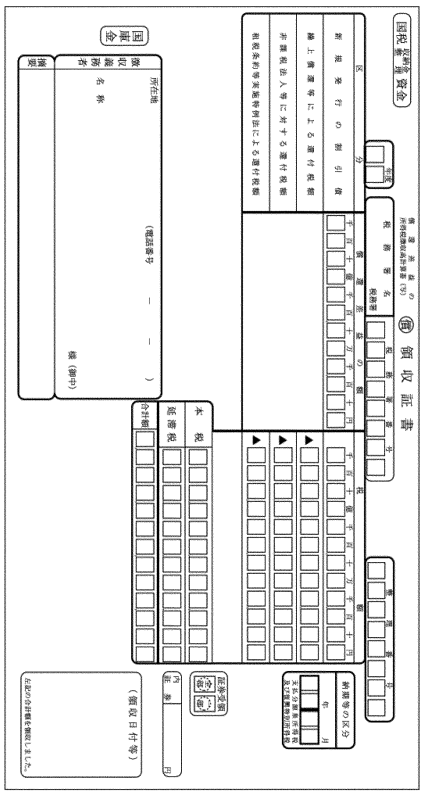
（第１片）



（第２片）



（第３片）



備考
別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

［書式を削る。］

別紙第１号書式（その十一）

（納付書）　領収済通知書

国税収納金整理資金（税関コード）　年度　税目番号　税務署名　税務署番号　整理番号

国庫金　税目　税　信託の名称

本税　重加算税　加算税　利子税　延滞税　合計額

納期等の区分　（自）年月日　（至）年月日

（申告区分）該当項目に○印を付してください。
①予定1期　②予定2期　③中間申告　④確定申告　⑤修正申告　⑥更正　⑦決定　⑧その他

税務署整理欄　（不納付　一般分　滞納分　加算税）

住所（所在地）　（電話番号　－　－　）
氏名（法人名）　様（御中）
（フリガナ）

①収納機関番号　００２００　③確認番号　④納付区分

証券番号　金額　円

（確定区分）　（確定額）　（回数）　（徴収区分番号）

左記の金額を領収しました。（領収日付等）

証券受領　全額　一部

◎この用紙は直接機械で処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

◎納付書は、裏面の「納付書等の使い方」を確認のうえご使用ください。

◎この欄の「納付番号」等は電子納税にご利用いただく番号です。

◎コンピニでは使用しません。

（切り離さずに金融機関・郵便局の窓口にご提出ください。）

領収控　兼　払込取扱票　国庫金

税務署名　税務署　氏名（法人名）　様（御中）

税目　納期等の区分　合計額　円

国税収納金整理資金　整理番号　証券番号・振出人　証券受領　全額　一部　内証券受領　円　領収・受託日付等（金融機関／コンビニ本部控）

コンビニエンスストア用バーコード

収納代行　コンビニ利用期限

上記の合計額を領収（受託）しました。

＊金融機関では上記利用期限後も使用できます。

払込取扱票

氏名（法人名）　様（御中）

税務署名　整理番号　税目　納期等の区分　合計額　円

受託日付等（コンビニ店舗控）

上記の合計額を受託しました。

＊金融機関では使用しません。

領収証書　兼　払込金受領証　国庫金

氏名（法人名）　様（御中）

税務署名　税務署　国税収納金整理資金　整理番号　収納代行　証券受領　全額　一部　内証券　円

税目　納期等の区分　本税　重加算税　加算税　利子税　延滞税　合計　円

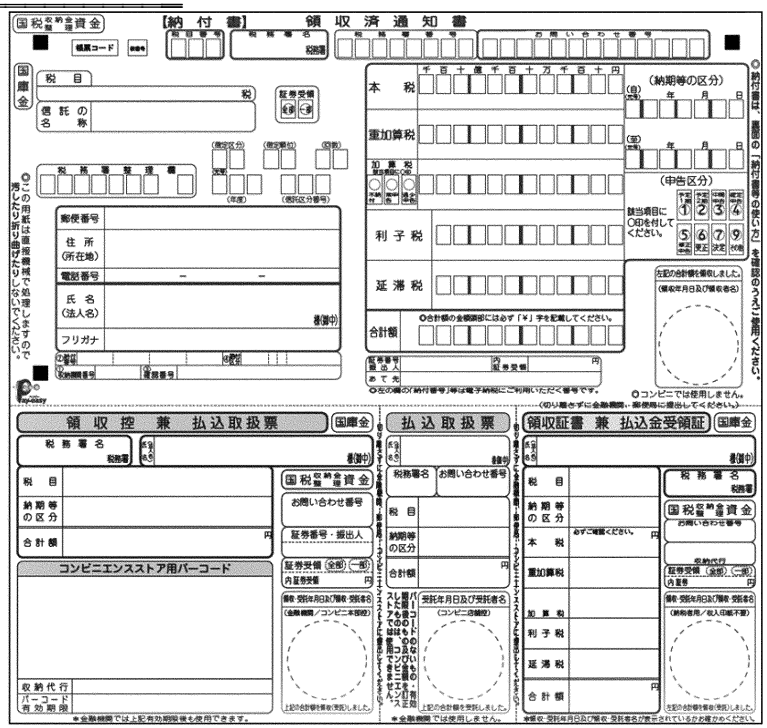
領収・受託日付等（納税者用／収入印紙不要）

上記の合計額を領収（受託）しました。

＊領収・受領印が押されているかお確かめください。

備考　国税通則法施行規則別紙第１号の２書式備考１から３までは、この書式について準用する。

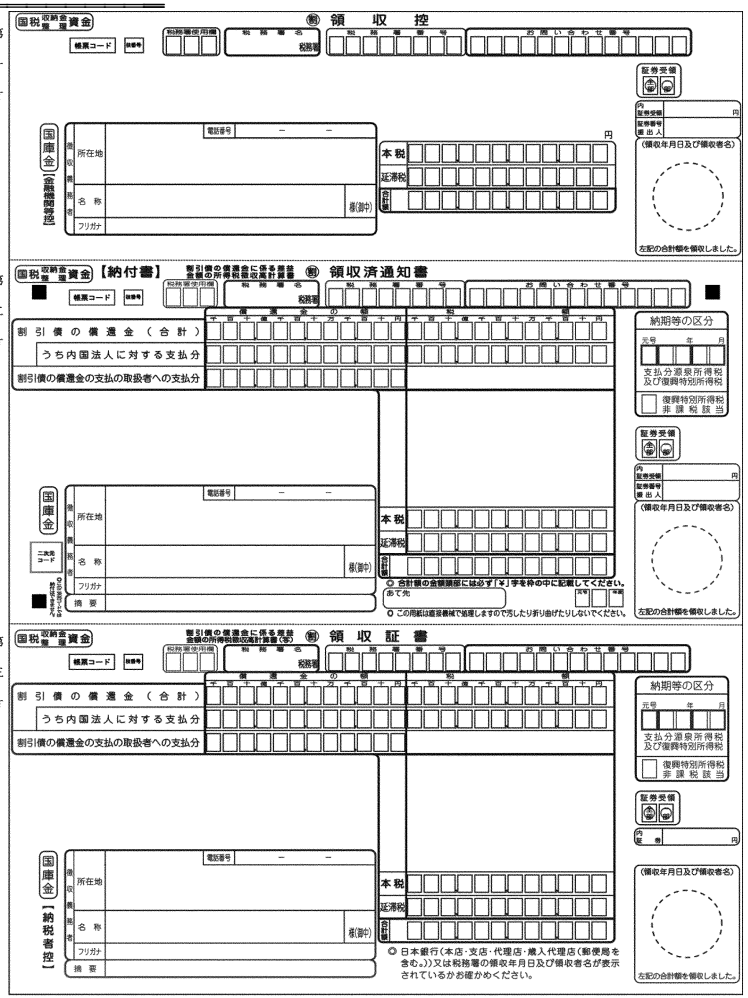
別紙第１号書式（その11）



備考　国税通則法施行規則別紙第１号の２書式備考１から３までは、この書式について準用する。

［書式を加える。］

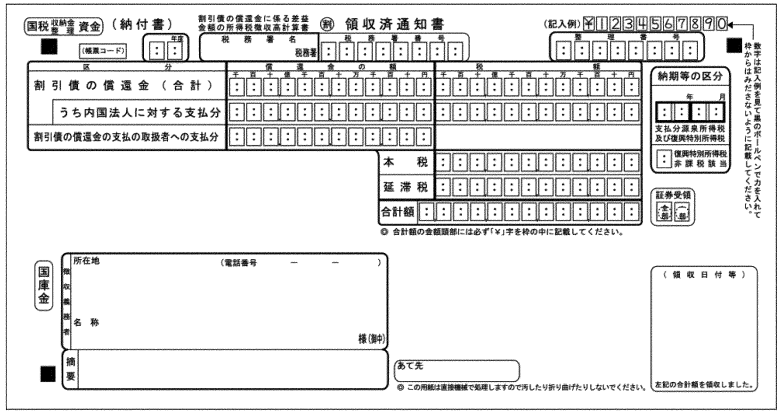
別紙第１号書式（その12）



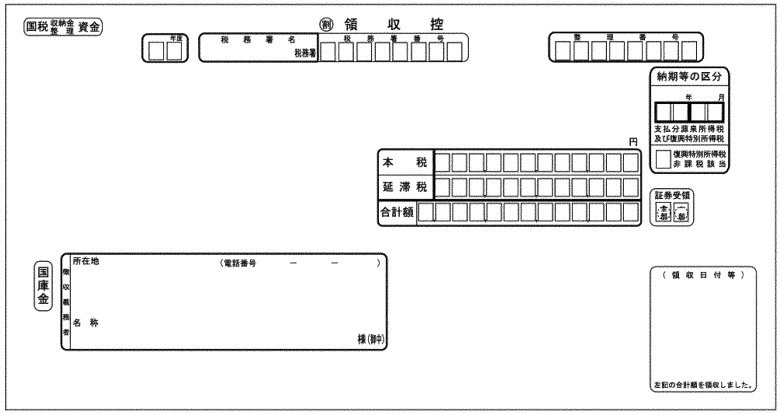
備考
1　別紙第１号書式（その１）備考２及び８は、この書式について準用する。
2　用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

別紙第１号書式（その12）

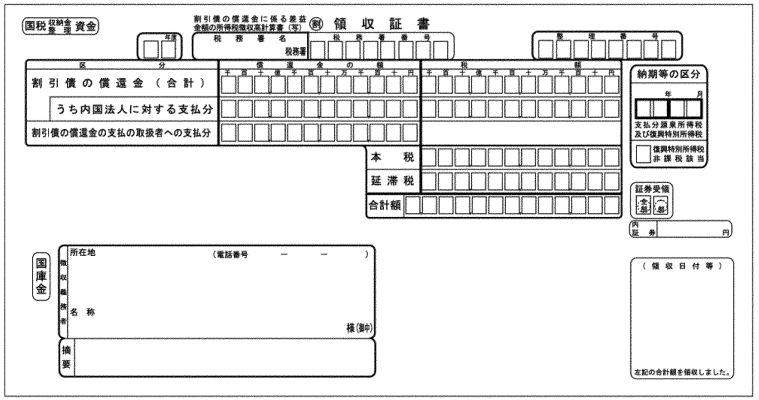
（第１片）



（第２片）



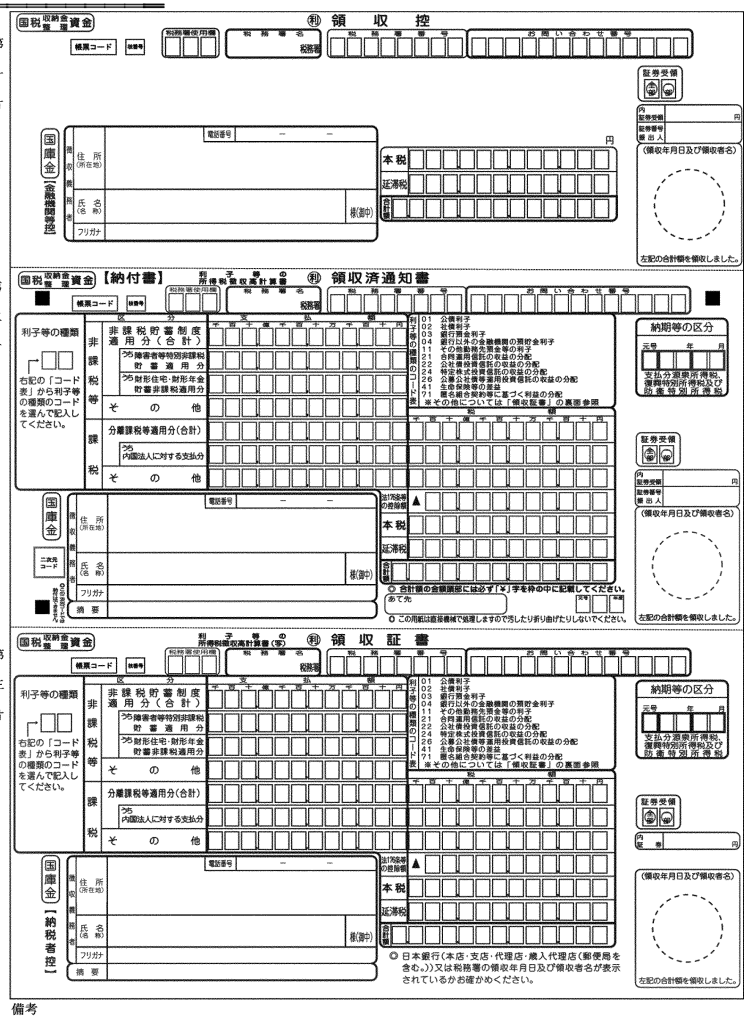
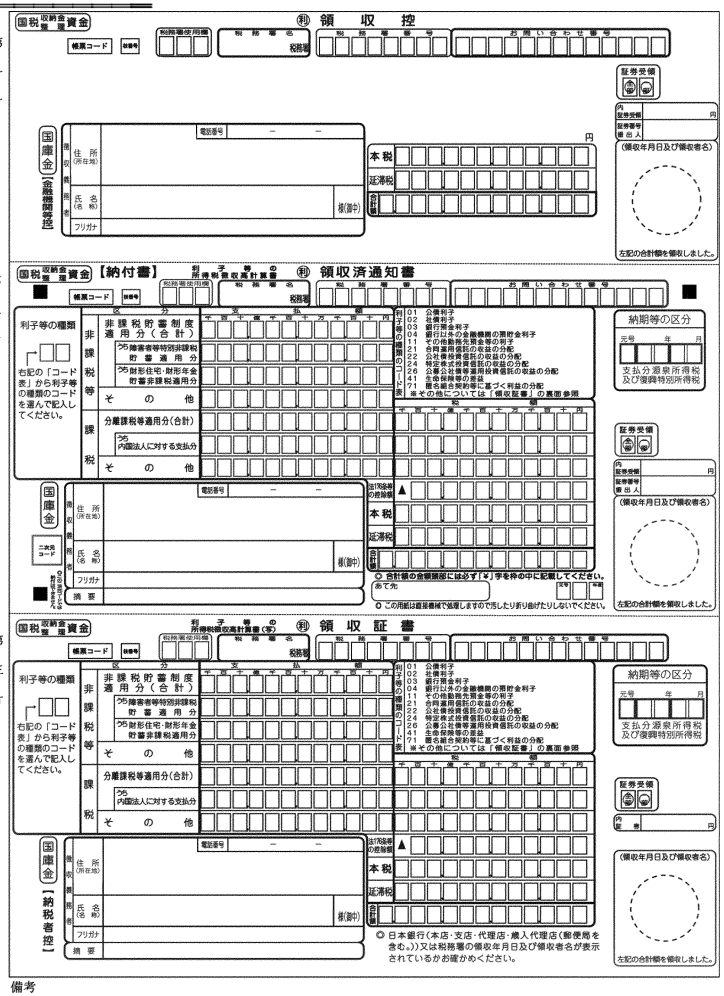
（第３片）



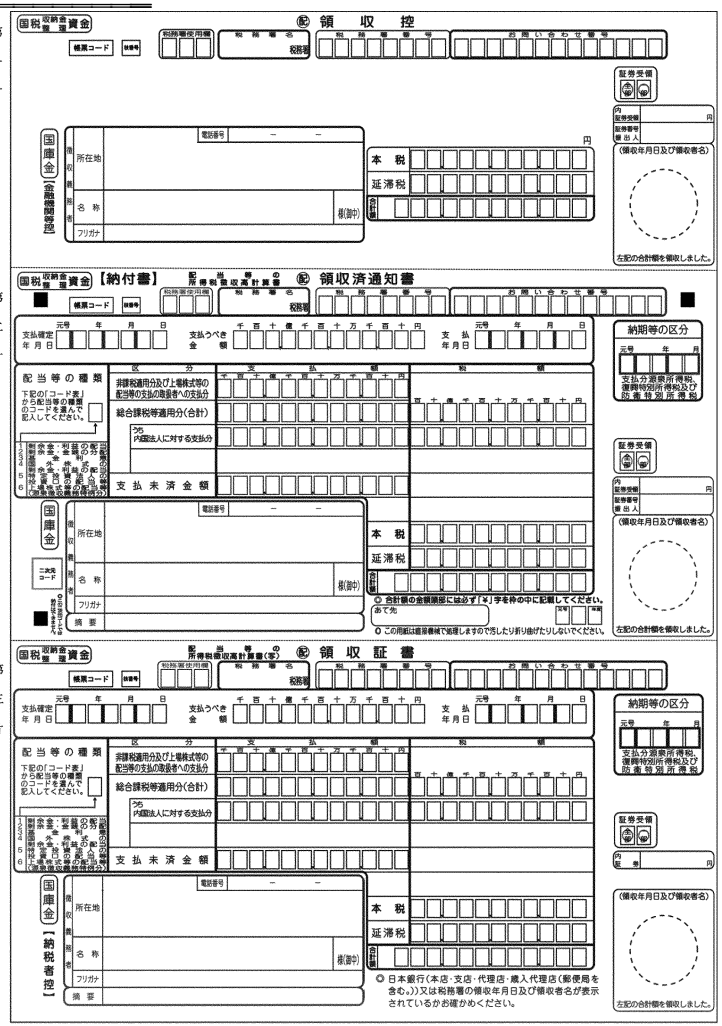
備考
別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

第六条　電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

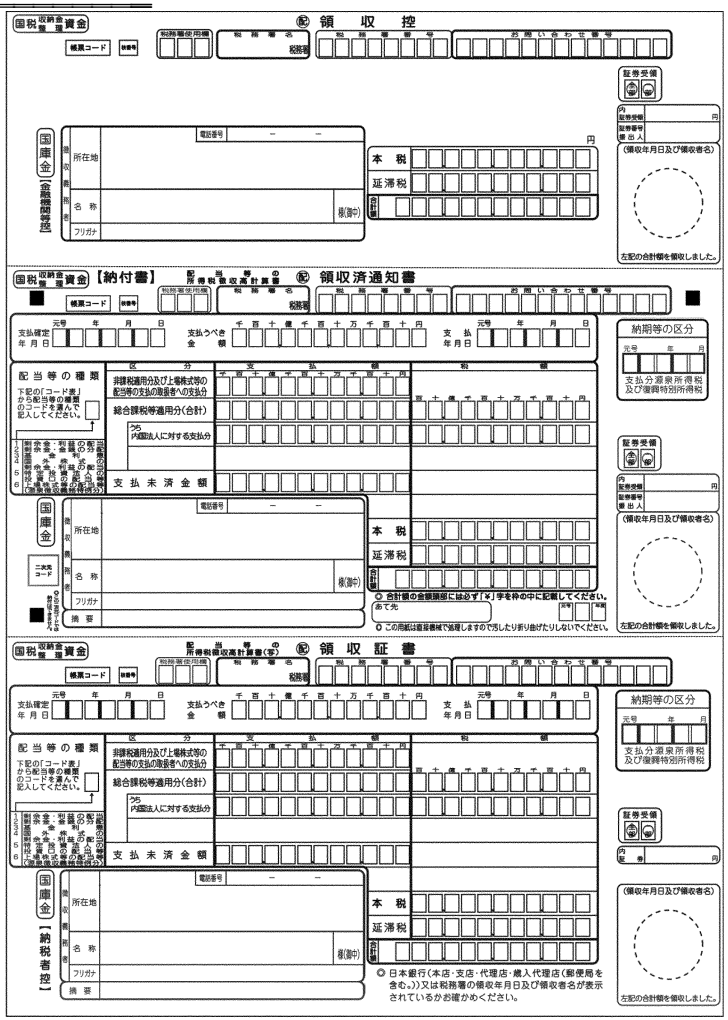
改正後	改正前
別紙第１号書式（その２）	別紙第１号書式（その２）
	
備考 １　別紙第１号書式（その１）備考２及び８は、この書式について準用する。 ２　用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。	備考 １　別紙第１号書式（その１）備考２及び８は、この書式について準用する。 ２　用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

別紙第１号書式（その３）



備考
1　別紙第１号書式（その１）備考２及び８は、この書式について準用する。
2　用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

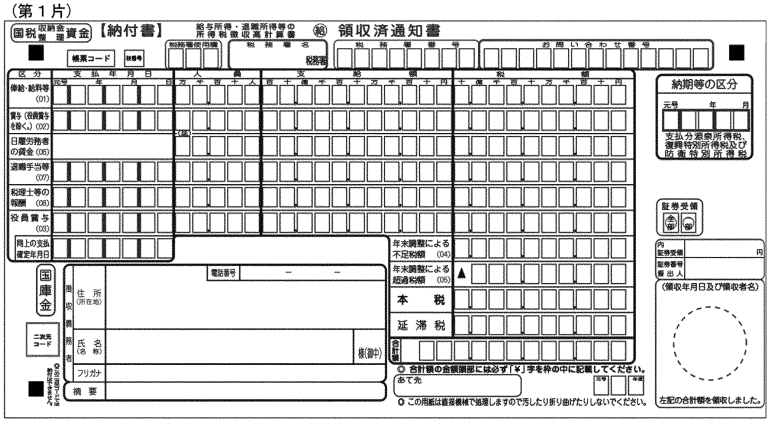
別紙第１号書式（その３）



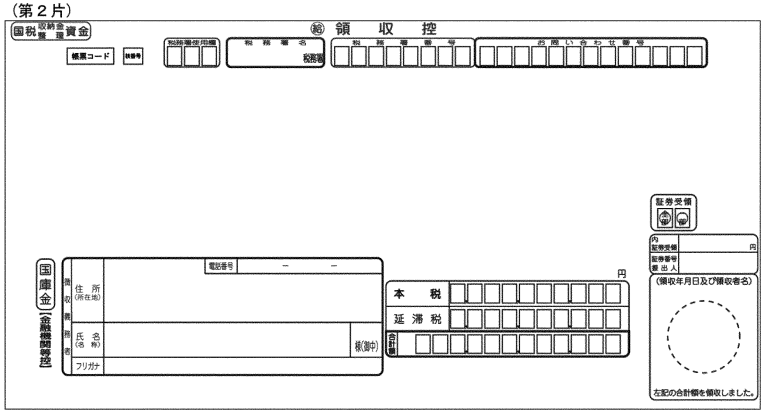
備考
1　別紙第１号書式（その１）備考２及び８は、この書式について準用する。
2　用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

別紙第１号書式（その４）

（第１片）

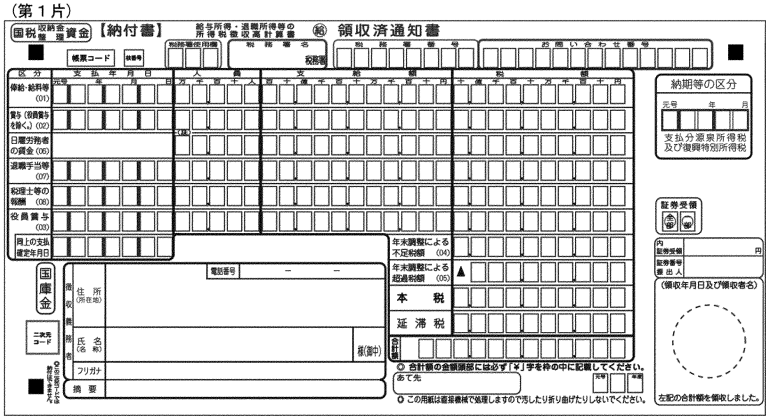


（第２片）

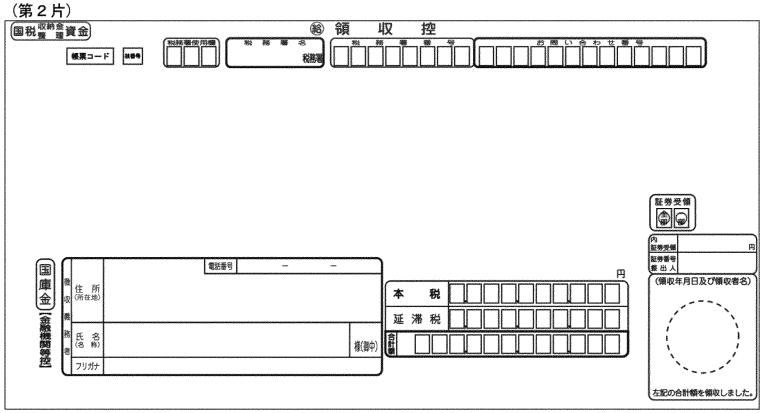


別紙第１号書式（その４）

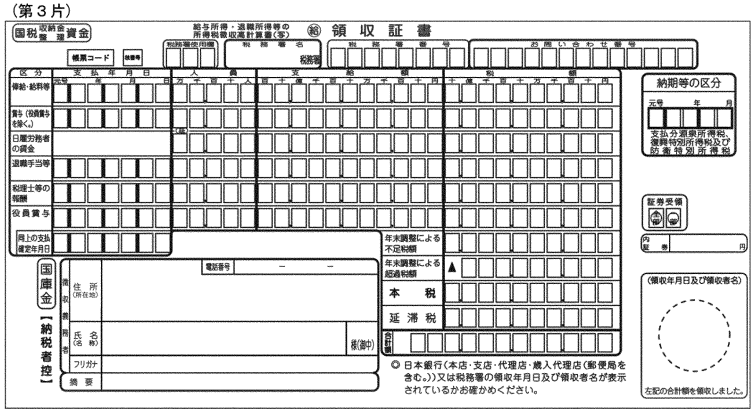
（第１片）



（第２片）



（第３片）

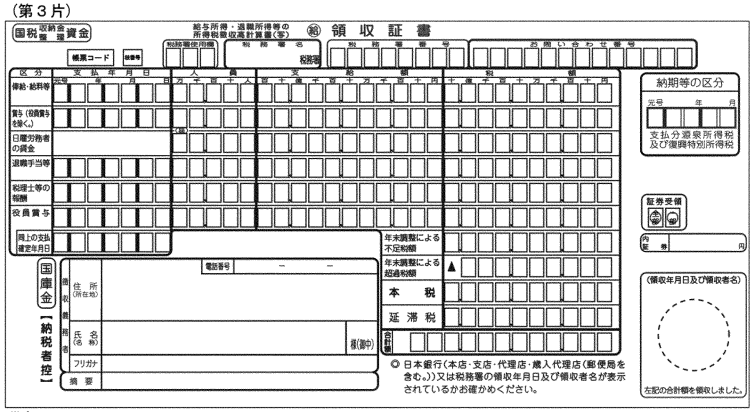


備考

1　別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

2　日本産業規格Ｘ0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、１において準用することとされた別紙第１号書式（その１）備考１において準用することとされた国税通則法施行規則別紙第１号書式備考２及び３にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。

（第３片）



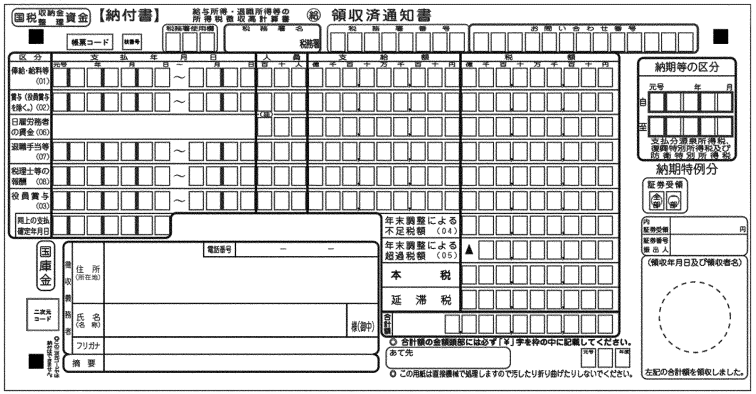
備考

1　別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

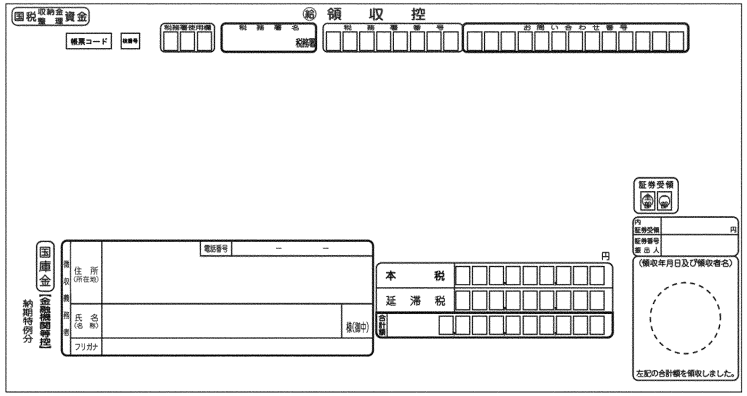
2　日本産業規格Ｘ0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、１において準用することとされた別紙第１号書式（その１）備考１において準用することとされた国税通則法施行規則別紙第１号書式備考２及び３にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。

別紙第１号書式（その５）

（第１片）

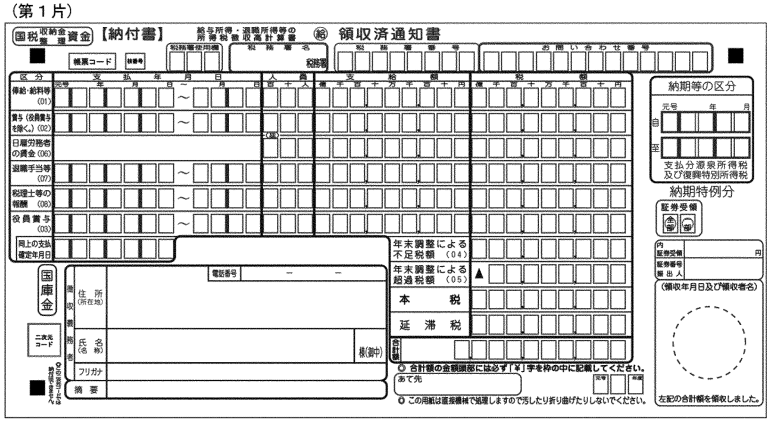


（第２片）

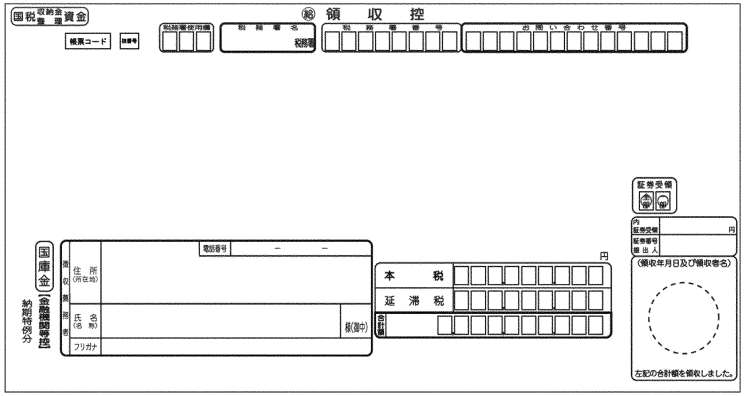


別紙第１号書式（その５）

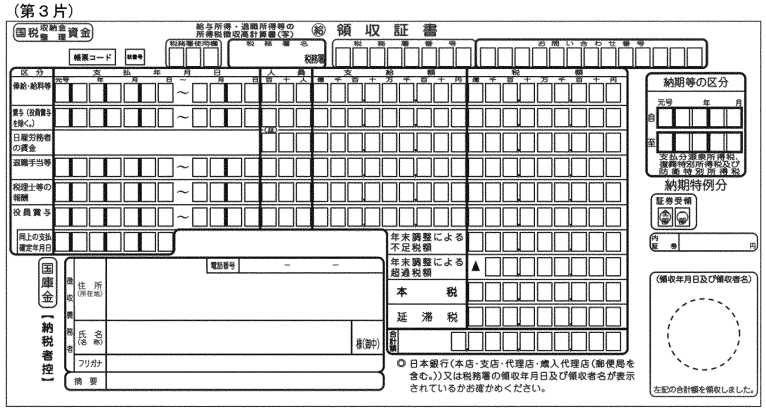
（第１片）



（第２片）



（第３片）

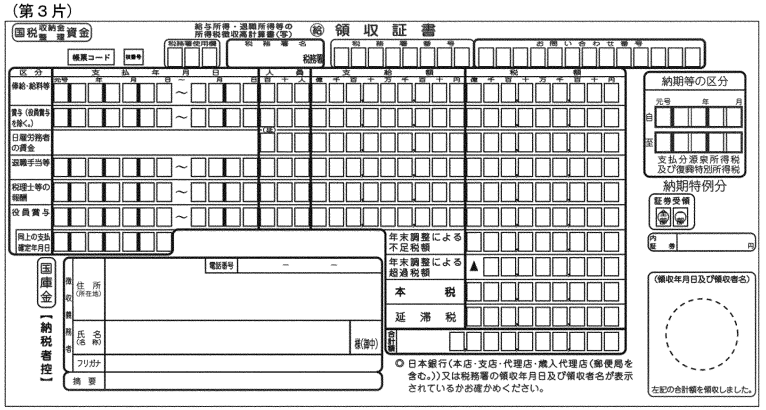


備考

1　別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

2　日本産業規格Ｘ0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、１において準用することとされた別紙第１号書式（その１）備考１において準用することとされた国税通則法施行規則別紙第１号書式備考２及び３にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。

（第３片）

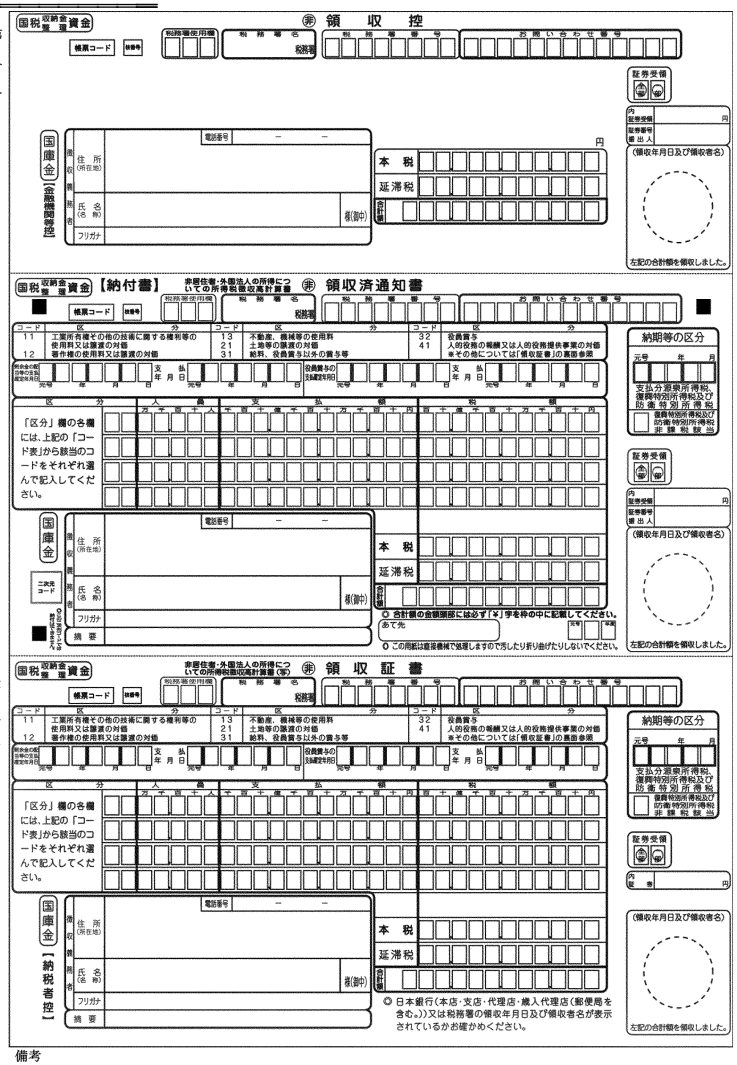


備考

1　別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

2　日本産業規格Ｘ0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、１において準用することとされた別紙第１号書式（その１）備考１において準用することとされた国税通則法施行規則別紙第１号書式備考２及び３にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。

別紙第１号書式（その６）

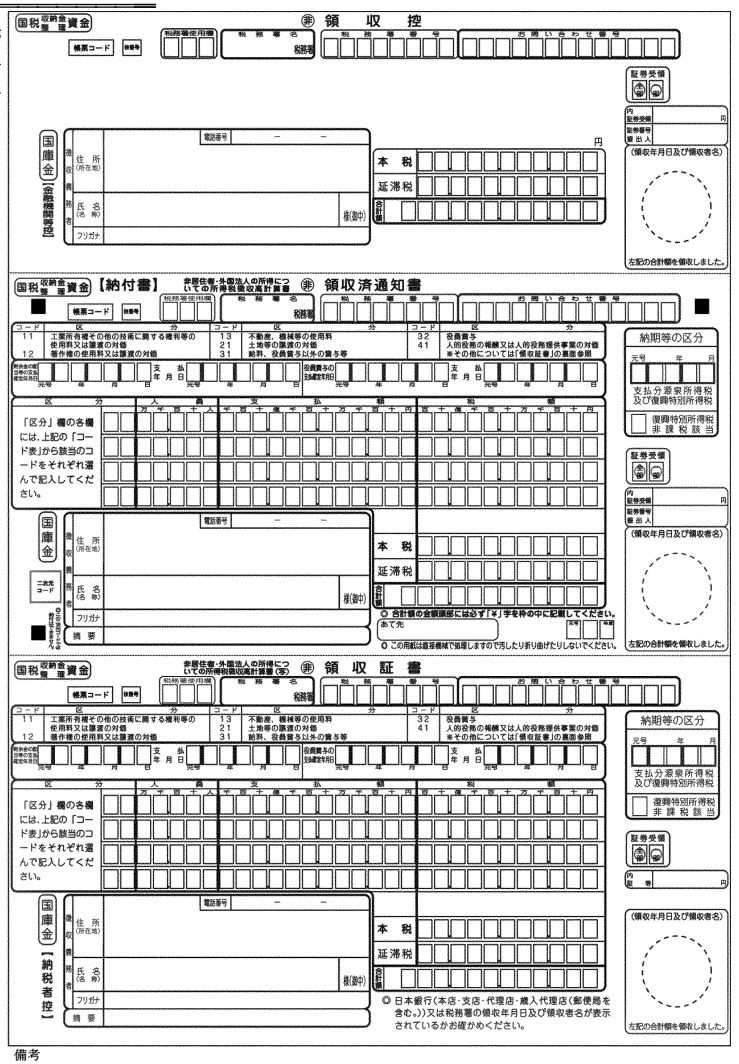


備考

1　別紙第１号書式（その１）備考２及び８は、この書式について準用する。

2　用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

別紙第１号書式（その６）

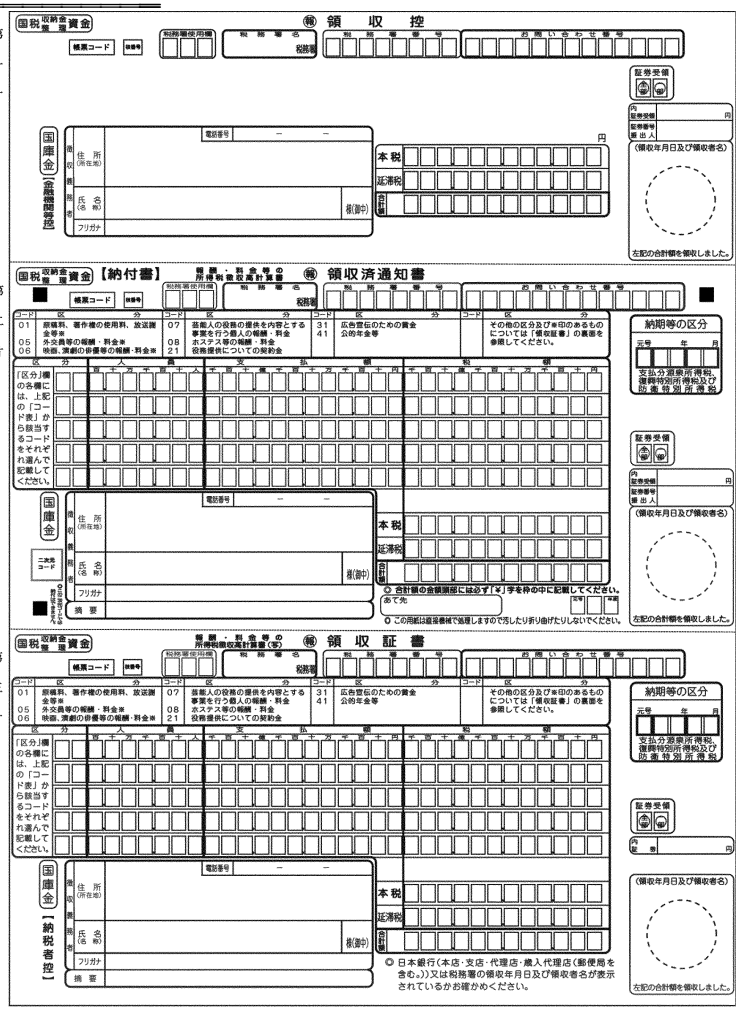


備考

1　別紙第１号書式（その１）備考２及び８は、この書式について準用する。

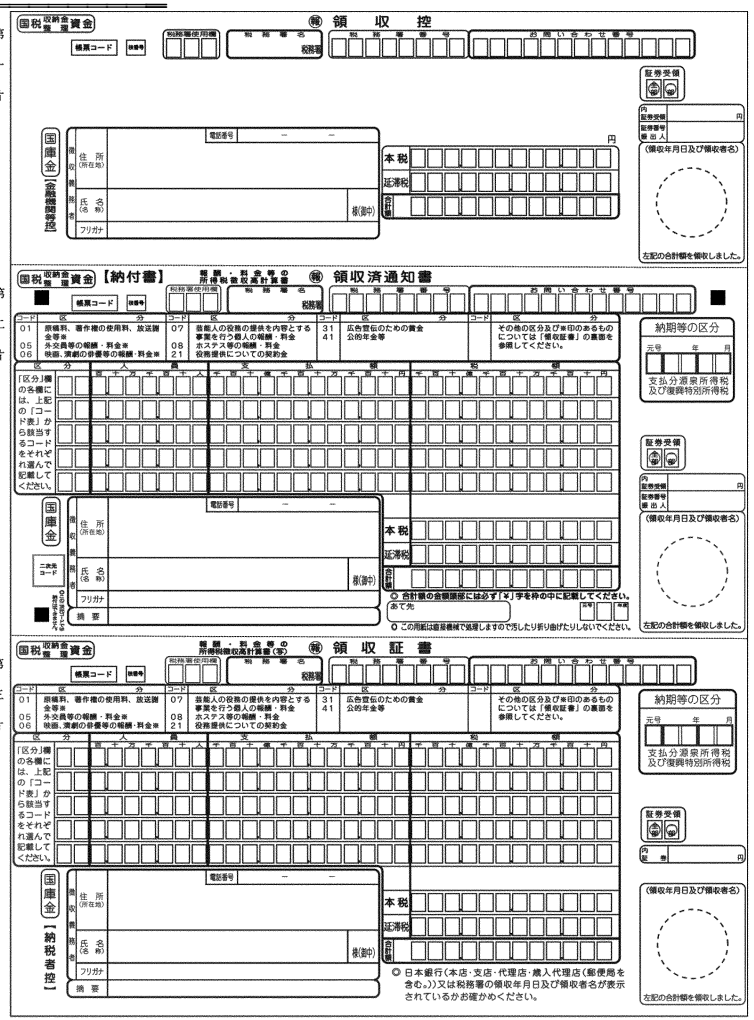
2　用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

別紙第１号書式（その７）



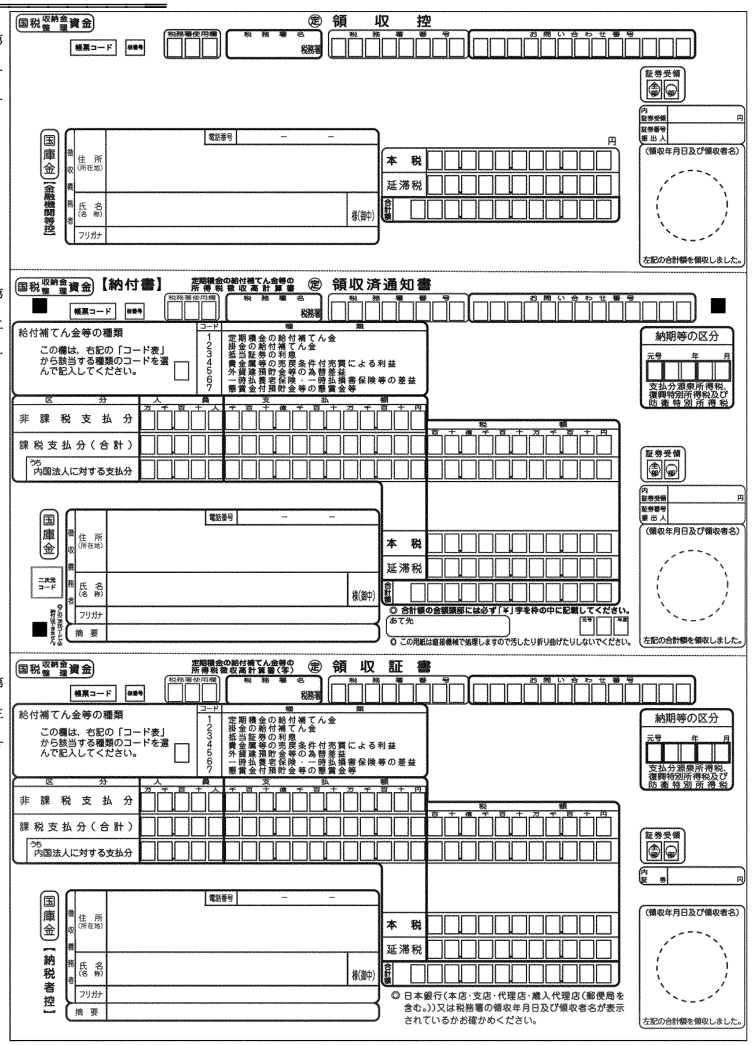
備考
１　別紙第１号書式（その１）備考２及び８は、この書式について準用する。
２　用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

別紙第１号書式（その７）



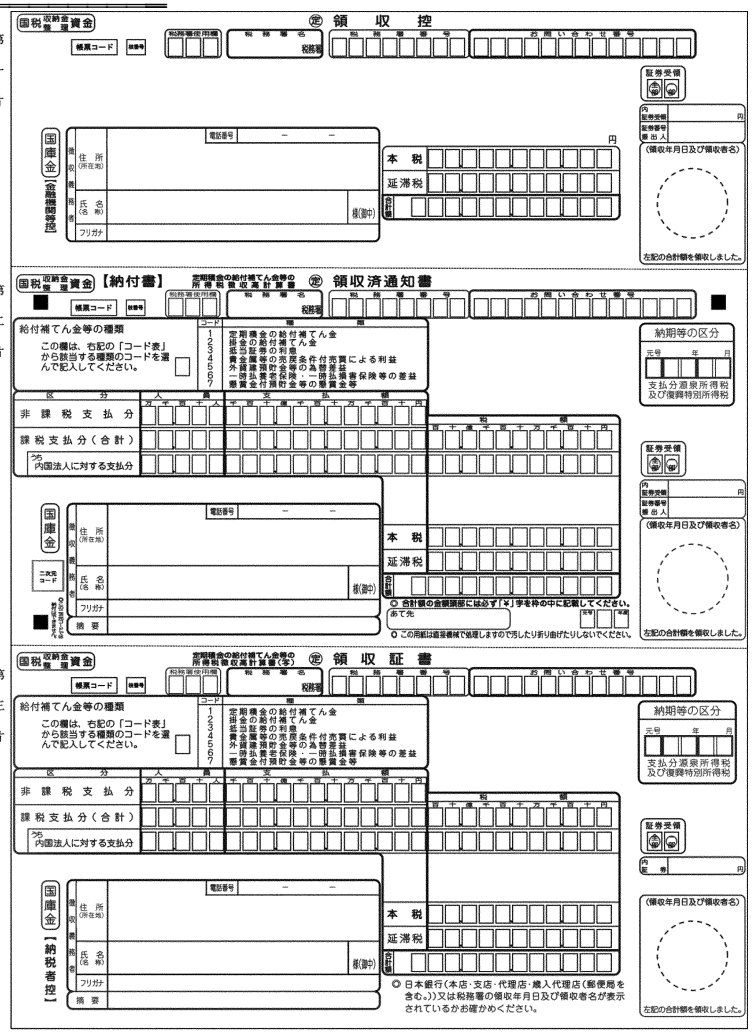
備考
１　別紙第１号書式（その１）備考２及び８は、この書式について準用する。
２　用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

別紙第１号書式（その８）



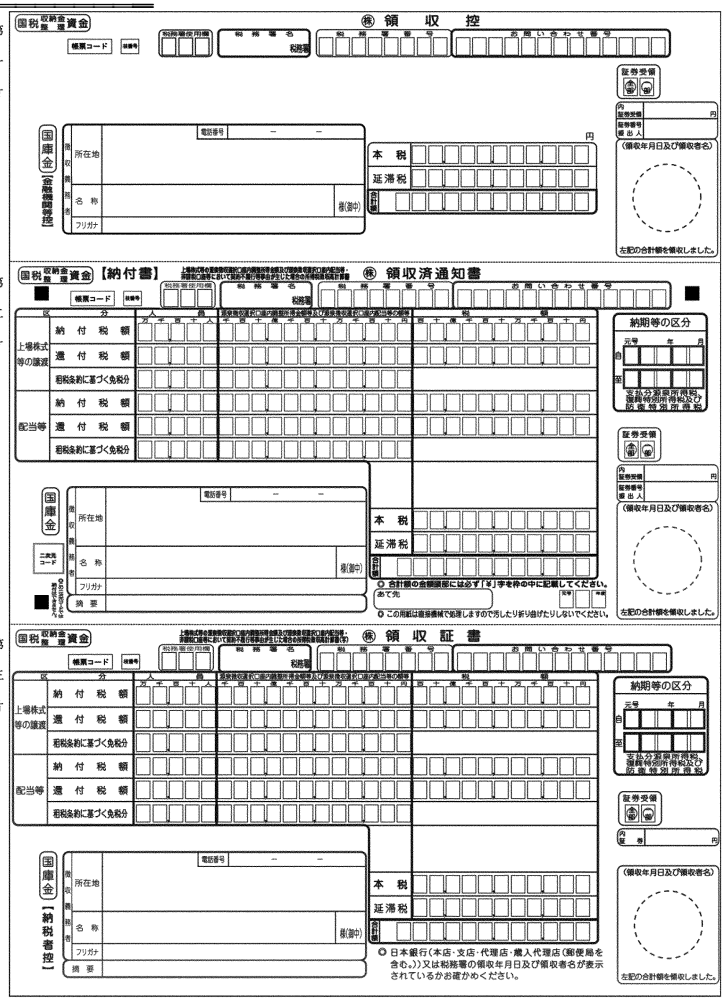
備考
1　別紙第１号書式（その１）備考２及び８は、この書式について準用する。
2　用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

別紙第１号書式（その８）



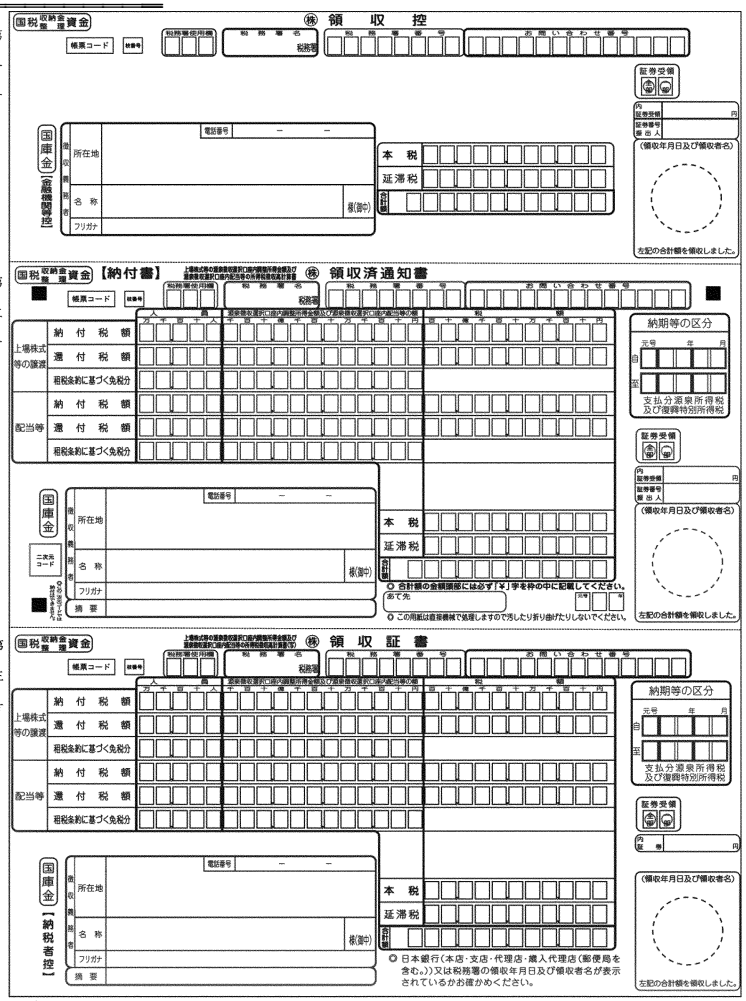
備考
1　別紙第１号書式（その１）備考２及び８は、この書式について準用する。
2　用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

別紙第１号書式（その９）



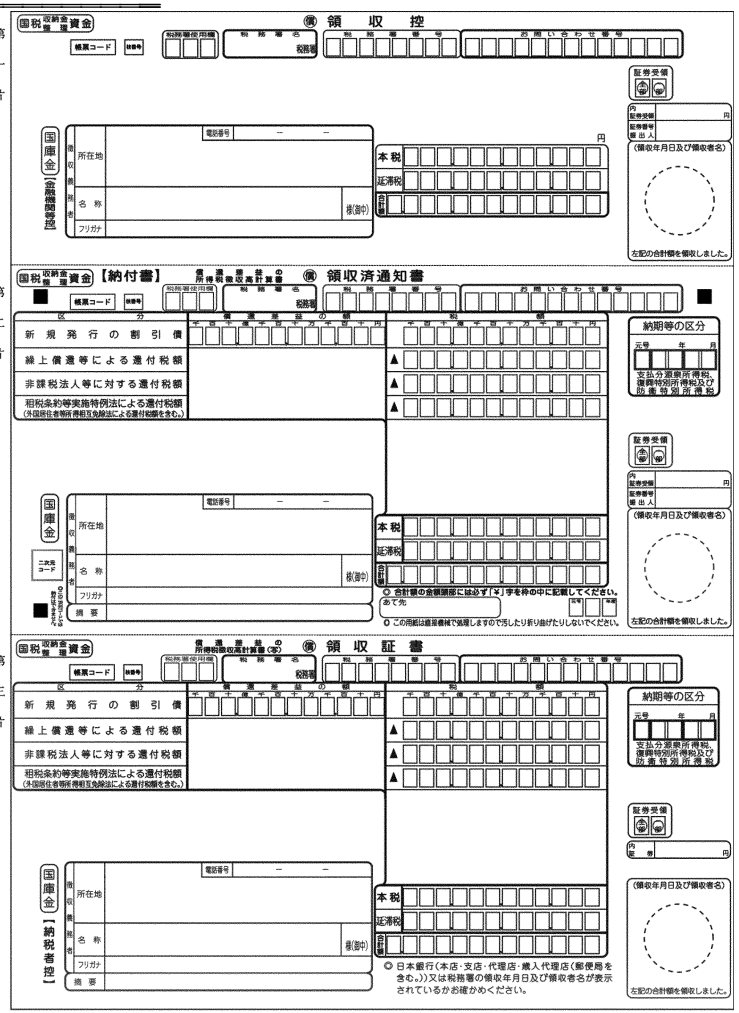
備考
1　別紙第１号書式（その１）備考２及び８は、この書式について準用する。
2　用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

別紙第１号書式（その９）



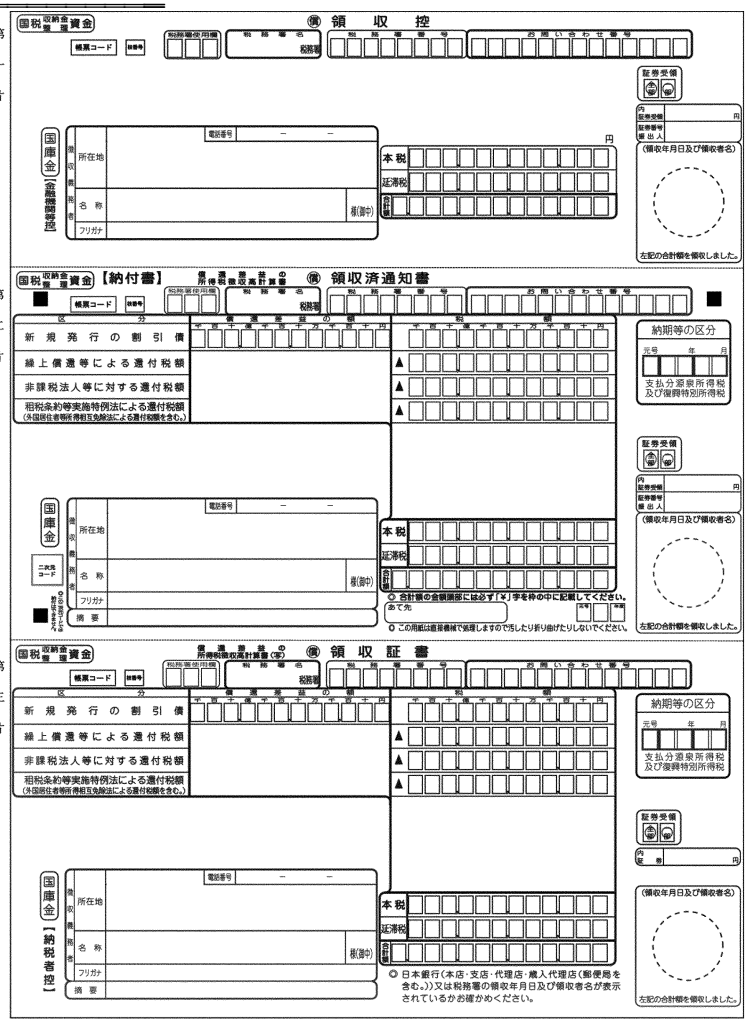
備考
1　別紙第１号書式（その１）備考２及び８は、この書式について準用する。
2　用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

別紙第１号書式（その10）



備考
１　別紙第１号書式（その１）備考２及び８は、この書式について準用する。
２　用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

別紙第１号書式（その10）



備考
１　別紙第１号書式（その１）備考２及び８は、この書式について準用する。
２　用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

別紙第１号書式（その12）

別紙第１号書式（その12）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和八年九月二十四日から施行する。ただし、第三条中国税収納金整理資金事務取扱規則第八条第二項の改正規定及び第六条の規定は、令和九年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

○**農林水産省令第六十六号**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改　正　後

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
セフロキシムナトリウムを有効成分とする乳房注入剤	（略）	（略）	（略）
酒石酸タイロシンを有効成分とする飼料添加剤	蜜蜂	７日量として蜜蜂の成虫１万匹当たり50㎎（力価）以下で、かつ、育児箱（当該育児箱内及びその継箱内に食用に供する蜂蜜及びその他の生産物を貯蔵しているものを除く。以下この欄において同じ。）１箱当たり200㎎（力価）以下の量を、粉糖１ｇ当たり10㎎（力価）となるように混じて育児箱の上から散布して経口投与すること、又は７日量として蜜蜂の育児箱１箱当たり200㎎（力価）以下の量を250ｇの代用花粉（飼料に砂糖及び水を混じたものをいう。）に混じて経口投与すること。	一
（略）	（略）	（略）	（略）

注１～20　（略）

21　「育児箱」とは、蜜蜂を飼育するための巣箱をいい、複数の巣箱を重ねて使用する場合にあっては、最下段の巣箱をいう。

改　正　前

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
セフロキシムナトリウムを有効成分とする乳房注入剤	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

注１～20　（略）

（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法　規　的　告　示

○内閣府告示第百十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年九月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後

第１　食品

A　食品一般の成分規格

［１～５　略］

６　５の規定にかかわらず、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、⑵の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、⑶から⑮までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第１欄	第２欄	第３欄
［略］		
キノクラミン	米	0.01ppm
	その他のせり科野菜	0.02ppm
	その他の野菜	0.01ppm
	魚介類	0.02ppm
［略］		
［項を削る。］		

改　正　前

第１　食品

A　食品一般の成分規格

［１～５　略］

６　５の規定にかかわらず、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、⑵の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、⑶から⑮までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第１欄	第２欄	第３欄
［略］		
キノクラミン	米	0.02ppm
	その他のせり科野菜	0.02ppm
	その他の野菜	0.02ppm
	魚介類	0.02ppm
［略］		
クロルピリホス	小麦	0.5ppm
	とうもろこし	0.05ppm
	その他の穀類	0.5ppm
	大豆	0.1ppm
	小豆類	0.3ppm

ばれいしょ	0.02ppm
かんしょ	0.1ppm
てんさい	0.05ppm
さとうきび	0.05ppm
だいこん類の根	0.2ppm
だいこん類の葉	0.05ppm
カリフラワー	0.05ppm
ブロッコリー	2 ppm
たまねぎ	0.2ppm
にんじん	0.1ppm
その他のせり科野菜	1 ppm
ピーマン	2 ppm
その他のなす科野菜	2 ppm
しょうが	1 ppm
その他の野菜	1 ppm
みかん（外果皮を含む。）	1 ppm
なつみかんの果実全体	1 ppm
レモン	1 ppm
オレンジ	1 ppm
グレープフルーツ	1 ppm
ライム	1 ppm
その他のかんきつ類果実	1 ppm
りんご	0.5ppm
日本なし	0.3ppm
西洋なし	0.3ppm
マルメロ	1 ppm
びわ（果梗（こう）を除き、果皮及び種子を含む。）	1 ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	1 ppm
ネクタリン	1 ppm
すもも	0.5ppm
いちご	0.3ppm
ブルーベリー	1 ppm
クランベリー	1 ppm
ぶどう	0.5ppm
バナナ	2 ppm
その他の果実	1 ppm

ごまの種子	0.05ppm
綿実	0.3ppm
その他のオイルシード	5 ppm
ペカン	0.05ppm
アーモンド	0.05ppm
くるみ	0.05ppm
茶	10ppm
コーヒー豆	0.05ppm
その他のスパイス	5 ppm
その他のハーブ	1 ppm
牛の筋肉	0.05ppm
豚の筋肉	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05ppm
牛の脂肪	0.05ppm
豚の脂肪	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05ppm
牛の肝臓	0.01ppm
豚の肝臓	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01ppm
牛の腎臓	0.01ppm
豚の腎臓	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01ppm
牛の食用部分	0.01ppm
豚の食用部分	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01ppm
乳	0.01ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家きんの筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.01ppm
その他の家きんの脂肪	0.01ppm
鶏の肝臓	0.01ppm
その他の家きんの肝臓	0.01ppm
鶏の腎臓	0.01ppm
その他の家きんの腎臓	0.01ppm
鶏の食用部分	0.01ppm
その他の家きんの食用部分	0.01ppm

［略］		
スピロジクロフェン	トマト	0.5ppm
	ピーマン	0.2ppm
	［号を削る。］	
	その他のなす科野菜	5 ppm
	きゅうり	0.07ppm
	みかん（外果皮を含む。）	0.5ppm
	なつみかんの果実全体	1 ppm
	レモン	1 ppm
	オレンジ	0.5ppm
	グレープフルーツ	1 ppm
	ライム	1 ppm
	その他のかんきつ類果実	1 ppm
	りんご	1 ppm
	日本なし	1 ppm
	西洋なし	1 ppm
	マルメロ	1 ppm
	びわ（果梗（こう）を除き、果皮及び種子を含む。）	0.8ppm
	もも（果皮及び種子を含む。）	2 ppm
	ネクタリン	2 ppm
	あんず	2 ppm
	すもも	2 ppm
	うめ	2 ppm
	おうとう	3 ppm
	いちご	2 ppm
	ブルーベリー	4 ppm
	ハックルベリー	4 ppm
	その他のベリー類果実	1 ppm
	鶏の卵	0.01ppm
	その他の家きんの卵	0.01ppm
	魚介類	0.3ppm
	ミネラルウォーター類	0.03ppm
	とうもろこし油	0.2ppm
［略］		
スピロジクロフェン	トマト	0.5ppm
	ピーマン	0.2ppm
	なす	2 ppm
	その他のなす科野菜	5 ppm
	きゅうり	0.1ppm
	みかん	0.05ppm
	なつみかんの果実全体	2 ppm
	レモン	2 ppm
	オレンジ	2 ppm
	グレープフルーツ	2 ppm
	ライム	2 ppm
	その他のかんきつ類果実	2 ppm
	りんご	2 ppm
	日本なし	0.8ppm
	西洋なし	0.8ppm
	マルメロ	0.8ppm
	びわ	0.5ppm
	［号を加える。］	
	ネクタリン	2 ppm
	あんず	2 ppm
	すもも	2 ppm
	うめ	2 ppm
	おうとう	3 ppm
	いちご	2 ppm
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	その他のベリー類果実	1 ppm

	ぶどう	2 ppm
	かき	0.8ppm
	パパイヤ	1 ppm
	アボカド	1 ppm
	マンゴー	1 ppm
	その他の果実	2 ppm
	ぎんなん	0.05ppm
	くり	0.08ppm
	ペカン	0.08ppm
	アーモンド	0.08ppm
	くるみ	0.08ppm
	その他のナッツ類	0.08ppm
	茶	20ppm
	コーヒー豆	0.03ppm
	ホップ	40ppm
	その他のスパイス	5 ppm
	牛の筋肉	0.02ppm
	豚の筋肉	0.02ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02ppm
	牛の脂肪	0.02ppm
	豚の脂肪	0.02ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02ppm
	牛の肝臓	0.1ppm
	豚の肝臓	0.1ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1ppm
	牛の腎臓	0.1ppm
	豚の腎臓	0.1ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1ppm
	牛の食用部分	0.1ppm
	豚の食用部分	0.1ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1ppm
	乳	0.01ppm
	はちみつ	0.05ppm
［略］		

	ぶどう	2 ppm
	かき	1 ppm
	パパイヤ	1 ppm
	アボカド	1 ppm
	マンゴー	1 ppm
	その他の果実	5 ppm
	ぎんなん	0.05ppm
	くり	0.1ppm
	ペカン	0.1ppm
	アーモンド	0.1ppm
	くるみ	0.1ppm
	その他のナッツ類	0.1ppm
	茶	20ppm
	コーヒー豆	0.03ppm
	ホップ	40ppm
	その他のスパイス	5 ppm
	牛の筋肉	0.02ppm
	豚の筋肉	0.02ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02ppm
	牛の脂肪	0.02ppm
	豚の脂肪	0.02ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02ppm
	牛の肝臓	0.1ppm
	豚の肝臓	0.1ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1ppm
	牛の腎臓	0.1ppm
	豚の腎臓	0.1ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1ppm
	牛の食用部分	0.1ppm
	豚の食用部分	0.1ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1ppm
	乳	0.01ppm
	［号を加える。］	
［略］		

スピロテトラマト	［略］	［略］
スピロピジオン	大豆	3 ppm
	ばれいしょ	2 ppm
	てんさい	0.2ppm
	トマト	2 ppm
	ピーマン	5 ppm
	なす	4 ppm
	その他のなす科野菜	1 ppm
	きゅうり	1 ppm
	かぼちゃ	1 ppm
	しろうり	0.9ppm
	すいか（果皮を含む。）	1 ppm
	メロン類果実（果皮を含む。）	1 ppm
	まくわうり（果皮を含む。）	1 ppm
	その他のうり科野菜	1 ppm
	オクラ	1 ppm
	みかん（外果皮を含む。）	3 ppm
	なつみかんの果実全体	3 ppm
	レモン	3 ppm
	オレンジ	3 ppm
	グレープフルーツ	3 ppm
	ライム	3 ppm
	その他のかんきつ類果実	3 ppm
	茶	20ppm
	その他のスパイス	15ppm
	その他のハーブ	1 ppm
	牛の筋肉	0.01ppm
	豚の筋肉	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
	牛の脂肪	0.02ppm
	豚の脂肪	0.02ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02ppm
	牛の肝臓	0.2ppm
	豚の肝臓	0.2ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2ppm

スピロテトラマト	［略］	［略］
［項を加える。］		

	牛の腎臓	0.2ppm
	豚の腎臓	0.2ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2ppm
	牛の食用部分	0.2ppm
	豚の食用部分	0.2ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2ppm
	乳	0.01ppm
	鶏の筋肉	0.01ppm
	その他の家きんの筋肉	0.01ppm
	鶏の脂肪	0.01ppm
	その他の家きんの脂肪	0.01ppm
	鶏の肝臓	0.01ppm
	その他の家きんの肝臓	0.01ppm
	鶏の腎臓	0.01ppm
	その他の家きんの腎臓	0.01ppm
	鶏の食用部分	0.01ppm
	その他の家きんの食用部分	0.01ppm
	鶏の卵	0.01ppm
	その他の家きんの卵	0.01ppm
	はちみつ	0.05ppm
［略］		
プロパモカルブ	［号を削る。］	
	ばれいしょ	0.3ppm
	［号を削る。］	
	だいこん類の根	1 ppm
	［号を削る。］	
	キャベツ	1 ppm
	芽キャベツ	2 ppm
	ケール	20ppm
	［号を削る。］	
	カリフラワー	2 ppm
	ブロッコリー	3 ppm
	［号を削る。］	
	チコリ	2 ppm

［略］		
プロパモカルブ	米	0.1ppm
	ばれいしょ	0.3ppm
	てんさい	0.2ppm
	だいこん類の根	1 ppm
	はくさい	10ppm
	キャベツ	0.1ppm
	芽キャベツ	1 ppm
	［号を加える。］	
	チンゲンサイ	0.5ppm
	カリフラワー	0.2ppm
	ブロッコリー	0.5ppm
	その他のあぶらな科野菜	0.5ppm
	チコリ	2 ppm

［号を削る。］	
たまねぎ	2 ppm
ねぎ	30ppm
［号を削る。］	
トマト	2 ppm
ピーマン	3 ppm
なす	0.3ppm
その他のなす科野菜	3 ppm
きゅうり	5 ppm
かぼちゃ	5 ppm
しろうり	5 ppm
すいか（果皮を含む。）	5 ppm
メロン類果実（果皮を含む。）	5 ppm
まくわうり（果皮を含む。）	5 ppm
その他のうり科野菜	5 ppm
［号を削る。］	
［号を削る。］	
［号を削る。］	
［号を削る。］	
［号を削る。］	
牛の筋肉	0.03ppm
豚の筋肉	0.03ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.03ppm
牛の脂肪	0.03ppm
豚の脂肪	0.03ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03ppm
牛の肝臓	2 ppm
豚の肝臓	2 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2 ppm
牛の腎臓	2 ppm
豚の腎臓	2 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2 ppm
牛の食用部分	2 ppm
豚の食用部分	2 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2 ppm

レタス	10ppm
たまねぎ	0.2ppm
ねぎ	3 ppm
セロリ	0.2ppm
トマト	2 ppm
ピーマン	3 ppm
なす	0.3ppm
その他のなす科野菜	2 ppm
きゅうり	5 ppm
かぼちゃ	5 ppm
しろうり	5 ppm
すいか	0.5ppm
メロン類果実	0.5ppm
まくわうり	0.5ppm
その他のうり科野菜	5 ppm
ほうれんそう	40ppm
たけのこ	0.2ppm
しょうが	10ppm
その他の野菜	0.2ppm
いちご	0.1ppm
牛の筋肉	0.01ppm
豚の筋肉	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
牛の脂肪	0.01ppm
豚の脂肪	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01ppm
牛の肝臓	0.01ppm
豚の肝臓	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01ppm
牛の腎臓	0.01ppm
豚の腎臓	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01ppm
牛の食用部分	0.01ppm
豚の食用部分	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01ppm

乳	0.01ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家きんの筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.01ppm
その他の家きんの脂肪	0.01ppm
鶏の肝臓	0.01ppm
その他の家きんの肝臓	0.01ppm
鶏の腎臓	0.01ppm
その他の家きんの腎臓	0.01ppm
鶏の食用部分	0.01ppm
その他の家きんの食用部分	0.01ppm
鶏の卵	0.01ppm
その他の家きんの卵	0.01ppm
はちみつ	0.05ppm
［略］	

［(2)～(15)　略］

［７～12　略］

［Ｂ～Ｄ　略］

乳	0.01ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家きんの筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.01ppm
その他の家きんの脂肪	0.01ppm
鶏の肝臓	0.01ppm
その他の家きんの肝臓	0.01ppm
鶏の腎臓	0.01ppm
その他の家きんの腎臓	0.01ppm
鶏の食用部分	0.01ppm
その他の家きんの食用部分	0.01ppm
鶏の卵	0.01ppm
その他の家きんの卵	0.01ppm
［号を加える。］	
［略］	

［(2)～(15)　略］

［７～12　略］

［Ｂ～Ｄ　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、告示の日から施行する。ただし、米及びその他の野菜に残留するキノクラミンの量の限度、小麦、とうもろこし、その他の穀類、大豆、小豆類、ばれいしょ、かんしょ、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、カリフラワー、ブロッコリー、たまねぎ、にんじん、その他のせり科野菜、ピーマン、その他のなす科野菜、しょうが、その他の野菜、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも（果皮及び種子を含む。）、ネクタリン、すもも、いちご、ブルーベリー、クランベリー、ぶどう、バナナ、その他の果実、ごまの種子、綿実、その他のオイルシード、ペカン、アーモンド、くるみ、茶、コーヒー豆、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、魚介類、ミネラルウォーター類及びとうもろこし油に残留するクロルピリホスの量の限度（以下「食品に残留するクロルピリホスの量の限度」という。）、なす、きゅうり、みかん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、かき、その他の果実、くり、ペカン、アーモンド、くるみ及びその他のナッツ類に残留するスピロジクロフェンの量の限度並びに米、てんさい、はくさい、チンゲンサイ、その他のあぶらな科野菜、レタス、セロリ、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、ほうれんそう、たけのこ、しょうが、その他の野菜及びいちごに残留するプロパモカルブの量の限度に係る改正規定については、告示の日から起算して一年を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　食品に残留するクロルピリホスの量の限度については、施行日前に製造され、輸入され、又は加工された食品を製造し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができる。

その他告示

○農林水産省告示第千四百九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年十二月二十二日農林水産省告示第千九百三十八号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和八年九月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和８管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和８年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和８年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　くろまぐろ（小型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

4,015.8トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	84.7
青森県	335.3
岩手県	106.8
宮城県	64.0
秋田県	51.1
山形県	8.8
福島県	30.0
茨城県	43.3
千葉県	98.7
東京都	10.9
神奈川県	56.7
新潟県	119.2
富山県	123.9
石川県	111.9
福井県	54.8
静岡県	52.8
愛知県	1.0

改正前

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和８管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和８年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和８年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　くろまぐろ（小型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

4,015.8トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	84.7
青森県	335.3
岩手県	106.8
宮城県	64.0
秋田県	51.1
山形県	8.8
福島県	30.0
茨城県	43.3
千葉県	98.7
東京都	10.9
神奈川県	56.7
新潟県	119.2
富山県	123.9
石川県	111.9
福井県	54.8
静岡県	52.8
愛知県	1.0

三重県	65.3
京都府	58.1
大阪府	1.0
兵庫県	25.8
和歌山県	53.7
鳥取県	23.8
島根県	122.4
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	99.9
徳島県	41.7
香川県	1.0
愛媛県	30.3
高知県	100.2
福岡県	17.3
佐賀県	22.0
長崎県	871.9
熊本県	33.8
大分県	21.0
宮崎県	21.3
鹿児島県	52.3
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大　臣　管　理　区　分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	884.1
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	14.2
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	49.1

三重県	65.3
京都府	58.1
大阪府	1.0
兵庫県	25.8
和歌山県	53.7
鳥取県	23.8
島根県	122.4
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	99.9
徳島県	41.7
香川県	1.0
愛媛県	30.3
高知県	100.2
福岡県	17.3
佐賀県	22.0
長崎県	871.9
熊本県	33.8
大分県	21.0
宮崎県	21.3
鹿児島県	52.3
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大　臣　管　理　区　分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	884.1
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	14.2
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	49.1

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

10,504.7トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	644.7
青森県	834.1
岩手県	108.2
宮城県	78.7
秋田県	66.9
山形県	83.5
福島県	2.0
茨城県	24.6
千葉県	93.7
東京都	102.0
神奈川県	36.0
新潟県	158.6
富山県	41.2
石川県	76.2
福井県	41.2
静岡県	60.5
愛知県	2.0
三重県	57.9
京都府	56.3
大阪府	2.0
兵庫県	30.9
和歌山県	67.8
鳥取県	22.8
島根県	56.7
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	146.0

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

10,504.7トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	644.7
青森県	834.1
岩手県	108.2
宮城県	78.7
秋田県	66.9
山形県	83.5
福島県	2.0
茨城県	24.6
千葉県	93.7
東京都	102.0
神奈川県	36.0
新潟県	158.6
富山県	41.2
石川県	76.2
福井県	41.2
静岡県	60.5
愛知県	2.0
三重県	57.9
京都府	56.3
大阪府	2.0
兵庫県	30.9
和歌山県	67.8
鳥取県	22.8
島根県	56.7
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	146.0

徳島県	25.1
香川県	2.0
愛媛県	22.7
高知県	45.0
福岡県	52.7
佐賀県	30.8
長崎県	444.5
熊本県	23.0
大分県	28.2
宮崎県	67.4
鹿児島県	39.0
沖縄県	260.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,138.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,962.4
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	86.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.5
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,153.3

徳島県	25.1
香川県	2.0
愛媛県	22.7
高知県	45.0
福岡県	52.7
佐賀県	30.8
長崎県	444.5
熊本県	23.0
大分県	28.2
宮崎県	67.4
鹿児島県	39.0
沖縄県	260.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,004.0
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,096.7
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	86.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.5
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,153.3

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１５９号
山梨県中巨摩郡昭和町西条232番地12　幸ハイツ101号、前住所山梨県甲府市国母５丁目１番10号
債務者　松土　憂斗（旧姓藤井）
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　又川　　章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３５７号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地　17棟308号
債務者　田中　英二
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福塚　圭恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４７０号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡北３丁目３番５号
債務者　藤田　晃大
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木由佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月30日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３４２号
神戸市北区有野台６丁目20番地　Ｂ13棟501号　、従前の住所兵庫県西宮市宝生ケ丘２丁目17番17号
債務者　狩俣　寛孝
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６９５号
兵庫県三木市末広２丁目７番29号
債務者　田中　裕太
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐井　萌子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７０５号
神戸市灘区鶴甲５丁目１－50特別養護老人ホームきしろ荘、住民票上の住所神戸市東灘区住吉山手５丁目12番３号
債務者　特殊造形イクストルこと　米田武志
（法定代理人成年後見人　東條　和幸）
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦本　真希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６４３号
北九州市門司区寺内１丁目30番１－206号、前住所北九州市門司区寺内２丁目４番25号
債務者　メガビームこと　泊　　達夫
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　直生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２９７号
熊本市東区健軍２丁目17番１－308号　メゾン・ド・ロジェ、転入前住所熊本市中央区八王寺町14番４号　Ｍビル２　601
債務者　佐藤　恭子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　絹子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第７７号
鹿児島県伊佐市大口小木原422－３、前住所鹿児島県伊佐市菱刈前目3650番地27
債務者　高田　良太
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹山　真美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第７９号
大阪市淀川区三津屋南２丁目20番28号　ミツヤパークウエスト　503号
債務者　藤井　昌樹
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉本　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３６１号
大阪市平野区平野東２丁目３番５号
債務者　中村　　陸
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５３号
神戸市須磨区磯馴町３丁目１番７－３号
債務者　坂本ＣＳ工業所こと坂本光一こと　ＫＩＭ　ＫＷＡＮＧ　ＩＬ　金　　光一
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　完
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４７号
兵庫県伊丹市野間８丁目11番10－405号
債務者　溝本　真一
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　靖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第４００号
兵庫県姫路市下寺町125番地１　リバーテック405、従前の住所兵庫県姫路市坂田町１番地１　サンヒルズ坂田町903号
債務者　クラブみつ蜂こと　水俣せつ子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月３日午後１時20分
5　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第６７号
福岡県築上郡築上町大字築城345番地　一丁畑団地築城Ａ棟501号
債務者　白石　忠義
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲地　彩子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第２１５号
金沢市泉野出町３丁目３番33号
債務者　陽光社こと三木　武夫
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　渉太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４２号
石川県河北郡津幡町字緑が丘２丁目134番地
債務者　下村　大樹
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４５８号
兵庫県姫路市継216番地４、従前の住所兵庫県姫路市白浜町乙568番地　三菱重工姫路社宅２号棟401号室
債務者　中野　恵太
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　首藤　康智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月27日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１８３号
群馬県高崎市中泉町236番地
債務者　黒崎角次郎
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舘山　史明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１４９２号
横浜市南区中村町１丁目１番地22　ビューハイム505
債務者　星　　芹夏
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　順
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３２２７号
大阪府東大阪市足代北１丁目４番10号　レナトゥス新深江　501
債務者　吉海　輝久
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　賢志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３４６４号
大阪府枚方市田口４丁目22番９号
債務者　川口　正人
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩路　　涼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１１８号
大阪府大東市明美の里町３番21号
債務者　ｏｖｅｒ　ｗｏｒｌｄこと溝越塗料販売店こと　溝越　淳也
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横枕　真哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１９１号
大阪市鶴見区今津北２丁目４番６号
債務者　奥西　博巳
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金水　孝真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９５号
代替住所Ａ（旧住所　奈良市南京終町７丁目585番地　東側）
債務者　野戸　　馨
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　賢志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９５７号
横浜市港南区笹下６丁目17番30号　グリーンハイツ笹下203号
債務者　橋本波耶人
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　浩人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４０９号
熊本市東区東本町21番２－808号　東本町団地
債務者　白石　秀子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑名さゆり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４３６号
熊本市西区二本木４丁目７番６－２号
債務者　宮崎　吾郎
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４４号
秋田県仙北郡美郷町六郷字大町69番の内１番地
債務者　渋谷　順一
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久島　憲晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
秋田地方裁判所大曲支部

令和８年（フ）第２０６６号
神奈川県大和市上草柳170番地２　グリーンヒルズマンションＡ－301号
債務者　ナワズ　ムハマド　ナイム（ＮＡＷＡＺ　ＭＵＨＡＭＭＡＤ　ＮＡＥＥＭ）
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永合　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４０７２号
大阪府豊中市曽根西町３丁目４番５－201号
債務者　ＦＥＢＲＩＡＮＩ　ＶＥＲＡＷＡＴＩ　ＬＵＤＪＩ　ＬＥＯ
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北口　正幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０６号
神奈川県厚木市及川１丁目１番２－202号
債務者　田中　千穂（旧姓鮑子）
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井田　治子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４１４号
札幌市西区琴似４条５丁目２番12号　スターハイツ103号
債務者　工藤冨美子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　昇平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０８８号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土１番地856　ホワイトアース303号、従前の住所愛知県日進市浅田平子２丁目298番地　赤池サンハイツＡ702
債務者　新島　建彦
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　侑三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５１９号
札幌市東区北42条東14丁目１番15―303号
債務者　渡辺　瞳子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　華恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３１３号
埼玉県川口市芝５丁目２番17号　ルピナス芝303号
債務者　坂本拡道こと　坂本ひろみ
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３６１号
さいたま市岩槻区仲町１丁目10番14―５号　ドリームヴィラちっぷ101
債務者　古屋　拓人
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三輪　貴幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４１８号
さいたま市西区大字指扇1198番地２　神田様貸家３号室
債務者　小堤　有加
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　　峻
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４２７号
埼玉県鴻巣市東１丁目３番18―506号　コスモ鴻巣ロイヤルフォルム
債務者　壁田　琴乃
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　友香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第３０１３号
名古屋市守山区小幡千代田３番28号　千代田ハイツＡ棟102号
債務者　鳥越　好美
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高井　祐哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８５８号
京都市南区吉祥院南落合町40番地　京都十条団地２号棟107号室、住民票上の住所奈良県吉野郡大淀町大字新野364番地
債務者　七井　　茂
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金杉　美和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１３７号
佐賀県神埼市神埼町大字神埼450番地　サンコーポ107、住民票上の住所福岡県古賀市新久保１丁目18番28号
債務者　渋田　知美
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２２９号
佐賀市金立町大字金立2944番地５
債務者　木下　義春
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　力久　尚子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１８４３号
名古屋市港区小碓４丁目482番地　エヴリシング201号、従前の住所名古屋市港区惟信町１―27―６―201
債務者　松尾　　浩
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大前　智仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月26日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１１３号
愛知県半田市東大矢知町２丁目156番地の４
債務者　榊原　正也
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月26日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６８号
福岡県行橋市行事１丁目16番53号　エメラルドタワーＢ棟2002、前住所福岡県久留米市北野町高良218番地28
債務者　今泉　憲人
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野中　貞祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月26日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第２７号
熊本県天草市牛深町1160番地４
債務者　佐藤佐貴美
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
熊本地方裁判所天草支部

令和８年（フ）第２８号
熊本県天草市本町新休１番地１
債務者　松村　久美
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　真希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
熊本地方裁判所天草支部

令和８年（フ）第１２５６号
埼玉県久喜市原556番地２
債務者　後藤　岳志
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　俊昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月30日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４３３８号
大阪府東大阪市西岩田３丁目４番33―901号
債務者　永濵　訓洋
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野千恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３３９号
大阪府東大阪市西岩田３丁目４番33―901号
債務者　永濵加津子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野千恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１５９３号
横浜市青葉区荏田西１丁目12番地１　サンルーム青葉406
債務者　黒川　　悟
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　　一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４０６号
熊本市東区新南部２丁目１番60号　303号、転入前住所福岡市博多区榎田１丁目９番13―1011号　プレステージ東比恵
債務者　田北　雄治
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１３０１号
さいたま市中央区下落合３丁目８番15号　サンライズ・タウンＫ107号
債務者　役野　秀夫
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　俊和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月２日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２０３６号
名古屋市西区南堀越１丁目７番19号　エスコート102号
債務者　伊藤　福美
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　侑樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月２日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７４５号
大阪市大正区北恩加島１丁目８番２―257号
債務者　上杉　勝利
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　　治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１７７号
大阪府箕面市箕面５丁目５番18号
債務者　長尾　理恵
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　雄大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月３日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０７号
相模原市南区東林間１丁目19番２―102号
債務者　徳永　　敦
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　秦吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３４号
岐阜県可児市兼山88番地５　市営新兼山口住宅Ｄ―14
債務者　福嶋　千絵
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐久間良直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第１１１号
鳥取県米子市二本木719番地１
債務者　元田　　瑞
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川中　　力
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月30日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１９８号
北海道旭川市豊岡３条４丁目６番５号　ＢＯＸ　Ｃ　205
債務者　水島　智也
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤岡　聖紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月３日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２３号
北海道旭川市緑町14丁目2991番地の16　蔵ＩＶ　201
債務者　竹内　京治
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大平　祐大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月３日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２３号
鳥取県米子市皆生６丁目１番５号
債務者　有田　義明
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　奈月
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月７日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１８６号
盛岡市夕顔瀬町23番８号　リバーサイドアーバン203号
債務者　及川　瑞穂
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　翔吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第８４号
鹿児島県霧島市隼人町真孝169番地２　隼人住宅16号室、前住所鹿児島県垂水市牛根麓904番地１
債務者　福留　礼文
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　雨宮　敬之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第１７６号
長野市篠ノ井塩崎6855番地１
債務者　小林　　治
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋川　和広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月10日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４１７号
埼玉県春日部市大沼３丁目114番地　メゾンセピアＢ棟103号
債務者　佐藤　文洋
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中塚　力雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第９６号
山口県宇部市大小路２丁目８番７－201号、前住所山口県宇部市寺の前町７番17－103号
債務者　藤岡　利奈
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有田　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第７０号
宮城県柴田郡大河原町字新青川10番地７　ウエストリアガーデンⅠ－101号
債務者　渡辺はるみ
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第１１４３号
東京都東村山市廻田町１丁目12番地26レオパレス山茶花101
債務者　小山　慎一
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３１１号
東京都町田市山崎町2200番地山崎団地２－11－507
債務者　渡邊　知文
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４１８号
東京都立川市羽衣町３丁目12番５号グランドール小川207号
債務者　大久保小百合
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５８号
富山市下大久保3382番地３　モアクレスト風３－Ａ
債務者　八重樫　彩音（旧姓　土手）
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４２号
静岡県周智郡森町森2165番地　Ａｒｋａｄｉａ大門Ⅰ　101号
債務者　山本　奈々
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第３６３１号
大阪市平野区平野西４丁目２番12号　ＩＶＹ－ＢＯＸ・１ビル　403号、前住所大阪市平野区平野西４丁目２番12号　ＩＶＹ－ＢＯＸ・１ビル　401号
債務者　川崎　淳平
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７４５号
大阪府大東市谷川２丁目７番67号
債務者　吉元アナラルカこと　ＹＯＳＨＩＭＯＴＯ　ＡＮＡ　ＲＡＬＵＣＡ
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０２０号
大阪市港区市岡元町１丁目４番34－905号
債務者　中尾　真弓
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０２５号
大阪市東淀川区大桐３丁目22番27号　スピリッツハイム大桐　207号、前住所神戸市須磨区白川台４丁目27番20号　白川台ハイツ302号
債務者　福嶋美登里
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０７１号
大阪市此花区伝法６丁目３番１－705号
債務者　稲元　清志
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１１３号
大阪府吹田市山田南32番12－403号
債務者　岡本　綾香
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１５２号
大阪市西区本田２丁目３番17－512号
債務者　金井　明男
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１８９号
大阪府豊中市服部西町１丁目３番８－302号
債務者　大島　直博
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８８号
兵庫県川西市平野１丁目32番７号　202
債務者　吉田　　茂
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第５１０号
熊本市西区小島９丁目11番10号　Ｖｉｌｌａ　Ｍｉｄｄｙ Ⅱ203
債務者　長島　翔大
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５５９号
熊本市西区島崎３丁目24番15―205号　県営住宅石神原団地１―205
債務者　池田　健司
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２１６号
沖縄県宜野湾市真栄原三丁目17番２号　友愛ビル３Ｆ　グループホームエデュカーレ、住民票上の住所沖縄県那覇市銘苅１丁目18番73―501号　県営天久高層住宅
債務者　金城　里鶴（旧姓大向）
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２５７号
沖縄県うるま市字江洲453番地　コーポ宮城201
債務者　宮城　　愛（旧姓新里）
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第６９号
岩手県一関市三関字仲田22番地３　ハイム仲田７、前住所岩手県一関市字沢13番地１
債務者　石川　満行
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第６２３号
千葉県柏市松葉町４丁目１番地１　９棟205号
債務者　山中喜代子
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６７１号
千葉県松戸市松戸1110番地　本郷ハイツ202号、前住所千葉県松戸市常盤平４丁目15番地常盤平公団住宅Ｅ街区53棟204号
債務者　髙橋　ひとみ
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７１１号
千葉県柏市北柏４丁目６番地６　第１フルール北柏201号
債務者　長谷川香代
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１２４０号
東京都町田市成瀬７丁目10番11―405号
債務者　内木　セイ
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８５号
佐賀県鳥栖市田代外町667番地１　メゾン田代102、前住所福岡県八女市蒲原1992番地２　グリーンヒル末廣204号
債務者　武井　　良
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１８６号
佐賀県鳥栖市田代外町667番地１　メゾン田代102、前住所福岡県八女市蒲原1992番地２　グリーンヒル末廣204号
債務者　武井　美結
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５７号
佐賀県鳥栖市蔵上１丁目212番地　グラース蔵上弐番館403
債務者　井手　綾乃
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６７２号
神戸市垂水区西舞子５丁目５番８―105号
債務者　櫻井　優輝
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７７０号
神戸市灘区天城通２丁目４番22―206号
債務者　三原　菜摘
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８２６号
神戸市長田区五番町４丁目30番地　市住29―802号
債務者　藤岡　和基
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８３８号
神戸市長田区丸山町４丁目９番９号　エール丸山２
債務者　塚本　美月
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８４５号
神戸市東灘区北青木１丁目２番１―901号
債務者　冨迫　弘志
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６８号
佐賀県唐津市和多田先石11番３号
債務者　瀬川尊之こと　瀬川　沙織
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第１５２号
沖縄県糸満市字潮平618番地の１　ＣＬＥＶＡ３－Ａ
債務者　新垣　科子（旧姓与那覇）
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１８３号
沖縄県那覇市古島１丁目21番地１　照屋アパート301、住民票上の前住所沖縄県那覇市古島１丁目24番地25　１階
債務者　森川　優人
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２８３号
沖縄県那覇市壺屋１丁目14番８号　大安アパート３－Ａ、住民票上の前住所沖縄県那覇市壺屋１丁目14番７号　比嘉アパート202
債務者　比嘉いち子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１００３号
京都市左京区高野玉岡町52番地　Ｐｒｉｍｅｒｏ　ＴＡＫＡＮＯ　202
債務者　藏　　秀行（旧姓菖野）
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８００号
広島市中区江波東２丁目２番２―304号
債務者　長谷川　路子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８５８号
広島市佐伯区五日市中央６丁目５番４―15―201号
債務者　河野　惇平
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８８５号
広島県廿日市市大野1390番地１　102
債務者　川本古都美（旧姓田本）
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８８６号
広島市東区中山南１丁目18番７―103号
債務者　竹内　　悠
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９４号
山口県山陽小野田市赤崎４丁目８番７号
債務者　水野　智美
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第３６７号
千葉県柏市高田1032番地１　社会福祉法人敬愛会　ショートステイサービス　ハートかしわ内、住民票上の住所千葉県柏市豊四季台４丁目１番84―101号
債務者　辻　　勇
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４６２号
千葉県柏市今谷上町29番地２　ラピエ・ベル102号
債務者　山田　美紅
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６０３号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山２丁目13番21号　Ｎａｕｒｉｓｈ101
債務者　相川　　響
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６０７号
千葉県松戸市松飛台460番地の24
債務者　芦澤　夕菜
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６２６号
千葉県柏市つくしが丘１丁目８番５号　ポルトボヌール柏101号
債務者　横尾　将孝
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６３６号
千葉県鎌ケ谷市東初富２－４―32　コーポクマガヤ105、住民票上の住所神奈川県綾瀬市寺尾北１丁目３番24号
債務者　佐野　彩香
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６４９号
千葉県柏市松葉町５丁目１番地１　７棟503号
債務者　岩井　智子
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６８３号
千葉県松戸市常盤平５丁目２番地の29　パスレルコート306Ａ号
債務者　末澤　正光
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６９６号
千葉県松戸市松戸2051番地　コンフォール小泉313号
債務者　君塚　恵子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６９８号
千葉県柏市豊町２丁目１番10号　リブリ・クレイン柏308号
債務者　小田　滉貴
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７０５号
千葉県柏市大島田１丁目４番地３
債務者　吉﨑　大輔
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７１６号
千葉県鎌ケ谷市丸山３丁目３番27―17号
債務者　柳瀬　麻弥
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７２３号
千葉県松戸市稔台７丁目10番地の３　ライプニングコーポＡ―203号
債務者　長津哲二郎
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３７６号
神奈川県小田原市早川３丁目９番地の17　ドエル301
債務者　伊東　太稀
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２５号
熊本県天草市本町新休９番地
債務者　久保　純
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
熊本地方裁判所天草支部

破産手続廃止

令和８年（フ）第１０８号
東京都港区南青山二丁目２番15号
破産者　株式会社ＡＲＣＳＰＬＵＳ
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第３７号
相模原市緑区寸沢嵐3141番地18
破産者　有限会社ゼノン
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第１７０号
三重県津市白塚町3571番地
破産者　樋口惠美子
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第２２５号
三重県津市藤方1909番地の１
破産者　有限会社梅田
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第６４号
三重県津市広明町66番地11
破産者　株式会社ｓｏｐｈ
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第９１８号
東京都渋谷区代々木二丁目５番１号
破産者　株式会社ユニベリッチ
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９９１号
神戸市中央区中山手通三丁目４番２―501号
破産者　家族味株式会社
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７２号
兵庫県丹波篠山市黒岡1017番地５コンフォート春日105号
破産者　合同会社天道月
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１３００号
札幌市南区南31条西10丁目１番31号
破産者　有限会社酒井ゴム印店
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９６６号
神奈川県藤沢市江の島１丁目５番５号
破産者　株式会社華ぐや
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９０号
富山市布目1555番地の９
破産者　有限会社ユーコス興産
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

令和５年（フ）第１２９号
富山県氷見市上泉64番地
破産者　有限会社サンユー
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第３２号
静岡県富士市石坂622番地の11
破産者　株式会社プレジャー
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

令和７年（フ）第８０３号
名古屋市緑区四本木607番地の１　Ｓｈａｒｉｏ101号
破産者　新井　達也
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第８０号
兵庫県伊丹市寺本三丁目194番地
破産者　有限会社瓜生興業
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和７年（フ）第２６６号
兵庫県川西市矢問三丁目２番18号
破産者　合同会社ネクシャ
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和７年（フ）第３１２号
兵庫県加古川市別府町別府711番地の８
破産者　新居　太蔵
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第３７９号
北九州市小倉北区下富野三丁目４番54号
破産者　株式会社ＮＥＸＴＲＡＹ
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５２０号
東京都調布市佐須町二丁目41番１号
破産者　株式会社メルトテクノス
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第５２１号
東京都府中市栄町１丁目５番地の４　第１栄町レジデンス201、破産手続開始決定時の住所東京都府中市若松町１丁目18番地の12若松コーポ201
破産者　八町　綾生
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第５２２号
東京都調布市飛田給３丁目21番地１白樺荘101
破産者　宇山由美子
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６７９号
東京都国分寺市新町三丁目11番地33
破産者　鈴木　優希
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６９０号
東京都日野市日野台５丁目３番地の１メゾン・ド・ノア日野台238
破産者　今野　　恵
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第７２５号
東京都町田市金井ヶ丘２丁目１番20号アビタシオン壱番館101
破産者　本澤　侑也
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第６４号
金沢市中屋２丁目88番地１
破産者　株式会社かづ美
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４８号
三重県四日市市久保田二丁目10番13号　ＴＯＹＯＴＡ　ａｃｔｉｏｎ　Ｂｕｉｌｄ．707
破産者　原　　節子
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和６年（フ）第３９９号
滋賀県彦根市地蔵町210番地
破産者　彦根相互トラック株式会社
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６４号
京都府京田辺市大住関屋31番地４　喜多源第一マンション２－18、登記簿上の所在地京都府京田辺市大住関屋31番地４　喜多源マンション218
破産者　株式会社スリーエス
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３６５号
京都府八幡市八幡女郎花86番地の１　ハイツ雅Ｂ棟201号
破産者　株式会社Ｇｔｒａｄｅ
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７５号
奈良県大和郡山市馬司町642番地の２
破産者　有限会社大和漬物
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第６１９号
熊本県上益城郡甲佐町下横田1567番地２号
破産者　株式会社百叶運送
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和７年（フ）第３５０号
茨城県水戸市八幡町７番13―506号　シャトー水戸、前住所茨城県水戸市備前町２番３―104号　シャトーユゲ
破産者　秋山　　道
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第５２８号
茨城県笠間市旭町467番地３　ロイヤルウィングＡ―201
破産者　池田由美子
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３０号
茨城県ひたちなか市小貫山２丁目３番地１　レオパレスコスモＡ棟210号
破産者　菊地巳智夫
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第５８号
茨城県水戸市本町１丁目12番10号
破産者　佐川　秀之
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３１３号
北九州市小倉北区吉野町11番15―907号
破産者　安東　久男
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３８０号
福岡県遠賀郡水巻町吉田西２丁目５番11号　サンスカイエールＣ棟201号室
破産者　柴田　清之
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３８９号
北九州市小倉北区霧ケ丘２丁目１番10号、前住所北九州市小倉南区守恒本町２丁目６番23―202号
破産者　田川　雄治
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１０９号
神奈川県横須賀市追浜町２丁目35番地24　ユナイト追浜ストラスブール201
破産者　淺野　伸二
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１９２号
新潟市東区東明７丁目１番地２　ライブリー木島102号
破産者　安達　英夫
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５２号
山梨県甲府市大里町1237番地　ハイツ豊石１号館102号室
破産者　吉田　　充
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０８号
山梨県甲府市上石田２丁目30番22号、前住所山梨県甲斐市牛句2263番地１
破産者　佐藤トメ子（旧姓イワムラ）
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２２１号
神戸市長田区房王寺町７丁目６番２号　スカイハイツＢ棟202号
破産者　新谷　敬祐
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１０７３号
神戸市垂水区城が山５丁目９番４号　第２太陽ハイツ１号、開始決定時の住所神戸市中央区中山手通４丁目12番８号　リリーフ中山手101
破産者　石橋　承吾
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７１号
神戸市北区藤原台南町１丁目４番３号　サントレージュ南町Ａ棟203号、従前の住所兵庫県丹波篠山市黒岡1017番地５　コンフォート春日105号
破産者　辻　布美子
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４号
北海道空知郡奈井江町字奈井江748番地25
破産者　金澤　亜美
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第８７号
秋田市旭南二丁目１番36―２号　セジュール富貴101
破産者　赤川　理菜
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３２９１号
201，Ｒｏｓｅｍａｒｙ　１　Ｂｕｉｌｄｉｎｇ，Ｎｏ４　Ｌａｎｅ　535　Ｋｉｍ　Ｍａ Ｓｔｒｅｅｔ，Ｇｉａｎｇ　Ｖｏ　Ｗａｒｄ，Ｈａｎｏｉ　ｃｉｔｙ，Ｖｉｅｔｎａｍ、開始決定時の住所神奈川県藤沢市本町２丁目４番17号　ストゥディオ本町　202号
破産者　山形　　聡
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３４０４号
神奈川県大和市下鶴間581番地３　ミルキーウェイつきみ野206号
破産者　藤林　咲野
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４４号
横浜市神奈川区青木町２番地１　シーアイマンション神奈川307号、申立時の住所横浜市神奈川区幸ケ谷16番地３　幸ケ谷ハイツ102号
破産者　中村　友哉
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８９８号
横浜市港南区大久保１丁目11番３号　ケーアールハイツ上大岡102
破産者　梅川　洋介
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９６７号
神奈川県高座郡寒川町小谷１丁目５番７－３号
破産者　石川美登里（旧姓小山）
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１４９号
富山市布目1555番地９
破産者　川邉　良司
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１５０号
富山市布目1555番地９
破産者　川邉　徳子
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１５５号
富山県高岡市下黒田740番地６
破産者　野上友吉商店こと　野上　正之
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第２６号
山梨県北杜市武川町牧原1160番地　県営牧原団地１　104
破産者　宮澤　正一（保佐人　三枝重人）
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５６号
山梨県韮崎市本町１丁目13番20－４号
破産者　坂本オースティン
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４号
静岡県富士宮市外神548番地の１
破産者　清　　貴久
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第３１号
静岡県富士市横割１丁目19番19号　コーポ田中Ｃ－202号
破産者　安田　　力
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和７年（フ）第２００１号
福島県双葉郡富岡町大字小浜字中央334番地クラウン101、開始決定時の住所名古屋市名東区名東本通５丁目12番地の１　ミネマンション201号
破産者　板倉　良太
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２６９３号
名古屋市中区上前津１丁目９番２号　ラフレシール　ドゥ503号
破産者　山下　浩史
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３０１７号
名古屋市東区筒井２丁目10番６号　ハウス108車道105号、従前の住所愛知県瀬戸市本郷町217番地
破産者　西山　　研
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４１号
名古屋市中区大須１丁目２番３号　ＧＳ　ＴＥＲＲＡＣＥ602号　、従前の住所名古屋市千種区月ケ丘３丁目５番８号　不二マンションＢ－201号
破産者　割烹むら瀬こと　村瀬　弘一
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８７号
愛知県小牧市曙町48番地１　ハイツ北斗202号
破産者　島岡　　輝
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１００８号
名古屋市中村区亀島１丁目８番32号　ＧＫヴォーグコート503号
破産者　磯部　淳一
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１５５号
名古屋市港区大西２丁目79番地　ヒカルサ大西Ⅱ　105号、従前の住所名古屋市西区平中町５番地　グレーススクエアＫ501号
破産者　安藤　篤史
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１７８号
名古屋市中区栄１丁目29番９号　ユーステージ栄５Ａ号
破産者　加美山拓朗
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０１１号
大阪市北区中津４丁目４番11―503号
破産者　南方　　豊
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１２０３号
大阪市平野区喜連東５丁目４番５―203号
破産者　岡本　智子
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１号
兵庫県川西市一庫３丁目23番２号　202、前住所札幌市北区北二十六条西15丁目３番12号
破産者　南部　　敬
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第４７号
兵庫県伊丹市大鹿７丁目94番地　ラピス伊丹大鹿403号
破産者　岡本　夕子（旧姓中野）
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第５５号
兵庫県宝塚市旭町３丁目11番１―102号
破産者　川崎　精一
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第６６号
兵庫県宝塚市中筋１―12―１―２―102、住民票上の住所大阪府茨木市園田町12番15―305号
破産者　松田　恵子
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第９２号
兵庫県川西市萩原１丁目７番19―502号
破産者　大野　能克
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第９７号
兵庫県川西市東畦野５丁目16番７号
破産者　枝川久実子
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１０３号
兵庫県伊丹市緑ケ丘５丁目112番地２　瑞ヶ池ビル402号
破産者　Ｄｅｓｉｇｎ＿Ｆａｃｔｏｒｙ＿ＫＥＮこと　武田　一夫
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第４１号
福岡県久留米市上津町1215番地１　ヴィラグレース103号、前住所福岡県久留米市三潴町西牟田1189番地６
破産者　澁田　祐樹
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１２８号
福岡県久留米市津福今町560番地１
破産者　貝田　孝治
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和７年（フ）第８５号
福岡県大牟田市大字宮部301番地２、前住所福岡県大牟田市駛馬町６番地２　コーポ松下201号
破産者　松下　慶太
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

令和７年（フ）第３８０号
福岡市南区曰佐５丁目14番３―201号　Ｓ―ｒｏｏｍ曰佐　西館、前住所北九州市小倉北区下富野３丁目４番54号
破産者　吉井　雅人
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２３３号
福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋3125番地16
破産者　西原　良子
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３３５号
北九州市八幡東区枝光３丁目３番16号
破産者　寺一　　忠
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３４３号
福岡県遠賀郡岡垣町旭台３丁目１番８号
破産者　早野健一郎
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３７３号
福岡市早良区西新４丁目９番16―305号　ＣＲＥＳＴ西新、開始決定時の住所北九州市八幡東区荒生田３丁目５番５―302号
破産者　武内　将太
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４０４号
北九州市八幡西区河桃町２番15号
破産者　星野　良太
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４５２号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊２丁目１番３号　砂山みずほ103号
破産者　萩原　　淳
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第７号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目22番46号　ハピネス札元301号
破産者　竹山　典志
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第６２号
鹿児島県曽於市末吉町深川10025番地、前住所宮崎県都城市中原町10街区７号　パレス妻ケ丘303号室
破産者　立元　秀二
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第６４号
鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北1703番地リバーサイドたなか202号、前住所鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北1244番地
破産者　前田　　優
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第２３号
北海道室蘭市宮の森町１丁目11番15号
破産者　半澤　幸恵
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第６４号
北海道苫小牧市東開町４丁目10番25号、開始決定時の住所北海道苫小牧市新中野町１丁目12番18号　ツタージュＥ203号
破産者　川島　一希
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第２７号
秋田県鹿角市花輪字上花輪52番地２
破産者　種田　麻衣子
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

令和７年（フ）第３５３号
金沢市田上本町２丁目109番地１　ラヴィーヌ105号、従前の住所石川県小松市幸町２丁目97番地
破産者　四登　久嗣
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８８号
石川県野々市市扇が丘20番５号　メゾン辻202号
破産者　瀧野　直樹
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５９号
石川県野々市市新庄３丁目16番地
破産者　橋村　忠光
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３０６号
愛知県豊橋市前田南町二丁目15番地の８　リバーサイドマキノ101
破産者　浦田奈美子
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１４５号
滋賀県守山市守山四丁目12番13―202号、前住所長野県松本市大字島内3513番地14　アルプスウィンベル松島101
破産者　森田　　翔
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６６号
滋賀県大津市滋賀里一丁目３番25号
破産者　関塚　吾一
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７６号
奈良県大和郡山市筒井町621番地１　成和苑東５号
破産者　兵頭スミヱ
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第５３号
広島県庄原市三日市町377番地２
破産者　小尻　　聡
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第２０号
山口県長門市東深川1567番地18
破産者　小林　　廉
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

令和７年（フ）第６２０号
熊本市東区西原１丁目10番14号　西原ドリームマンション101、住民票上の住所熊本市東区花立５丁目７番43号　オレンジハウス102
破産者　髙本　文浩
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５９号
熊本県宇土市神馬町148番地、開始決定時の住所熊本市北区龍田６丁目３番21号　ベアー立田205号
破産者　園田　将博
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１５９号
熊本市南区野田３丁目13番18号　サンライズ野田Ⅰ　101
破産者　大久保裕輔
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２５０号
熊本市中央区新大江３丁目８番８号　新大江ハイデンス407
破産者　小原　康平
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３１５号
熊本市中央区新町３丁目７番32号　202
破産者　田中　紀子
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３３号
熊本県八代市本町三丁目３番26号（103）ネオコーポ八代本町
破産者　トクナガ　ジェーン　マラサン（ＴＯＫＵＮＡＧＡ　ＪＥＡＮＥ　ＭＡＬＡＳＡＮ）（通称徳永ジェーン）
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第５５号
宮崎県延岡市熊野江町2239番地
破産者　松下　福美
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

免責許可決定

令和８年（フ）第４４７号
千葉県鎌ケ谷市東中沢１丁目８番５－７号　グリーンビレッジ中沢301
破産者　永田　　源
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６７号
鹿児島県姶良郡湧水町木場524番地　上野原住宅１号棟
破産者　清水　彩音
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第２７４号
千葉県松戸市上矢切1547番地　コーポオグラ202号
破産者　勢登　正良
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２８５号
千葉県流山市東初石４丁目135番地の４　あやめ荘103
破産者　浅野　聖太
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３４０号
千葉県鎌ケ谷市道野辺本町２丁目23番９号
破産者　宍戸　尚代
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３５１号
千葉県我孫子市寿１丁目９番13号
破産者　内　　俊子
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３８７号
千葉県松戸市根本10番地の７　ウィステリア松戸402号
破産者　宮城　慎吾
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３９４号
千葉県松戸市五香西２丁目14番地の１　エスペラント中津Ｂ103号
破産者　橋本邦三郎
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４１０号
千葉県柏市酒井根２丁目６番15―107号
破産者　後藤　敦子
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４１７号
千葉県我孫子市高野山390番地の７
破産者　佐藤　栄一
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４２２号
千葉県我孫子市都部169番地の１（101号）クレストファインⅡ
破産者　榎本　紀子
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４２３号
千葉県我孫子市都部169番地の１（101号）クレストファインⅡ
破産者　榎本　律子（旧姓飯村）
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４２９号
千葉県松戸市松戸新田438番地の12　モトキハイツ102号
破産者　今関　彩乃（旧姓小林）
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４３６号
千葉県松戸市稔台２丁目17番地の11、前住所千葉県松戸市稔台２丁目26番地の１　竹生荘101号
破産者　金子　好正
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４４３号
千葉県松戸市松戸2214番地の１　ジュネパレス松戸第530―201号
破産者　樋口　好花
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４４４号
千葉県松戸市北松戸１丁目６番地の17　Ｌａｒｇｏ302号
破産者　和泉　大樹
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４４８号
千葉県松戸市胡録台163番地の１　リファレンス胡録台Ｂ棟109号
破産者　林田　りな
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４５１号
千葉県柏市根戸385番地16　根戸ハイツ202号、前住所千葉県柏市松ケ崎514番地７
破産者　土谷　孝之
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４５２号
千葉県我孫子市柴崎台２丁目８番12―206号ピュア天王台マンション
破産者　箕浦あずさ
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４５８号
千葉県柏市柏５丁目３番７―206号、前住所千葉県柏市豊四季台２丁目１番25―804号
破産者　池田　陽一
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４６５号
千葉県松戸市西馬橋５丁目93番地の２　ジュネパレス松戸第65―104号、開始決定時の住所千葉県松戸市西馬橋５丁目93番地の２　ジュネパレス松戸第65―103号
破産者　岩佐　一範
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４７１号
千葉県松戸市幸田２丁目１番地　幸田第２市営住宅２―505号
破産者　佐藤　秀明
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４７２号
千葉県松戸市小金きよしケ丘３丁目９番地の21　クレール北小金２Ｂ号
破産者　髙倉亜希子
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４８４号
千葉県流山市松ケ丘５丁目700番地の８
破産者　浅野　泰周
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１１９号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田2994番地１　キャッスル三浦海岸406
破産者　三浦由美子
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１０６号
三重県鈴鹿市住吉四丁目21番５号　第１コーポ住吉　101号室
破産者　大迫　　武司
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１１０号
三重県津市大里山室町2390番地
破産者　草深　芳文
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２４６号
千葉県松戸市中矢切488番地の24　フィオーレＡ203号、旧住所福島県田村郡三春町桜ケ丘２丁目１番地の３　サンコーポラス三春205号
破産者　渡邉より子（旧姓　小林）
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４１１号
千葉県柏市東３丁目２番15号
破産者　小田部美咲希（旧姓池田）
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４４０号
千葉県松戸市松戸新田500番地の８　松戸グリーンハイツ206号
破産者　大柳　典子
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４４５号
千葉県野田市山崎1958番地の１　アムールＫＭＵ梅郷108
破産者　宮下　純平
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４４６号
千葉県我孫子市湖北台３丁目９番15号（201号）　モンシェリー湖北台Ａ棟
破産者　片山　　茜
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４７３号
千葉県柏市豊四季1005番地７　カトルセゾン301号
破産者　高橋　慧音
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４７４号
千葉県柏市加賀３丁目20番５号　樺澤方
破産者　大滝　勝彦
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４８１号
千葉県我孫子市南新木４丁目25番地の６（Ｂ―202号）　ヴィラエスペランサ
破産者　田代　尚子
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２２６号
相模原市南区磯部1160番地
破産者　高浦みゆき（旧姓中原）
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２４９号
相模原市南区相武台２丁目11番10号　あじさい住宅相武台102
破産者　藤井ユキ子
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２１３号
新潟市東区大山１丁目11番４号　第１大山荘102号
破産者　中川美香（旧姓岩田）
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８０号
山梨県甲州市塩山上於曽633番地　堀内アパートＤ棟
破産者　谷口　弘子
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２００号
三重県四日市市室山町242番地７
破産者　山中　　貢
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３５９号
神戸市須磨区東白川台３丁目７番地の14
破産者　道下土木こと　道下　一治
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４５３号
神戸市垂水区狩口台２丁目30番305号、従前の住所神戸市西区南別府３丁目13番地の１
破産者　住吉　洋子
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４５５号
神戸市北区ひよどり台２丁目１番地の１138棟505号
破産者　牟田　秀輝
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４５８号
神戸市垂水区上高丸１丁目６番３―309号
破産者　本田　奈美
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４７７号
神戸市垂水区山手６丁目11番11号　Ｐｅｔｉｔ　ＡｒｔⅡ302号
破産者　木村　裕介
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５０４号
神戸市灘区下河原通４丁目５番13号
破産者　田中　欣一
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５０５号
神戸市中央区山本通５丁目10番28号　ダイナスティ品川303号室
破産者　松岡　　栞
１　決定年月日　令和８年８月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５０９号
神戸市灘区新在家南町４丁目16番18―203号
破産者　塚前　智和
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５１３号
神戸市長田区腕塚町１丁目４番６号、従前の住所神戸市長田区庄田町２丁目４番９号
破産者　屋　えりみ
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５１９号
神戸市垂水区星が丘２丁目１番56号
破産者　松本　毅彦
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５２０号
神戸市垂水区学が丘４丁目25番12―305号、従前の住所広島市東区若草町10番23―1001号
破産者　栗山　幸綺
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５２３号
神戸市須磨区菅の台５丁目３番地　11号棟402号、従前の住所大阪市住吉区長居東２丁目７番３―804号
破産者　芳司　峰子
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５３２号
神戸市兵庫区中道通６丁目１番33号　特別養護老人ホーム　ラグナケア中道
破産者　加藤美枝子（法定代理人成年後見人　遠藤　　格）
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５３４号
神戸市長田区大日丘町３丁目11番20号　101号、従前の住所神戸市長田区大日丘町３丁目11番20号　202号
破産者　松田　浩史
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５４５号
神戸市兵庫区里山町638番地３　トレフル１号館、住民票上の住所神戸市東灘区本山南町９丁目１番６―610号
破産者　阿部　美耶
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５５５号
神戸市東灘区御影石町２丁目13番11号　ハイツ石屋川206号
破産者　岡田一生
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５６６号
神戸市兵庫区福原町25番９号　サンビルダー湊川403
破産者　島田　映美
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５７１号
神戸市東灘区岡本７丁目２番10号　入山文化17号、従前の住所神戸市中央区橘通４丁目２番６―1003号
破産者　萩野　順子
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５８５号
神戸市垂水区名谷町783番地　イリノハイツ204号
破産者　西山　　泉
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５８６号
神戸市須磨区白川台２丁目37番地の３　県住７―265号
破産者　児玉　　忠
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５９１号
神戸市兵庫区浜崎通２番22―1104号
破産者　西森　克佳
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５９４号
神戸市北区鈴蘭台東町５丁目７番２号
破産者　佐藤　貴子
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４８２号
北九州市八幡西区別所町11番６―504号
破産者　窪　　みき（旧姓森永）
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５０５号
北九州市八幡東区尾倉３丁目４番６―107号
破産者　秦野　亜紀
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５１３号
北九州市八幡西区本城東１丁目８番17―215号
破産者　西川　秀一
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１１９号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田1226番地２　ベルメゾン三田川Ｂ―201号
破産者　古里恵里奈
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３１号
佐賀県神埼市千代田町下板898番地１
破産者　藤戸　雄治
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３２号
佐賀市神園一丁目１番２号　シティメイト神園11号
破産者　中嶋　真聖
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５２号
佐賀市鍋島町大字八戸1612番地３
破産者　髙橋　千春
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５５号
佐賀市神園四丁目５番326号　常盤団地ＲＣ３―326号室
破産者　山田　豊子
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６０号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀7009番地、前住所長崎県松浦市志佐町庄野免646番地ワイルドハイツ　２―Ｂ号室
破産者　原口　知子
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３８号
熊本市南区富合町小岩瀬278番地２　リヴィエールⅠ　102号室
破産者　鈴井　涼太
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１４５号
熊本市中央区本荘町653番地３（502号）　サーパス本荘
破産者　荒木　君範
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１７７号
熊本市東区御領６丁目８番13号　Ｌ－フィネス　1001
破産者　関口　貴大
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１９１号
熊本県菊池郡大津町大字大津1508番地２、前住所熊本県菊池郡菊陽町大字原水1139番地17パークハイムⅡＡ　102号
破産者　髙瀬恵里奈
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２０２号
熊本県下益城郡美里町白石野685番地１、前住所熊本県下益城郡美里町土喰１番地３
破産者　園田　　薫
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２０８号
熊本県宇城市三角町戸馳4028番地
破産者　五反彼史子
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２１３号
熊本市西区新土河原１丁目７番３号
破産者　坂木　静子
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２１７号
熊本県合志市豊岡2000番地2538　ドリームⅡ101号
破産者　柴田　美幸
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２１９号
熊本県菊池市泗水町永4500番地59
破産者　奥村　将丈
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２３０号
熊本市東区江津１丁目21番18号　内藤ハイツ101
破産者　上村幸四郎
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２３２号
熊本市北区龍田４丁目30番31－302号　シゲタ第一ビル
破産者　福田　忠臣
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２３４号
熊本市中央区神水２丁目10番３－801号
破産者　竹岡　美夏
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２４９号
熊本市東区花立１丁目１番47号　沼津アパート205号室
破産者　秋山　昌彦
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２５３号
熊本市中央区三郎１丁目５番７号　タウン前田102号、転入前住所神奈川県横浜市鶴見区東寺尾６丁目５番28号　ユナイト生麦ピンクパンサー205
破産者　池上　真子
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２５５号
熊本県上益城郡山都町下市427番地
破産者　魚住　宣永
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２５７号
熊本市東区東町３丁目６番３－14号
破産者　川田　祐成
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２６９号
熊本市西区春日６丁目４番１－701号
破産者　佐々　則夫
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３３３号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目49番30号
破産者　坂本　淳史
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２６６号
札幌市白石区栄通20丁目12番１－802号
破産者　佐藤　雅史
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５２８号
北海道恵庭市恵央町３番８　（よしあき荘１階１号）
破産者　河野　正広
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６２１号
北海道千歳市富丘１丁目６番13号
破産者　坂田　万貴
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７６９号
札幌市西区八軒６条西９丁目１番16号　Ｎｏ．４ミユキＭＳ－103号
破産者　福本　竜貴
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７８１号
札幌市白石区菊水７条１丁目１番14号
破産者　江添　秀光
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７８７号
札幌市豊平区月寒東１条13丁目４番１－408号
破産者　阿部美智子
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７９９号
札幌市清田区平岡３条１丁目15番８号　パークヒルハウス７号
破産者　岡本真一郎
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８２４号
札幌市南区川沿２条４丁目２番20－106号
破産者　藤井　　聡
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８３８号
札幌市北区北34条西４丁目２番12－202号
破産者　百石　幸子
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８４５号
札幌市西区琴似１条４丁目２番13－401号
破産者　上見　充寛
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９２７号
札幌市中央区南11条西８丁目３番15－702号
破産者　髙田佳世子
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９５０号
札幌市東区東雁来８条４丁目２番20号
破産者　遠藤　千鳥
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６４号
秋田県潟上市昭和大久保字堤の上20番地２　スミレハイツ201
破産者　稲葉　育美
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０９号
秋田市土崎港西四丁目７番16号　カノン201号
破産者　佐藤　沙紀
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１７号
秋田市南通宮田８番９号　ミキハウス202、前住所秋田県潟上市昭和大久保字イカリ沖６番地11
破産者　板倉　　勉
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３５２号
川崎市川崎区大島１丁目26番２号　ハイツ寿302
破産者　長谷川譲司
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４２５号
川崎市川崎区小田５丁目24番５号　サンモール　302
破産者　柚木　茂明
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４３６号
川崎市宮前区野川本町２丁目30番10―203号　サンハイム小泉
破産者　小林　香鈴
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４７０号
川崎市高津区千年92番地　５―311
破産者　笹崎　敦子
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４８１号
川崎市川崎区鋼管通３丁目２番７―402号
破産者　小池莉里子
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４９６号
川崎市高津区下野毛１丁目７番16号　コーポ多摩川
破産者　鈴木　清孝
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２４８号
神奈川県厚木市元町15番27号　リバーハイツカトウ101
破産者　石川　信勝
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２４９号
神奈川県平塚市菫平15番１―４―710号　パレ平塚すみれ平
破産者　植草　達雄
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２５５号
神奈川県厚木市妻田北３丁目36番４号　メゾンボナールＣ　202
破産者　鎌田　香織
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１７０号
相模原市中央区上溝1541番地８
破産者　塩原　和騎（旧姓宍戸）
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２１８号
相模原市中央区横山６丁目１番21号　ムート横山公園
破産者　衣笠　佳彦
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２３６号
相模原市中央区下九沢745番地２　県公社団地16―1627
破産者　菱山　陽向
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２３８号
相模原市南区上鶴間２丁目12番４号
破産者　山口　直子
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２６４号
相模原市南区若松１丁目14番４号　グリーングラス若松202
破産者　田中小百合
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２８０号
相模原市中央区相模原４丁目５番２号　ウィンベルソロ相模原第一1106号室
破産者　曽我部素義
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３０９号
相模原市中央区陽光台３丁目８番19号　サマックスラークＣ103
破産者　柴田　智子
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１１８号
山梨県甲府市上今井町1621番地１
破産者　遠藤シズエ
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８４号
長野市大字安茂里3669番地　Ｂ－２、前住所長野市稲里１丁目15番地15　エーデルハイツ201
破産者　仙石　芹歌
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３５号
長野県須坂市大字日滝2878番地１　寿楽園
破産者　川邉　知好
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６９号
長野県小県郡青木村大字田沢119番地２
破産者　大久保　司
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第７０号
長野県上田市中野201番地60、前住所神奈川県相模原市中央区相模原４丁目９番３号　グレイスアベニュー302
破産者　秋山恵理子
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第１０６号
長野県大町市大町1071番地10
破産者　中野　希望
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１０８号
長野県松本市双葉24番10号
破産者　中川内美沙江
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１２１号
長野県塩尻市大字広丘高出1840番地４　アーク塩尻905
破産者　大槻　雪子
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第８７０号
名古屋市港区春田野１丁目2310番地　高齢者住宅はるひ
破産者　山森美智子
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２９８号
愛知県春日井市下市場町６丁目10番地３　ラフィーネパレ103号
破産者　早川　顕輔
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３２０号
名古屋市中川区服部４丁目704番地　プレシャスコートＢ棟102号、従前の住所名古屋市港区津金１丁目５番１号　第101プロスパービル503号
破産者　安田　敏之
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３２１号
名古屋市中川区服部４丁目704番地　プレシャスコートＢ棟102号、従前の住所名古屋市港区津金１丁目５番１号　第101プロスパービル503号
破産者　安田真奈美
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４４０号
名古屋市南区豊２丁目３番７号　ジュノーピア203号
破産者　山田　伸也
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５０５号
愛知県小牧市大字久保一色2956番地　サン・ｆｒｉｅｎｄｓたがたⅡ102号
破産者　磯谷　達也
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１７０号
三重県津市白塚町3571番地
破産者　樋口惠美子
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２４７号
堺市中区深阪４丁１番16―209号
破産者　前田　　章
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３３１号
大阪府松原市西大塚１丁目12番８号
破産者　宮沢　雄斗
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３６６号
堺市東区引野町１丁68番地２　ベルフルール205号
破産者　伊藤　真悠（旧姓池田）
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３８８号
堺市西区平岡町28番地19
破産者　井上　真弥
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３９５号
大阪府羽曳野市南恵我之荘１丁目３番25号　プレアール恵我之荘　104号
破産者　中山　秀人
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４０５号
堺市南区宮山台３丁３番１―202号
破産者　羽田　隆一
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４０９号
大阪府高石市東羽衣５丁目19番２号
破産者　梶原由美こと　ＫＡＪＩＷＡＲＡ　ＹＵＭＩ
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４１３号
大阪府松原市天美北３丁目３番５号
破産者　加藤　清人
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４２０号
大阪府羽曳野市羽曳が丘４丁目７番５号
破産者　**櫨**　　夢翔
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４２７号
大阪府高石市高師浜４丁目12番５号
破産者　旨肴楽酔るっこらこと　中庄谷圭洋
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４３１号
大阪府豊中市豊南町南５丁目９番５号、開始決定時の住所大阪府高石市綾園６丁目22番12号
破産者　藤下　　萌
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４４６号
大阪府松原市立部５丁目114番地（120号）
破産者　大古場　正
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４４９号
大阪府南河内郡河南町さくら坂南２番３号
破産者　野坂　正樹
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４６３号
堺市南区新檜尾台４丁16番３―109号
破産者　大西　康介
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４７０号
大阪府羽曳野市軽里３丁目７番３号
破産者　友末　卓也
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４８３号
堺市堺区向陵東町２丁７番13―401号
破産者　西村　友美
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４８７号
堺市中区深井水池町2827番地１　エステートⅥ402号
破産者　前田慎之介
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４８８号
堺市北区新金岡町１丁７番26―306号
破産者　安田　順子
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４９２号
大阪府松原市西野々２丁目11番17号、前住所大阪府松原市三宅西４丁目579―１―802
破産者　山口　侑馬
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５３６号
大阪府松原市三宅中２丁目１番７―402号
破産者　戸田　喜久
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５４８号
大阪府藤井寺市野中５丁目４番６－305号、前住所大阪府松原市上田７丁目14番８－303号
破産者　佐々木政男
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５６１号
堺市北区東上野芝町２丁442番地４
破産者　川崎　峰幸
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５６９号
堺市北区東雲東町１丁７番18号　エストニュアージュ201号
破産者　井上　美穂
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５７４号
堺市堺区一条通15番20号　みつやビル201号
破産者　堀尾　理久
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５９９号
堺市中区福田1097番地１　ピアコート２番館205号
破産者　仙頭るり子（旧姓中辻）
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２０号
兵庫県丹波市市島町戸平457番地
破産者　一色　稀咲
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（フ）第３１９号
兵庫県加古郡播磨町東野添３丁目３番48号サンフレンド205号、従前の住所兵庫県加古郡播磨町上野添１丁目５番９－101号
破産者　真継美智子
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第８１号
奈良県生駒市美鹿の台８番11号
破産者　田中　陽菜
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９７号
奈良市芝辻町三丁目６番27－314号
破産者　間　　裕美
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１１１号
奈良市赤膚町1052番地の15
破産者　Ｆａｉｒｙｍａｃａｒｏｎこと　溝渕　千鶴（旧姓平山）
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第８号
徳島県阿南市津乃峰町長浜18番地　県営住宅阿南団地532号室、旧住所徳島県阿南市橘町汐谷山122番地２
破産者　吉岡紗都希
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

令和８年（フ）第９号
徳島県阿南市椿町横尾72番地１
破産者　坂井礼央斗
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

令和８年（フ）第１４１号
愛媛県伊予市下吾川643番地１　Ｊコート201号
破産者　井上　光央
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０８号
愛媛県松山市北久米町873番地５
破産者　平川　知之
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１６号
愛媛県松山市土居田町304番地１　プチメゾン永井203号
破産者　田村　衣里
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５１２号
福岡県中間市池田１丁目20番１－505号
破産者　前川　正美
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３３６号
熊本市北区清水万石２丁目５番36号　谷崎アパート101
破産者　吉崎　暢達
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３８９号
（前住所）熊本市西区小島下町3729番地２
破産者　宮本　啓子
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第３６３号
沖縄県中頭郡西原町字我謝234番地　（丸嶺アパートＢ－210号）、住民票上の前住所沖縄県島尻郡与那原町字東浜78番地の68　グランマーレ東浜ワイズ405号室
破産者　仲程　正紀
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２１２号
沖縄県那覇市識名１丁目14番43号　協栄識名マンション208、住民票上の前住所沖縄県那覇市おもろまち４丁目８番１－706号　新都心とみや
破産者　山口美代子
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１８２号
沖縄県うるま市字西原483番地４　コーポナカモトⅡ303号
破産者　大城　雄作
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第３３号
北海道有珠郡壮瞥町字洞爺湖温泉42番地13洞爺湖カトレアＢ棟317
破産者　渡邉　夏美（旧姓　松井）
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第３９号
北海道白老郡白老町川沿２丁目448番地９サンコーポラス２－401、前住所北海道空知郡南幌町緑町６丁目７番12号
破産者　菅原かおり
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第１２６号
北海道釧路郡釧路町東陽西２丁目16番地12
破産者　近野　晃司
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２７号
釧路市新栄町14番14号　新栄ハイツ１階103号室、前住所釧路市新栄町12番12号
破産者　渡辺　珠里
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５９号
青森県弘前市大字石川字村元10番地10
破産者　齋藤　　純
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第６９号
青森県黒石市大字浜町14番地
破産者　木村　香梨（旧姓葛西）
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第２０４号
盛岡市紅葉が丘18番９号　Ｓ－Ｇａｔｅ102号、前住所盛岡市清水町６番８号　スプランドゥール清水町102号
破産者　山田　昂平
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２０５号
盛岡市紅葉が丘18番９号　Ｓ－Ｇａｔｅ102号、前住所盛岡市清水町６番８号　スプランドゥール清水町102号
破産者　山田　律子
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第４４号
岩手県一関市赤荻字下谷地28番地１　プレステージＳ101
破産者　高野　幸夫
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第８０号
栃木県足利市新山町10番地８　新山団地８－22
破産者　山口　　崇
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第８１号
栃木県足利市上渋垂町960番地４
破産者　石原　道浩
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１２２号
神奈川県横須賀市佐原３丁目16番24―110号
破産者　中山　　虹
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１３１号
神奈川県横須賀市若松町３丁目15番地　第２ライオンズマンション406
破産者　山下美津司
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１５１号
神奈川県厚木市関口397番地２　マルク厚木２Ｆ
破産者　梅本　　龍
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２０１号
神奈川県厚木市金田742番地４
破産者　佐藤セツ代
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２０９号
神奈川県平塚市中原２丁目23番５号　パークプレイス中原Ｄ棟２号室
破産者　戸田　皓貴
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２３０号
神奈川県小田原市高田275番地の２　Ｍ・プレーリー・ローズＢ201
破産者　小澤　智子
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第６０号
新潟県胎内市東牧136番地148　東牧住宅39号
破産者　鈴木　香奈（旧姓阿彦）
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第６２号
新潟県村上市碁石51番地
破産者　大平　克也
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第７１号
宮城県仙台市泉区永和台23―19　グラン・ペガ　102、住民票上の住所新潟県新発田市住吉町３丁目８番31号　カーサ石井　203
破産者　齋藤　和芳
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第７６号
新潟県村上市山屋749番地１　養護老人ホームやまゆり荘
破産者　阿部　英治
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第１０３号
新潟県長岡市中貫町２丁目３番地19　クリオン302号室
破産者　近藤　裕司
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１１５号
新潟県長岡市悠久町４丁目1056番地３
破産者　鈴木　裕司
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１０９号
富山市長江新町三丁目３番35号　ありがとうホーム長江新町
破産者　村元　　清
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１１号
富山市八尾町福島10番地　救護施設　八尾園
破産者　吹谷　敏彦
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８０号
長野市丹波島１丁目508番地　コーポタカハシＡ号室
破産者　齊藤麻紗美
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２４号
長野市松代町東寺尾3918番地
破産者　寺島　奈々（旧姓稲玉）
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４０号
岐阜県多治見市滝呂町９丁目60番地　花の木110
破産者　藤原　達男
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第５３号
岐阜県多治見市北丘町４丁目17番地の９
破産者　ＳＯＮＯＩＲＯこと　鈴木　　謙
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第２８号
岐阜県高山市片野町４丁目280番地
破産者　吉永　恵子
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和８年（フ）第１６１号
静岡市清水区庵原町135番地の67
破産者　伊藤　裕芳
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３１６号
静岡市駿河区西脇135番地の３
破産者　池田　智子
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３３３号
静岡市駿河区小鹿２丁目５番１―1011号
破産者　井柳　飛鳥
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３３９号
静岡県藤枝市高柳４丁目２番28号　レスポワールＡ202号
破産者　川崎　恵子
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３４２号
静岡市葵区北１丁目10番45号　ユーフォリア北202
破産者　増田　長俊
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３４４号
静岡市葵区横田町３番４号　ハイタウン横田202号、旧住所静岡県焼津市浜当目２丁目17番８号
破産者　小池メグミ
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２８１号
三重県三重郡菰野町大字菰野3123番地１　オーガイトキタオカＡ102、前住所三重県三重郡菰野町大字田光2203番地１
破産者　近藤　大輔
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第４８号
三重県四日市市久保田二丁目10番13号　ＴＯＹＯＴＡ　ａｃｔｉｏｎ　Ｂｕｉｌｄ．707
破産者　原　　節子
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第４７８号
滋賀県草津市野路九丁目１番24―101号　ソレイユヤマダ、前住所徳島市金沢１丁目９番７―213号　金沢団地県営住宅
破産者　松田洋一郎
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６２号
大津市下阪本四丁目６番44号　エトワールなかむら103号
破産者　尾上　幸代
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６３号
大津市下阪本四丁目６番44号　エトワールなかむら103号
破産者　尾上　満紀
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７４号
滋賀県守山市吉身六丁目７番11号
破産者　小田　和也
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１７号
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町７丁目2751番地９
破産者　伊藤ジスモンジこと　ベラルデ　イトウ　ジスモンジ　カルロス　アルベルト
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１８号
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町７丁目2751番地９
破産者　マダレンゴイテイア　レオン　デ　ベラルデ　カルラ　パオラ　デル　ピラル
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２６号
滋賀県守山市古高町104番地２　サン・ルーチェ302号
破産者　近藤詞生揮
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４３号
大津市膳所一丁目７番14号レオパレス膳所202号
破産者　小林　徹也
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５４号
滋賀県草津市上笠四丁目６番28号
破産者　宇野　寛彦
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５６号
滋賀県草津市東矢倉二丁目１番１―９号
破産者　坂井　久子
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６１号
滋賀県野洲市小篠原1947番地１　コスモ野洲２番館207号
破産者　池田　智子
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７３号
滋賀県草津市西渋川二丁目６番５―344号
破産者　濱本　泰司
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９６号
大津市衣川一丁目１番17号　大隅アパート26号
破産者　猿渡　光雄（法定代理人保佐人特定非営利活動法人あさがお）
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９８号
滋賀県湖南市岩根733番地１
破産者　園田　　寛
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９９号
滋賀県湖南市岩根733番地１
破産者　園田　博美
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０１号
滋賀県草津市笠山四丁目３番６―221号　ウイングヒルズ笠山、前住所滋賀県野洲市冨波甲400番地　エスポワール野洲
破産者　小川建エジソン
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２４号
滋賀県栗東市川辺405番地１
破産者　坂田　浩志
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２７号
大津市美空町２番５―101号
破産者　佐藤　早苗
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４２号
大津市赤尾町３番２号　グリーンマンション赤尾303、前住所大津市赤尾町９番34号
破産者　槇沢　直行
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４１６号
京都市西京区大原野東竹の里町四丁目２番地57棟401号
破産者　豚コングこと横浜家系ラーメン幸村家こと白橋　陽輔
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４２０号
京都市南区唐橋花園町21番地
破産者　谷口　博章
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４５４号
京都市伏見区醍醐西大路町135番地　醍醐東市営住宅11―102
破産者　青木貴美代
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４７６号
京都市伏見区竹田浄菩提院町207番地　アークハイツ城南宮107
破産者　加藤　浩一
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４８１号
京都市中京区西ノ京上合町62番地
破産者　坂口やよい
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５０６号
京都市南区吉祥院中島町30番地32
破産者　杉山ほのか
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５２５号
京都市伏見区桃山町因幡228　レオパレスインパクトⅡ104、住民票上の住所京都市伏見区久我本町７番地141
破産者　和田　啓亨
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５３６号
京都市伏見区醍醐中山町39番地２　市営住宅醍醐中山団地28―307
破産者　山田優こと　森野　　優
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５４１号
京都市下京区不明門通七条上る粉川町226番地２　コーポ土山403号
破産者　下田　博子
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５５９号
京都府長岡京市東神足２丁目８番14号　サンヴィエール長岡　102、前住所京都府長岡京市緑が丘24番21号　辻マンション　２Ｆ
破産者　田中　博美
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５６４号
京都市北区紫野北花ノ坊町72番地　市営住宅11―505
破産者　市川　朋美
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５７０号
京都市右京区嵯峨大覚寺門前井頭町３番地１大覚寺市営住宅　１棟204号
破産者　伊東真由美
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５８８号
京都府長岡京市開田１丁目17番５号　セフィラ21　106
破産者　森　　亮平
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６２３号
京都市伏見区深草西浦町５―19―１―703、住民票上の住所大阪市住之江区北加賀屋５丁目６番５―308号
破産者　二瓶　颯生
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６２６号
京都府城陽市市辺西川原30番地の３
破産者　髙田　愛美
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６３９号
京都府向日市上植野町池ノ尻７番地の１　府営住宅上植野団地　３棟306号
破産者　沢田真珠美こと　金　真珠美
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６４４号
京都府城陽市平川浜道裏９番地の18
破産者　大部　祐助
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６４５号
京都府城陽市寺田垣内後24番地の５、前住所京都府宇治市伊勢田町中山69番地の８　グランＫ’ｓジオ411号
破産者　各務　和代（旧姓井上）
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６５７号
京都市山科区御陵鴨戸町３番地１　ルミエール・ジロ　108
破産者　新槇　武次
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６６２号
京都市中京区西ノ京中御門東町39番地３ラ・メールⅢ　406
破産者　上月涼有舞
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６７２号
京都市下京区中堂寺坊城町16番地３　グランドムール丹波口　408
破産者　祝迫　弘美
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６７９号
京都市東山区本町八丁目94番地
破産者　藤田　正二
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２２２６号
大阪市東淀川区下新庄５丁目17番50号
破産者　園田　文一
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３１１号
大阪府羽曳野市羽曳が丘３丁目17番12号、前住所大阪府八尾市黒谷２丁目233番地
破産者　中東小夜子
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５１５号
大阪市鶴見区浜４丁目11番５号　セドナ鶴見緑地　102
破産者　近藤　康彦
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５４５号
大阪府東大阪市金岡２丁目３番21号　グリーンコーポみと　102号
破産者　肥山　敦江
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５６５号
大阪市北区本庄東３丁目９番12号　アルバス本庄東　402号室
破産者　山内　由美
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５６６号
大阪府茨木市玉水町５番７―302号
破産者　阿部　直子
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５６７号
大阪府茨木市玉水町５番７―302号
破産者　阿部　友貴
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５７０号
大阪府高槻市安岡寺町１丁目59番11号
破産者　中野　鉄也
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５８６号
大阪市東成区東小橋１丁目16番28―504号
破産者　松田　康宏
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６０５号
大阪府寝屋川市高宮１丁目８番27号、前住所大阪府寝屋川市三井が丘４丁目３番77―506号
破産者　川島美代子（法定代理人成年後見人木本暁信）
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６５８号
大阪府茨木市大住町９番17号　アーバンハイツ大住　302号
破産者　島崎　絹代
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６８１号
大阪市生野区舎利寺２丁目８番25号　舎利寺第一マンション　302号
破産者　小野　真弓（旧姓小中村）
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７１７号
大阪府枚方市春日東町２丁目25番８号、前住所大阪府交野市東倉治４―８　津田マンション102
破産者　唐島　愛美（旧姓大西）
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７６９号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目10番37号、前住所大阪府東大阪市若江東町１丁目６番20号
破産者　尾﨑　義雄
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８１４号
大阪市平野区長吉出戸８丁目３番39号　プレアール長吉出戸　202号
破産者　松田美和子
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８７５号
大阪市平野区加美鞍作２丁目11番９号　マリス平野103
破産者　北川　珠美
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８７８号
大阪府枚方市新之栄町27番８―202号、前住所大阪府枚方市宮之阪３丁目13番６号
破産者　河野　紀子
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９２２号
大阪府四條畷市楠公２丁目６番36号　ネオコーポイケダヤ８号館203
破産者　茶々丸翻訳事務所こと　宮田　昭二
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９２７号
大阪府枚方市交北１丁目２番７号　202号室、前住所大阪府枚方市東香里元町14番17号
破産者　木下　秀樹
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９３８号
大阪府東大阪市鴻池本町２番24号　コンフィー鴻池新田駅前　D―１
破産者　河野　孝次
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０２０号
大阪府枚方市高田２丁目24番１―302号、前住所大阪府枚方市茄子作３丁目21番23号
破産者　藤井　昇
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０５６号
大阪府寝屋川市本町６番32号（101号）　田能ハイツ
破産者　本田　鈴惠
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０８６号
大阪市東住吉区住道矢田８丁目13番６―403号、前住所大阪市東住吉区住道矢田８丁目13番６―402号
破産者　有村　綾美
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０９５号
大阪市天王寺区石ケ辻町６番13―210号
破産者　板山ひとみ
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１０４号
大阪市東成区東中本１丁目15番３号　緑橋マンション　502号
破産者　久田　智彦
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１４５号
大阪府豊中市名神口３丁目７番３―302号
破産者　森口　裕美（旧姓髙寺・白井）
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１９１号
兵庫県宝塚市中野町８番18号
破産者　水島　慎治
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第９３号
兵庫県伊丹市北河原２丁目10番13―102号
破産者　宮西　大輔
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１１４号
兵庫県伊丹市鴻池２丁目２番２号　吉田文化
破産者　天羽　重義
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１１９号
兵庫県川西市寺畑２丁目２番３号　111
破産者　佐野　亮
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１２９号
兵庫県宝塚市泉町３番２―104号
破産者　小野　直樹
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１４７号
香川県綾歌郡綾川町陶1223番地20
破産者　藤岡　宏樹（旧姓藤田）
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１５９号
香川県高松市林町331番地１　クローリス林町103
破産者　三浦　孝美
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１６５号
香川県高松市花ノ宮町１丁目12番９号
破産者　赤松　律子
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第８号
福島県郡山市大槻町字北田43番地の１　エクセル北田101号
破産者　野元　莉菜
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

令和８年（フ）第１５号
高知県宿毛市貝塚３番45号　カーサ・タケムラ402号
破産者　川村　晶子（旧姓冨岡）
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

令和８年（フ）第１６号
高知県土佐清水市戎町１番６号
破産者　益田　多恵
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

令和８年（フ）第１７号
高知県宿毛市幸町８番43号
破産者　岡原　孝明
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

令和８年（フ）第４７４号
北九州市小倉南区徳力団地77番102号
破産者　山本　誠二
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２７号
熊本県八代市古閑下町289番地１（201）西田アパート、異動前住所熊本県八代市清水町２番34号
破産者　大野　　誠
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第２３７号
大分県別府市実相寺町21番20号
破産者　宮本　洋平
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３１１号
大分市大字皆春829番地の１　Ｔ．Ｈクレール Ⅱ103
破産者　赤峰朝陽（旧姓野々下）
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３１２号
大分市大字津守500番地の３　県営２Ａ２－20
破産者　野々下郁子
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５４号
鹿児島県曽於郡大崎町假宿3406番地３
破産者　小梅枝　真知子（旧姓　山田）
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１５９号
沖縄県沖縄市池原３丁目９番52号
破産者　宮城　藍希
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

令和８年（再イ）第３５号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊８丁目14番２号
再生債務者　千々和良真
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月25日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第１７０号
東京都目黒区大橋２－23－20－103
再生債務者　外濵　大地
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月27日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第２７号
岐阜県可児郡御嵩町中2663番地89
再生債務者　苅谷　明男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月27日　岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（再イ）第５８号
東京都渋谷区神山町25－16－504
再生債務者　大谷のぞみ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月27日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１２号
大津市皇子が丘二丁目４番15－808号
再生債務者　嶋田　聡史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月28日
大津地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第９号
大分市京が丘南４丁目19番１号
再生債務者　大津　賢也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月28日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第１４５号
大阪府高槻市日吉台一番町７番29号
再生債務者　野田　武志
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月27日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第６３号
横浜市港北区新吉田東３丁目11番47号
再生債務者　増田　宏美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月27日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和７年（再イ）第５４４号
大阪府交野市私部１丁目８番１－202号
再生債務者　ヤマダ設工こと　山田　勇介
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月27日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第４０号
神戸市灘区岩屋中町２丁目１番28－109号
再生債務者　河野　大樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月27日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第９号
北海道滝川市東町６丁目215番地９ドミネートスカイ102号室
再生債務者　山岸　圭吾
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月27日
札幌地方裁判所滝川支部再生係

令和８年（再イ）第１５号
長野県松本市波田6201番地２
再生債務者　作田　　学
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月27日　長野地方裁判所松本支部

令和７年（再イ）第１１５号
静岡市葵区瀬名二丁目32番24―203号
再生債務者　村松　　尚
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月28日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１３号
長崎県長崎市戸町２丁目20番56号
再生債務者　森口　　聖
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月27日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１３号
盛岡市西見前12地割70番地８
再生債務者　三浦　　敦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月28日
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（再イ）第１６４号
宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋字西河原５番地
再生債務者　佐竹　克則
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月28日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２０号
さいたま市中央区八王子５丁目４番17号
再生債務者　櫻庭圭一郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月27日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第９８号
さいたま市大宮区桜木町３丁目173番地２
キャメル桜木町303号室
再生債務者　田中　　誠
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月27日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１１号
三重県松阪市嬉野中川町1274番地２
再生債務者　三浦　　清
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月25日　津地方裁判所再生係

令和８年（再イ）第１８号
三重県鈴鹿市白子町2620番地の１　フォレスト白子駅西804号
再生債務者　山本　　明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月25日　津地方裁判所再生係

令和８年（再イ）第６号
鹿児島県姶良市加治木町木田1080番地２
再生債務者　丸田　敬蔵
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月27日
鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和８年（再イ）第２号
北海道紋別郡遠軽町生田原499番地19　林友団地Ａ棟２号室
再生債務者　荒井　寛太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月28日
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

令和８年（再イ）第３８号
大阪府東大阪市花園西町２丁目５番32号
再生債務者　佐藤　淳一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月27日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第７７号
神戸市北区上津台１丁目15番10号
再生債務者　安部真奈美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月26日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１６号
愛媛県松山市山西町787番地８
再生債務者　高瀬　正義
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月28日　松山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１３号
埼玉県羽生市南羽生１丁目30番地13
再生債務者　河原真由美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月28日
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（再イ）第１６０号
東京都町田市山崎町1097番地８
再生債務者　大城　雄紀
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月28日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第６号
岐阜市萱場南１丁目14番19号
再生債務者　山内　淑照
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月27日　岐阜地方裁判所

令和８年（再イ）第４９号
大阪府岸和田市小松里町1230番地
再生債務者　辻井　　駿
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月26日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第１４号
和歌山県有田郡有田川町大字吉原448番地７
再生債務者　杉本　博則
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月27日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第６９号
札幌市中央区南１条西17丁目１番地11　アルス医大前202号
再生債務者　及川　量裕
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月28日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第７２号
札幌市白石区本通17丁目北10番13号　ドエルM－103号
再生債務者　峯崎　有太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月28日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第９９号
愛知県海部郡大治町大字三本木字米野71番地の７
再生債務者　関冨　征児
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月27日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２２号
大阪府交野市私部西４丁目11番11－１号
再生債務者　山地　哲也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月27日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第４９号
岡山市中区高島二丁目３番４－１号
再生債務者　出来　　龍
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月27日
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１５号
栃木県那須塩原市高砂町５番31号　高砂ハイツ102号
再生債務者　佐藤　雅子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月28日
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（再イ）第３６号
兵庫県加古川市野口町北野1314番地の63
再生債務者　正辻みゆき
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月28日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第１０号
鳥取県米子市三本松２丁目５番１号
再生債務者　二岡　裕明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月28日　鳥取地方裁判所米子支部

令和７事業年度決算公告

令和８年９月10日

東京都港区麻布台二丁目２番１号
独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　天羽　　隆

独立行政法人通則法（平成11年７月16日法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構の令和７事業年度決算に係る財務諸表について公告します。

１．法人単位

⑴　貸借対照表（令和８年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		339,112,756,392	
有価証券		6,699,451,776	
賞与引当金見返(注)		158,824,870	
前払費用		573,440	
未収収益		690,161,812	
未収金		2,741,040,557	
流動資産合計			349,402,808,847
Ⅱ　固定資産			
有形固定資産			
建物	321,316,671		
減価償却累計額	△ 162,853,047	158,463,624	
車両運搬具	5,372,519		
減価償却累計額	△ 1,480,392	3,892,127	
工具器具備品	634,920,813		
減価償却累計額	△ 353,907,847	281,012,966	
土地		340,297,615	
有形固定資産合計		783,666,332	
無形固定資産			
電話加入権		2,045,100	
投資その他の資産			
投資有価証券		39,139,003,938	
関係会社株式	8,589,785,586		
投資評価引当金	△ 123,532,140	8,466,253,446	

退職給付引当金見返(注)		1,742,093,000	
敷金保証金		63,682,510	
自動車リサイクル預託金		18,420	
投資その他の資産合計		49,411,051,314	
固定資産合計			50,196,762,746
資産合計			399,599,571,593
負債の部			
Ⅰ　流動負債			
運営費交付金債務(注)		679,377,000	
預り補助金等(注)			
国産野菜周年安定供給強化事業補助金	23,409,253		
甘味資源作物・国内産糖調整交付金	48,910,468	72,319,721	
短期借入金		62,467,121,625	
売買事業費未払金		86,902,621	
未払金		10,648,284,855	
未払費用		52,766,213	
前受金		38,190,376	
預り金		18,386,676	
受入保証金		2,451,270,285	
賞与引当金		181,909,140	
流動負債合計			76,696,528,512
Ⅱ　固定負債			
資産見返負債(注)			
資産見返運営費交付金	176,324,557		
資産見返補助金等	134,089,477	310,414,034	
長期預り補助金等(注)			
調整資金	85,912,179,808		
畜産業振興資金	207,681,886,137		
野菜生産出荷安定資金	48,080,090,401	341,674,156,346	
引当金			
退職給付引当金	1,995,296,071		
固定負債合計		343,979,866,451	
負債合計			420,676,394,963
純資産の部			
Ⅰ　資本金			
政府出資金		30,554,662,197	
Ⅱ　繰越欠損金		54,770,513,615	
Ⅲ　評価・換算差額等			
関係会社株式評価差額金(注)		3,139,028,048	
純資産合計			△ 21,076,823,370
負債・純資産合計			399,599,571,593

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

(2)　行政コスト計算書（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
業務費		
肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費	6,019,872,416	
畜産業振興事業費	31,627,837,474	
加工原料乳補給金等事業費	38,693,421,571	
輸入乳製品売買事業費	19,346,895,212	
野菜生産出荷安定事業費	2,082,703,749	
野菜農業振興事業費	1,084,300,957	
糖価調整事業費	50,193,718,019	
でん粉価格調整事業費	9,410,589,869	
情報収集提供事業費	561,427,132	
肉用子牛補給金等事業費	2,190,932,890	
一般管理費	1,903,747,300	
賠償償還及払戻金(注)	30,859,473	
投資評価引当金繰入	53,199,700	
財務費用	375,911,437	
臨時損失	51,372,951	
損益計算書上の費用合計		163,626,790,150
Ⅱ　行政コスト		163,626,790,150

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

⑶　損益計算書（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　経常費用			
業務経費			
交付金	88,474,752,713		
補助金	33,962,130,531		
買入費	19,173,958,056		
保管費	899,788		
国庫納付金	16,426,346,118		
借料及び損料	6,638,054		
賃金	64,338,088		
給与及び手当	1,049,371,965		
賞与	250,279,448		
法定福利費	219,583,941		
減価償却費	30,257,890		
その他	1,553,142,697	161,211,699,289	
一般管理費			
役員報酬	145,875,117		
給与及び手当	338,966,437		
賞与	80,844,859		
賞与引当金繰入	181,909,140		
法定福利費	90,021,006		
退職給付費用	245,696,721		
借料及び損料	193,408,599		
賃金	12,245,271		
減価償却費	52,777,465		
その他	562,002,685	1,903,747,300	
賠償償還及払戻金(注)		30,859,473	
投資評価引当金繰入		53,199,700	
財務費用			
支払利息		375,911,437	
経常費用合計			163,575,417,199
Ⅱ　経常収益			
運営費交付金収益(注)		2,474,255,739	
政府受託収入		526,340	
補助金等収益(注)			
甘味資源作物・国内産糖調整交付金戻入益	10,623,760,268		
農畜産業振興対策交付金戻入益	36,900,000,000		
調整資金戻入益	15,176,770,084		
畜産業振興資金戻入益	21,224,211,208		
野菜生産出荷安定資金戻入益	2,172,901,237		
国産野菜周年安定供給強化事業補助金戻入益	502,109,747	86,599,752,544	
糖価調整事業収入			
指定糖調整金収入	25,689,702,113		
異性化糖等調整金収入	2,649,095,128		
加糖調製品調整金収入	10,348,707,010	38,687,504,251	
でん粉価格調整事業収入		9,597,023,070	
輸入乳製品売渡収入		20,729,457,668	
資産見返運営費交付金戻入(注)		50,501,036	
資産見返補助金等戻入(注)		2,283,454	
賞与引当金見返に係る収益(注)		158,824,870	
退職給付引当金見返に係る収益(注)		138,220,720	
財務収益			
受取利息	1,637,263,993		
受取配当金	3,825,000	1,641,088,993	
雑益			
雑益		32,010,850	
経常収益合計			160,111,449,535
経常損失			3,463,967,664
Ⅲ　臨時損失			
固定資産除却損		8,354,724	
有価証券売却損		35,561,178	
繰入補填金(注)		7,457,049	
臨時損失合計			51,372,951
Ⅳ　臨時利益			
過年度補助事業費返還金等(注)		5,844,295,699	
臨時利益合計			5,844,295,699
当期純利益			2,328,955,084
前中期目標期間繰越積立金取崩額(注)			689,474,321
当期総利益			3,018,429,405

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

(4)　純資産変動計算書（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　利益剰余金（又は繰越欠損金（△））	Ⅲ　評価・換算差額等		純資産合計
	政府出資金	資本金合計		関係会社株式評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	30,554,662,197	30,554,662,197	△ 57,099,468,699	2,687,546,013	2,687,546,013	△ 23,857,260,489
当期変動額						
Ⅱ　利益剰余金（又は繰越欠損金（△））の当期変動額（純額）			2,328,955,084			2,328,955,084
Ⅲ　評価・換算差額等の当期変動額（純額）				451,482,035	451,482,035	451,482,035
当期変動額合計	0	0	2,328,955,084	451,482,035	451,482,035	2,780,437,119
当期末残高	30,554,662,197	30,554,662,197	△ 54,770,513,615	3,139,028,048	3,139,028,048	△ 21,076,823,370

(5)　キャッシュ・フロー計算書（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 19,686,777,246
人件費支出	△ 2,439,874,679
肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費支出	△ 5,864,371,630
畜産業振興事業費支出	△ 29,845,922,332
加工原料乳補給金等事業費支出	△ 39,151,454,597
輸入乳製品売買事業費支出	△ 76,597,510
野菜生産出荷安定事業費支出	△ 2,618,478,932
野菜農業振興事業費支出	△ 1,203,813,162
糖価調整事業費支出	△ 39,375,113,646
でん粉価格調整事業費支出	△ 3,484,235,663
情報収集提供事業費支出	△ 364,381,969
肉用子牛補給金等事業費支出	△ 2,223,607,011
一般管理費支出	△ 742,370,698
その他の業務支出	△ 469,397,320
運営費交付金収入	2,889,678,000
補助金等収入	137,540,843,350
事業収入	68,112,439,391
その他の収入	6,249,605,298
小計	67,246,169,644
利息及び配当金の受取額	1,141,475,908
利息の支払額	△ 375,911,437
国庫納付金の支払額	△ 16,426,346,118
政府交付金の精算による返還金の支出	△ 1,006,292,558
業務活動によるキャッシュ・フロー	50,579,095,439
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△ 5,401,277,000
有価証券の売却による収入	3,664,170,000
有価証券の償還による収入	3,600,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 92,539,403
定期預金の預入による支出	△ 334,200,000,000
定期預金の払戻による収入	292,700,000,000
敷金保証金の差入による支出	△ 297,000
敷金保証金の回収による収入	401,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 39,729,542,403
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	40,190,576,090
短期借入金の返済による支出	△ 37,325,286,828
リース債務の返済による支出	△ 1,294,498
不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 4,266,440,478
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,402,445,714
Ⅳ　資金増加額	9,447,107,322
Ⅴ　資金期首残高	131,465,649,070
Ⅵ　資金期末残高	140,912,756,392

重要な会計方針

1　運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

2　減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　８年～47年

車両運搬具　　６年

工具器具備品　５年～15年

3　引当金の計上基準

⑴　賞与引当金

役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

なお、畜産勘定、野菜勘定、砂糖勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

⑵　退職給付引当金

退職一時金については、役職員の期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである畜産勘定、野菜勘定、砂糖勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

4　棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による低価法によっております。

5　有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

①　取得差額がないもの

原価法（売却原価は先入先出法により算定）によっております。

②　取得差額があるもの

償却原価法（定額法、売却原価は先入先出法により算定）によっております。

⑵　関係会社株式

出資先持分額による評価（取得原価は移動平均法）によっております。

持分相当額が取得原価よりも下落した場合の評価差額は、投資評価引当金として計上し、翌期に洗替えております。

また、持分相当額が取得原価よりも増加した場合の評価差額は、部分純資産直入法により処理を行い関係会社株式評価差額金として計上し、翌期に洗替えております。

⑶　その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

6　収益及び費用の計上基準

⑴　輸入乳製品売渡収入

輸入乳製品売渡収入は、主に国際約束数量（カレントアクセス）に基づく指定乳製品等の売渡に係る収益であり、顧客との販売契約に基づいて指定乳製品等を売り渡す履行義務を負っております。当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①　輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し

指定乳製品等の輸入許可等がされることが確実と見込まれる時点において、顧客が当該製品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、指定乳製品等の輸入許可等がされることが確実と見込まれる時点において収益を認識しております。

②　畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第二十三条に基づく指定乳製品等の売渡し

指定乳製品等を引き渡す一時点において、顧客が当該製品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

⑵　糖価調整事業収入

糖価調整事業収入は、主に「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」（昭和四十年法律第百九号。以下「価格調整法」という。）に基づく指定糖等の買入れ及び売戻しに係る収益であり、輸入申告者等との売買契約に基づいて指定糖等を売り渡す履行義務を負っております。当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

輸入に係る指定糖等の買入れ及び売戻し

指定糖等の輸入許可等がされることが確実と見込まれる時点において、輸入申告者等が当該製品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、指定糖等の輸入許可等がされることが確実と見込まれる時点において収益を認識しております。

⑶　でん粉価格調整事業収入

でん粉価格調整事業収入は、主に価格調整法に基づく指定でん粉等の買入れ及び売戻しに係る収益であり、輸入申告者等との売買契約に基づいて指定でん粉等を売り渡す履行義務を負っております。当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し

指定でん粉等の輸入許可等がされることが確実と見込まれる時点において、輸入申告者等が当該製品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、指定でん粉等の輸入許可等がされることが確実と見込まれる時点において収益を認識しております。

7　外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

9　リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10　消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております。

注記事項

1　貸借対照表

⑴　固定資産（電話加入権）の減損の兆候について

種　　類	１回線当たり帳簿価額	回　　線　　数	帳　簿　価　額
電話加入権	13,818円	148回線	2,045,100円

使用中の回線は電話加入権の売買市場価格が著しく下落しているため、減損の兆候が認められましたが、ＮＴＴ東日本の公定価格が39,600円（１回線当たり）となっており、回収可能サービス価額が帳簿価額を上回っているため、減損損失は計上しておりません。

⑵　固定資産（建物・土地）の減損の兆候について

次の職員宿舎は、当中期目標期間中に廃止する予定のため、減損の兆候が認められます。

①　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所等の概要

名　　称	用　途	種類	場　　所	面　積	使用しなくなる日における帳簿価額の見込額
瀬ケ崎１・２・３号宿舎	職員宿舎	建物	埼玉県さいたま市浦和区	—	6,118,875円
瀬ケ崎１・２・３号宿舎	職員宿舎	土地	埼玉県さいたま市浦和区	383.47㎡	28,200,000円
越谷第１宿舎	職員宿舎	建物	埼玉県越谷市	—	3,357,500円
越谷第１宿舎	職員宿舎	土地	埼玉県越谷市	100.06㎡	9,600,000円
越谷第２宿舎	職員宿舎	建物	埼玉県越谷市	—	3,505,625円
越谷第２宿舎	職員宿舎	土地	埼玉県越谷市	100.06㎡	9,600,000円

②　使用しなくなる日

令和８年度以降に廃止を予定しておりますが、廃止予定日については未定です。

③　使用しないという決定を行った経緯及び理由

稼働率の著しい低下や施設・設備の老朽化、居住者が大規模地震発生時の参集要員に該当しないこと等を総合的に勘案し、事務・事業を円滑に実施する上で真に必要とは言えないと判断したため、廃止を予定しております。

④　将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

当該施設の回収可能サービス価額及び減損額の見込額については、廃止の時期が未定のため、記載しておりません。なお、使用しなくなる日における帳簿価額の見込額については、当事業年度末の帳簿価額を記載しております。

2　収益認識

当法人は、補給金等勘定、砂糖勘定及びでん粉勘定のそれぞれの注記事項１に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

3　行政コスト計算書

⑴　独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	163,626,790,150円
自己収入等	△76,904,930,254円
国庫納付額	△16,426,346,118円
機会費用	729,829,601円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	71,025,343,379円

⑵　機会費用の計上方法

①　政府出資から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しております。

②　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

4　損益計算書

ファイナンス・リースが損益に与える影響額は109,573円であり、当該影響額を除いた当期総利益は3,018,319,832円であります。

5　キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金	339,112,756,392円
うち定期預金	198,200,000,000円
（差引）資金残高	140,912,756,392円

6　有価証券関係

⑴　満期保有目的の債券で時価のあるもの　（単位：円）

区　　分	期末における貸借対照表計上額	期末における時価	差　　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	297,616,367	300,510,000	2,893,633
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	42,836,265,276	39,474,125,000	△ 3,362,140,276
合　　計	43,133,881,643	39,774,635,000	△ 3,359,246,643

⑵　事業年度中に売却した満期保有目的の債券　（単位：円）

区　　分	売却原価	売却額	売却損益	売却の理由
国債・地方債等　※	2,200,000,000	2,171,605,000	△ 28,395,000	高利回り債券への切替え
社債	1,499,731,178	1,492,565,000	△ 7,166,178	高利回り債券への切替え
合　　計	3,699,731,178	3,664,170,000	△ 35,561,178	

※国債・地方債等とは、国債、地方債及び財投機関債であります。

⑶　時価評価されない有価証券　（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額
①　その他の有価証券 ○　非上場株式	2,704,574,071
合　　計	2,704,574,071
②　関係会社株式 ○　関連会社株式	8,466,253,446
合　　計	8,466,253,446

⑷　満期保有目的の債券の期末日後における償還予定額　（単位：円）

区　　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10　年　超
国債・地方債等　※	4,800,000,000	5,100,000,000	1,100,000,000	1,200,000,000
金融債	0	1,500,000,000	0	0
社債	1,900,000,000	11,400,000,000	6,300,000,000	11,150,000,000
合　　計	6,700,000,000	18,000,000,000	7,400,000,000	12,350,000,000

※国債・地方債等とは、国債、地方債及び財投機関債であります。

7　退職給付関係

⑴　採用している退職給付制度の概要

役員について役員退職手当支給規程、職員については職員退職手当支給規程による退職一時金制度及び確定拠出制度を設けております。

⑵　簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,835,289,192円
退職給付費用	214,242,748円
退職給付への支払額	△　54,235,869円
期末における退職給付引当金	1,995,296,071円

⑶　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	214,242,748円

⑷　確定拠出制度

拠出額	31,453,973円

8　金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、短期的な資金運用については独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、金融機関への定期預金等で行っております。また、１年を超す資金運用については、同規定等に基づき国債・地方債等、金融債及び社債で行っております。

なお、交付金の支払資金の一時不足となる場合に、主務大臣により認可された借入限度額の範囲内で、金融機関からの借入により資金を調達しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については､次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また､現金は注記を省略しており、預金、未収金、未払金、短期借入金及び受入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

区　　分	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	43,133	39,774	△　3,359

㈱　単位未満を切り捨てて記載しております。

（注１）　市場価格のない株式等は次のとおりです。

（単位：百万円）

区　　分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,704
関係会社株式	8,466

㈱　単位未満を切り捨てて記載しております。

（注２）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

有価証券及び投資有価証券

国債・地方債等、金融債及び社債は相場価格を用いて評価しております。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

9　不要財産に係る国庫納付

区　　分	内	容
⑴　不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	①　資産の種類 畜産業振興資金 （肉用牛肥育経営緊急支援事業） ②　帳簿価額 839,248円	①　資産の種類 畜産業振興資金 （畜産経営維持緊急支援資金融通事業） ②　帳簿価額 123,666,808円
⑵　不要財産となった理由	平成23年度予算により措置された当該事業については、交付要綱において残余を国に納付することとなっているため、予め返還金等については国庫納付を行うものとして管理。	平成21年度補正予算により事業を特定して措置された当該事業に係る返還金等については不要であると認められるため。
⑶　国庫納付等の方法	現金による現物納付	現金による現物納付
⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	無し	無し
⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	無し	無し
⑹　国庫納付等の額	839,248円	123,666,808円
⑺　国庫納付等が行われた年月日	令和７年４月25日 令和７年７月17日 令和７年10月17日	令和７年10月30日
⑻　減資額	無し	無し

区　　分	内　　容	
(1)　不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	①　資産の種類 畜産業振興資金 （畜産高度化支援リース事業） ②　帳簿価額 753,176,259円	①　資産の種類 畜産業振興資金 （配合飼料価格高騰緊急特別対策事業） ②　帳簿価額 500,201,184円
(2)　不要財産となった理由	当該事業に係る返還金等については不要であると認められるため。	令和４年度予備費により事業を特定して措置された当該事業に係る返還金等については不要であると認められるため。
(3)　国庫納付等の方法	現金による現物納付	現金による現物納付
(4)　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	無し	無し
(5)　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	無し	無し
(6)　国庫納付等の額	753,176,259円	500,201,184円
(7)　国庫納付等が行われた年月日	令和７年10月30日	令和８年３月18日
(8)　減資額	無し	無し

区　　分	内　　容	
(1)　不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	①　資産の種類 畜産業振興資金 （国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業） ②　帳簿価額 1,979,297,851円	①　資産の種類 畜産業振興資金 （肥育牛経営改善等緊急対策事業） ②　帳簿価額 909,259,128円
(2)　不要財産となった理由	令和４年度予備費により事業を特定して措置された当該事業に係る返還金等については不要であると認められるため。	令和２年度補正予算により事業を特定して措置された当該事業に係る返還金等については不要であると認められるため。
(3)　国庫納付等の方法	現金による現物納付	現金による現物納付
(4)　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	無し	無し
(5)　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	無し	無し
(6)　国庫納付等の額	1,979,297,851円	909,259,128円
(7)　国庫納付等が行われた年月日	令和８年３月24日	令和７年10月30日
(8)　減資額	無し	無し

10　重要な債務負担行為

該当事項はありません。

11　重要な後発事象

該当事項はありません。

12　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

当機構が実施している契約野菜安定供給事業及び契約野菜収入確保モデル事業について、事業を実施するに当たり、機構は交付金交付の判断基準となる平均取引価額の算定を行っていますが、平成22年４月以降、消費税相当額を除いた価額で公表すべきところ、消費税相当額を含む価額で公表していたことが令和５年度に確認されました。

平均取引価額の算定誤りによって生じた追加交付などの取扱いについて、国等の関係機関と協議を行い、令和６年度に方針が決定されました。

当該方針に従い、令和７年度において、交付金が過少交付となっていた事業利用者に対して、104,208,000円（21者）に追加交付を行いました。未返納額については、令和７年度に当該事業に係る野菜生産出荷安定資金（長期預り補助金等）等に7,457,049円を充当し、繰入補填金（臨時損失）として計上いたしました。

２．勘定別

(1)　貸借対照表（令和８年３月31日）

（単位：円）

科　　目	畜産勘定	補給金等勘定	野菜勘定	砂糖勘定	でん粉勘定	肉用子牛勘定	調　　整	法人単位
資産の部								
Ⅰ　流動資産								
現金及び預金	292,207,968,634	5,705,978,933	34,425,508,346	1,798,151,134	1,067,078,671	3,908,070,674		339,112,756,392
有価証券	1,000,000,000	0	5,699,451,776	0	0	0		6,699,451,776
賞与引当金見返	70,235,118	0	38,200,920	36,381,828	9,095,457	4,911,547		158,824,870
前払費用	0	0	0	453,440	120,000	0		573,440
未収収益	611,252,725	2,866,438	71,057,525	0	0	4,985,124		690,161,812
未収金	78,871,733	25,820,859	177,435,961	1,897,621,041	582,655,186	97,565	△　21,461,788	2,741,040,557
流動資産合計	293,968,328,210	5,734,666,230	40,411,654,528	3,732,607,443	1,658,949,314	3,918,064,910	△　21,461,788	349,402,808,847

Ⅱ　固定資産								
有形固定資産								
建物	195,959,570	0	23,225,917	99,136,205	2,994,979	0		321,316,671
減価償却累計額	△ 96,670,804	0	△ 15,540,526	△ 48,213,338	△ 2,428,379	0		△ 162,853,047
車両運搬具	2,519,711	0	950,936	1,466,698	435,174	0		5,372,519
減価償却累計額	△ 694,305	0	△ 262,029	△ 404,147	△ 119,911	0		△ 1,480,392
工具器具備品	221,467,764	0	187,783,891	152,738,869	72,930,289	0		634,920,813
減価償却累計額	△ 125,953,359	0	△ 99,976,001	△ 85,943,175	△ 42,035,312	0		△ 353,907,847
土地	239,797,615	0	28,200,000	72,300,000	0	0		340,297,615
有形固定資産合計	436,426,192	0	124,382,188	191,081,112	31,776,840	0		783,666,332
無形固定資産								
電話加入権	599,550	0	495,550	950,000	0	0		2,045,100
投資その他の資産								
投資有価証券	29,728,135,723	0	9,164,439,526	0	0	246,428,689		39,139,003,938
関係会社株式	8,589,785,586	0	0	0	0	0		8,589,785,586
投資評価引当金	△ 123,532,140	0	0	0	0	0		△ 123,532,140
退職給付引当金見返	770,383,814	0	419,012,175	399,059,214	99,764,803	53,872,994		1,742,093,000
敷金保証金	25,723,726	0	15,097,240	16,918,250	5,943,294	0		63,682,510
自動車リサイクル預託金	8,639	0	3,260	5,029	1,492	0		18,420
投資その他の資産合計	38,990,505,348	0	9,598,552,201	415,982,493	105,709,589	300,301,683		49,411,051,314
固定資産合計	39,427,531,090	0	9,723,429,939	608,013,605	137,486,429	300,301,683		50,196,762,746
資産合計	333,395,859,300	5,734,666,230	50,135,084,467	4,340,621,048	1,796,435,743	4,218,366,593	△ 21,461,788	399,599,571,593
負債の部								
Ⅰ　流動負債								
運営費交付金債務	195,767,000	0	343,430,000	85,043,000	47,747,000	7,390,000		679,377,000
預り補助金等								
国産野菜周年安定供給強化事業補助金	0	0	23,409,253	0	0	0		23,409,253
甘味資源作物・国内産糖調整交付金	0	0	0	48,910,468	0	0		48,910,468
短期借入金	0	0	0	62,467,121,625	0	0		62,467,121,625
売買事業費未払金	0	86,902,621	0	0	0	0		86,902,621
未払金	4,715,488,340	691,001,400	599,073,521	4,137,908,515	176,008,771	350,266,096	△ 21,461,788	10,648,284,855
未払費用	16,829,746	9,258,643	11,421,378	10,914,962	2,684,947	1,656,537		52,766,213
前受金	0	38,190,376	0	0	0	0		38,190,376
預り金	7,076,431	2,300,513	3,858,240	3,706,645	949,002	495,845		18,386,676
受入保証金	0	958,515,053	0	1,004,889,221	487,866,011	0		2,451,270,285
賞与引当金	70,235,118	23,084,270	38,200,920	36,381,828	9,095,457	4,911,547		181,909,140
流動負債合計	5,005,396,635	1,809,252,876	1,019,393,312	67,794,876,264	724,351,188	364,720,025	△ 21,461,788	76,696,528,512

Ⅱ　固定負債								
資産見返負債								
資産見返運営費交付金	0	0	63,738,017	74,864,914	37,721,626	0		176,324,557
資産見返補助金等	0	0	0	134,089,477	0	0		134,089,477
長期預り補助金等								
調整資金	85,912,179,808	0	0	0	0	0		85,912,179,808
畜産業振興資金	207,681,886,137	0	0	0	0	0		207,681,886,137
野菜生産出荷安定資金	0	0	48,080,090,401	0	0	0		48,080,090,401
引当金								
退職給付引当金	770,383,814	253,203,071	419,012,175	399,059,214	99,764,803	53,872,994		1,995,296,071
固定負債合計	294,364,449,759	253,203,071	48,562,840,593	608,013,605	137,486,429	53,872,994		343,979,866,451
負債合計	299,369,846,394	2,062,455,947	49,582,233,905	68,402,889,869	861,837,617	418,593,019	△ 21,461,788	420,676,394,963
純資産の部								
Ⅰ　資本金								
政府出資金	29,965,359,951	0	260,739,653	0	0	328,562,593		30,554,662,197
Ⅱ　利益剰余金（又は△繰越欠損金）								
前中期目標期間繰越積立金	869,987,387	3,672,210,283	5,100,606	0	354,459,966	0		4,901,758,242
積立金	16,862,765	0	124,916,902	0	263,888,548	4,692,906		410,361,121
当期未処理損失（又は△当期未処分利益）	△ 34,774,755	0	△ 162,093,401	64,062,268,821	△ 316,249,612	△ 3,466,518,075		60,082,632,978
（うち当期総損失（又は△当期総利益））	△ 34,774,755	0	△ 162,093,401	961,206,438	△ 316,249,612	△ 3,466,518,075		△ 3,018,429,405
利益剰余金（又は△繰越欠損金）合計	921,624,907	3,672,210,283	292,110,909	△ 64,062,268,821	934,598,126	3,471,210,981		△ 54,770,513,615
Ⅲ　評価・換算差額等								
関係会社株式評価差額金	3,139,028,048	0	0	0	0	0		3,139,028,048
純資産合計	34,026,012,906	3,672,210,283	552,850,562	△ 64,062,268,821	934,598,126	3,799,773,574		△ 21,076,823,370
負債・純資産合計	333,395,859,300	5,734,666,230	50,135,084,467	4,340,621,048	1,796,435,743	4,218,366,593	△ 21,461,788	399,599,571,593

(2)　行政コスト計算書（令和７年４月１日～令和８年３月31日）　（単位：円）

科　目	畜産勘定	補給金等勘定	野菜勘定	砂糖勘定	でん粉勘定	肉用子牛勘定	調　整	法人単位
Ⅰ　損益計算書上の費用								
業務費								
肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費	6,019,872,416	0	0	0	0	0		6,019,872,416
畜産業振興事業費	31,627,837,474	0	0	0	0	0		31,627,837,474
加工原料乳補給金等事業費	0	38,693,421,571	0	0	0	0		38,693,421,571
輸入乳製品売買事業費	0	19,346,895,212	0	0	0	0		19,346,895,212
野菜生産出荷安定事業費	0	0	2,082,703,749	0	0	0		2,082,703,749
野菜農業振興事業費	0	0	1,084,300,957	0	0	0		1,084,300,957
糖価調整事業費	0	0	0	50,193,718,019	0	0		50,193,718,019
でん粉価格調整事業費	0	0	0	0	9,410,589,869	0		9,410,589,869
情報収集提供事業費	362,782,298	0	88,618,501	88,461,855	21,564,478	0		561,427,132
肉用子牛補給金等事業費	0	0	0	0	0	2,190,932,890		2,190,932,890

一般管理費	814,618,600	311,805,476	299,690,198	296,064,571	128,969,998	52,598,457		1,903,747,300
賠償償還及払戻金	0	0	0	30,765,892	93,581	0		30,859,473
投資評価引当金繰入	53,199,700	0	0	0	0	0		53,199,700
財務費用	36,392	0	0	375,579,862	295,183	0		375,911,437
臨時損失	39,593,598	0	9,267,039	1,854,695	657,619	0		51,372,951
損益計算書上の費用合計	38,917,940,478	58,352,122,259	3,564,580,444	50,986,444,894	9,562,170,728	2,243,531,347	0	163,626,790,150
Ⅱ　行政コスト	38,917,940,478	58,352,122,259	3,564,580,444	50,986,444,894	9,562,170,728	2,243,531,347	0	163,626,790,150

(3)　損益計算書（令和７年４月１日～令和８年３月31日）　（単位：円）

科　　目	畜産勘定	補給金等勘定	野菜勘定	砂糖勘定	でん粉勘定	肉用子牛勘定	調　　整	法人単位
Ⅰ　経常費用								
業務経費								
交付金	5,274,610,020	38,580,402,041	1,794,965,000	39,261,837,754	3,481,750,598	81,187,300		88,474,752,713
補助金	31,164,193,876	0	893,885,851	0	0	1,904,050,804		33,962,130,531
買入費	0	19,173,958,056	0	0	0	0		19,173,958,056
保管費	0	899,788	0	0	0	0		899,788
国庫納付金	0	0	0	10,590,153,770	5,836,192,348	0		16,426,346,118
借料及び損料	3,139,744	485,131	1,057,702	1,194,274	571,348	189,855		6,638,054
賃金	19,524,568	4,091,451	15,591,741	13,361,931	8,300,630	3,467,767		64,338,088
給与及び手当	410,068,568	123,502,312	237,322,591	207,140,089	41,650,170	29,688,235		1,049,371,965
賞与	97,803,025	29,455,794	56,602,390	49,403,746	9,933,730	7,080,763		250,279,448
法定福利費	85,817,934	25,820,709	49,666,155	43,349,657	8,716,423	6,213,063		219,583,941
減価償却費	1,311,974	0	16,867,916	6,039,000	6,039,000	0		30,257,890
その他	954,022,479	101,701,501	189,663,861	109,699,653	39,000,100	159,055,103		1,553,142,697
一般管理費								
役員報酬	56,322,366	18,511,553	30,633,781	29,175,021	7,293,765	3,938,631		145,875,117
給与及び手当	125,968,776	52,677,877	54,228,504	70,527,590	27,766,780	7,796,910		338,966,437
賞与	30,044,066	12,563,883	12,933,716	16,821,114	6,622,486	1,859,594		80,844,859
賞与引当金繰入	70,235,118	23,084,270	38,200,920	36,381,828	9,095,457	4,911,547		181,909,140
法定福利費	33,710,709	13,490,350	15,345,545	18,566,248	6,762,566	2,145,588		90,021,006
退職給付費用	243,445,441	80,013,540	23,454,240	△ 140,394,447	22,153,785	17,024,162		245,696,721
借料及び損料	76,884,006	13,664,084	41,649,533	44,613,729	11,300,187	5,297,060		193,408,599
賃金	4,229,262	1,390,361	2,237,748	3,157,511	934,317	296,072		12,245,271
減価償却費	25,481,597	0	8,573,943	14,796,884	3,925,041	0		52,777,465
その他	148,297,259	96,409,558	72,432,268	202,419,093	33,115,614	9,328,893		562,002,685
賠償償還及払戻金	0	0	0	30,765,892	93,581	0		30,859,473
投資評価引当金繰入	53,199,700	0	0	0	0	0		53,199,700
財務費用								
支払利息	36,392	0	0	375,579,862	295,183	0		375,911,437
経常費用合計	38,878,346,880	58,352,122,259	3,555,313,405	50,984,590,199	9,561,513,109	2,243,531,347	0	163,575,417,199

Ⅱ　経常収益								
運営費交付金収益	681,069,680	0	705,014,991	791,919,641	240,485,356	55,766,071		2,474,255,739
政府受託収入	0	287,940	0	238,400	0	0		526,340
補助金等収益								
甘味資源作物・国内産糖調整交付金戻入益	0	0	0	10,623,760,268	0	0		10,623,760,268
農畜産業振興対策交付金戻入益	0	36,900,000,000	0	0	0	0		36,900,000,000
調整資金戻入益	15,176,770,084	0	0	0	0	0		15,176,770,084
畜産業振興資金戻入益	21,224,211,208	0	0	0	0	0		21,224,211,208
野菜生産出荷安定資金戻入益	0	0	2,172,901,237	0	0	0		2,172,901,237
国産野菜周年安定供給強化事業補助金戻入益	0	0	502,109,747	0	0	0		502,109,747
糖価調整事業収入								
指定糖調整金収入	0	0	0	25,689,702,113	0	0		25,689,702,113
異性化糖等調整金収入	0	0	0	2,649,095,128	0	0		2,649,095,128
加糖調製品調整金収入	0	0	0	10,348,707,010	0	0		10,348,707,010
でん粉価格調整事業収入	0	0	0	0	9,597,023,070	0		9,597,023,070
輸入乳製品売渡収入	0	20,729,457,668	0	0	0	0		20,729,457,668
資産見返運営費交付金戻入	0	0	19,071,251	20,692,125	10,737,660	0		50,501,036
資産見返補助金等戻入	0	0	0	2,283,454	0	0		2,283,454
賞与引当金見返に係る収益	70,235,118	0	38,200,920	36,381,828	9,095,457	4,911,547		158,824,870
退職給付引当金見返に係る収益	231,301,067	0	16,848,904	△ 146,685,244	20,581,089	16,174,904		138,220,720
財務収益								
受取利息	1,347,825,730	24,128,693	248,663,391	0	0	16,646,179		1,637,263,993
受取配当金	3,825,000	0	0	0	0	0		3,825,000
雑益								
雑益	14,614,067	13,217,103	663,938	3,133,731	353,733	28,278		32,010,850
経常収益合計	38,749,851,954	57,667,091,404	3,703,474,379	50,019,228,454	9,878,276,365	93,526,979	0	160,111,449,535
経常損失（又は△経常利益）	128,494,926	685,030,855	△ 148,160,974	965,361,745	△ 316,763,256	2,150,004,368	0	3,463,967,664
Ⅲ　臨時損失								
固定資産除却損	4,032,420	0	1,809,990	1,854,695	657,619	0		8,354,724
有価証券売却損	35,561,178	0	0	0	0	0		35,561,178
繰入補填金	0	0	7,457,049	0	0	0		7,457,049
臨時損失合計	39,593,598	0	9,267,039	1,854,695	657,619	0		51,372,951
Ⅳ　臨時利益								
過年度補助事業費返還金等	202,863,279	0	18,756,000	6,010,002	143,975	5,616,522,443		5,844,295,699
臨時利益合計	202,863,279	0	18,756,000	6,010,002	143,975	5,616,522,443		5,844,295,699
当期純損失（又は△当期純利益）	△ 34,774,755	685,030,855	△ 157,649,935	961,206,438	△ 316,249,612	△ 3,466,518,075		△ 2,328,955,084
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	685,030,855	4,443,466	0	0	0		689,474,321
当期総損失（又は△当期総利益）	△ 34,774,755	0	△ 162,093,401	961,206,438	△ 316,249,612	△ 3,466,518,075		△ 3,018,429,405

(4)　キャッシュ・フロー計算書（令和７年４月１日～令和８年３月31日）　（単位：円）

科目	畜産勘定	補給金等勘定	野菜勘定	砂糖勘定	でん粉勘定	肉用子牛勘定	調整	法人単位
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー								
原材料、商品又はサービスの購入による支出	0	△ 19,686,777,246	0	0	0	0		△ 19,686,777,246
人件費支出	△ 948,679,451	△ 309,749,212	△ 506,434,111	△ 486,053,252	△ 123,370,842	△ 65,587,811		△ 2,439,874,679
肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費支出	△ 5,864,371,630	0	0	0	0	0		△ 5,864,371,630
畜産業振興事業費支出	△ 29,845,922,332	0	0	0	0	0		△ 29,845,922,332
加工原料乳補給金等事業費支出	0	△ 39,151,454,597	0	0	0	0		△ 39,151,454,597
輸入乳製品売買事業費支出	0	△ 76,597,510	0	0	0	0		△ 76,597,510
野菜生産出荷安定事業費支出	0	0	△ 2,618,478,932	0	0	0		△ 2,618,478,932
野菜農業振興事業費支出	0	0	△ 1,203,813,162	0	0	0		△ 1,203,813,162
糖価調整事業費支出	0	0	0	△ 39,375,113,646	0	0		△ 39,375,113,646
でん粉価格調整事業費支出	0	0	0	0	△ 3,484,235,663	0		△ 3,484,235,663
情報収集提供事業費支出	△ 272,111,817	0	△ 41,278,130	△ 35,843,552	△ 15,148,470	0		△ 364,381,969
肉用子牛補給金等事業費支出	0	0	0	0	0	△ 2,223,607,011		△ 2,223,607,011
一般管理費支出	△ 204,211,895	△ 147,846,061	△ 102,897,135	△ 234,799,915	△ 39,476,130	△ 13,139,562		△ 742,370,698
その他の業務支出	△ 435,640,043	0	△ 2,897,804	△ 30,765,892	△ 93,581	0		△ 469,397,320
運営費交付金収入	745,593,000	0	985,783,000	857,303,000	243,092,000	57,907,000		2,889,678,000
補助金等収入	85,505,259,762	36,900,000,000	4,463,058,588	10,672,525,000	0	0		137,540,843,350
事業収入	0	20,285,304,830	0	38,058,993,640	9,768,140,921	0		68,112,439,391
その他の収入	169,818,573	9,600,803	8,208,781	9,289,469	497,708	6,052,189,964		6,249,605,298
小計	48,849,734,167	△ 2,177,518,993	981,251,095	9,435,534,852	6,349,405,943	3,807,762,580		67,246,169,644
利息及び配当金の受取額	917,480,153	23,751,705	188,199,218	0	0	12,044,832		1,141,475,908
利息の支払額	△ 36,392	0	0	△ 375,579,862	△ 295,183	0		△ 375,911,437
国庫納付金の支払額	0	0	0	△ 10,590,153,770	△ 5,836,192,348	0		△ 16,426,346,118
政府交付金の精算による返還金の支出	0	0	0	△ 1,006,292,558	0	0		△ 1,006,292,558
業務活動によるキャッシュ・フロー	49,767,177,928	△ 2,153,767,288	1,169,450,313	△ 2,536,491,338	512,918,412	3,819,807,412		50,579,095,439
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー								
有価証券の取得による支出	△ 2,933,992,000	0	△ 2,467,285,000	0	0	0		△ 5,401,277,000
有価証券の売却による収入	3,664,170,000	0	0	0	0	0		3,664,170,000
有価証券の償還による収入	0	0	3,600,000,000	0	0	0		3,600,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 38,538,232	0	△ 28,073,238	△ 19,834,573	△ 6,093,360	0		△ 92,539,403
定期預金の預入による支出	△ 268,600,000,000	△ 12,900,000,000	△ 45,500,000,000	0	0	△ 7,200,000,000		△ 334,200,000,000
定期預金の払戻による収入	236,800,000,000	15,000,000,000	37,300,000,000	0	0	3,600,000,000		292,700,000,000
敷金保証金の差入による支出	0	0	0	△ 177,000	△ 120,000	0		△ 297,000
敷金保証金の回収による収入	0	0	0	285,000	116,000	0		401,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 31,108,360,232	2,100,000,000	△ 7,095,358,238	△ 19,726,573	△ 6,097,360	△ 3,600,000,000		△ 39,729,542,403

Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー								
短期借入れによる収入	0	0	0	39,324,496,042	866,080,048	0		40,190,576,090
短期借入金の返済による支出	0	0	0	△ 36,459,206,780	△ 866,080,048	0		△ 37,325,286,828
リース債務の返済による支出	△ 1,294,498	0	0	0	0	0		△ 1,294,498
不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 4,266,440,478	0	0	0	0	0		△ 4,266,440,478
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,267,734,976	0	0	2,865,289,262	0	0		△ 1,402,445,714
Ⅳ　資金増加額（又は△減少額）	14,391,082,720	△ 53,767,288	△ 5,925,907,925	309,071,351	506,821,052	219,807,412		9,447,107,322
Ⅴ　資金期首残高	109,116,885,914	3,859,746,221	16,351,416,271	1,489,079,783	560,257,619	88,263,262		131,465,649,070
Ⅵ　資金期末残高	123,507,968,634	3,805,978,933	10,425,508,346	1,798,151,134	1,067,078,671	308,070,674		140,912,756,392

(5)　勘定ごとの利益の処分又は損失の処理の状況と全ての勘定を合算した額を並列的に示す書類　（単位：円）

	畜産勘定	補給金等勘定	野菜勘定	砂糖勘定	でん粉勘定	肉用子牛勘定	法人単位
Ⅰ　当期未処分利益（△当期未処理損失）	34,774,755	0	162,093,401	△ 64,062,268,821	316,249,612	3,466,518,075	△ 60,082,632,978
当期総利益（△当期総損失）	34,774,755	0	162,093,401	△ 961,206,438	316,249,612	3,466,518,075	3,018,429,405
前期繰越欠損金（△）	0	0	0	△ 63,101,062,383	0	0	△ 63,101,062,383
Ⅱ　利益処分又は損失の処理額	34,774,755	0	162,093,401	0	316,249,612	3,466,518,075	3,979,635,843
積立金の積立（△取崩）	34,774,755	0	162,093,401	0	316,249,612	3,466,518,075	3,979,635,843
Ⅲ　次期繰越欠損金（△）	0	0	0	△ 64,062,268,821	0	0	△ 64,062,268,821

独立行政法人航空大学校令和７事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、独立行政法人航空大学校令和７事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

なお、主要な財務諸表のみを掲載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当校のホームページ（https://www.kouku-dai.ac.jp）又は事務所にて閲覧ください。

令和８年９月10日

宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田652―２
独立行政法人航空大学校
理事長　横山　勝雄

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
流動資産合計		792,401,082	
Ⅱ　固定資産			
１　有形固定資産			
有形固定資産合計	6,830,126,421		
２　無形固定資産			
無形固定資産合計	3,795,692		
３　投資その他の資産			
投資その他資産合計	222,313,692		
固定資産合計		7,056,235,805	
資産合計			7,848,636,887
負債の部			
Ⅰ　流動負債			
流動負債合計		1,088,087,644	
Ⅱ　固定負債			
固定負債合計		2,952,719,048	
負債合計			4,040,806,692
純資産の部			
Ⅰ　資本金			
資本金合計		4,915,008,081	
Ⅱ　資本剰余金			
資本剰余金合計		△ 949,213,095	
Ⅲ　繰越欠損金			
当期未処理損失	△ 157,964,791		
（うち当期総利益　419,718,432）			
繰越欠損金合計		△ 157,964,791	
純資産合計			3,807,830,195
負債純資産合計			7,848,636,887

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
損益計算書上の費用合計	5,127,968,784	
Ⅱ　その他行政コスト		
その他行政コスト合計	84,522,119	
Ⅲ　行政コスト		5,212,490,903

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

経常費用		
業務費	4,285,990,668	
一般管理費	767,172,132	
財務費用	63,242,089	
経常費用合計		5,116,404,889
経常収益		
運営費交付金収益	2,337,831,494	
施設費収益	45,789,483	
業務収益	364,689,463	
寄付金収益	2,064,066,983	
賞与引当金見返に係る収益	83,250,923	
退職給付引当金見返に係る収益	5,727,189	
流動資産見返負債戻入	446,124	
固定資産見返負債戻入	216,531,534	
財務収益	154,593	
雑益	135,300	
経常収益合計		5,118,623,086
経常利益		2,218,197
臨時損失		11,563,895
臨時利益		429,064,130
当期純利益		419,718,432
当期総利益		419,718,432

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　資本剰余金						
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	その他行政コスト累計額					資本剰余金合計
				減価償却相当累計額	減損損失相当累計額	利息費用相当累計額	承継資産に係る費用相当累計額	除売却差額相当累計額	
当期首残高	4,915,008,081	4,915,008,081	1,818,950,431	△ 1,850,229,791	△ 585,286,469	0	0	△ 297,304,789	△ 913,870,618
Ⅰ　資本金の当期変動額									
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額									
固定資産の取得			49,179,642						49,179,642
固定資産の除売却				4,436,986				△ 4,953,434	△ 516,448
減価償却				△ 84,005,671					△ 84,005,671
Ⅲ　利益剰余金（または繰越欠損金）の当期変動額									
⑴　利益の処分又は損失の処理									
⑵　その他									
当期純利益									0
Ⅳ　評価・換算差額等当期変動額（純額）									
当期変動額合計	0	0	49,179,642	△ 79,568,685	0	0	0	△ 4,953,434	△ 35,342,477
当期末残高	4,915,008,081	4,915,008,081	1,868,130,073	△ 1,929,798,476	△ 585,286,469	0	0	△ 302,258,223	△ 949,213,095

（単位：円）

Ⅲ　利益剰余金（または繰越欠損金）				純資産合計
積立金	当期未処分利益（又は当期未処理損失）	うち当期総利益又は当期総損失	利益剰余金（又は繰越欠損金）合計	
0	△ 577,683,223	—	△ 577,683,223	3,423,454,240
			0	49,179,642
			0	△ 516,448
			0	△ 84,005,671
	419,718,432	419,718,432	419,718,432	419,718,432
0	419,718,432	419,718,432	419,718,432	384,375,955
0	△ 157,964,791	419,718,432	△ 157,964,791	3,807,830,195

キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 333,153,509
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 417,448,225
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 366,621,155
4	資金に係る換算差額	0
5	資金減少額	△ 1,117,222,889
6	資金期首残高	1,705,440,885
7	資金期末残高	588,217,996

損失の処理に関する書類

（単位：円）

Ⅰ	当期未処理損失		157,964,791
	当期総利益	419,718,432	
	前期繰越欠損金	577,683,223	
Ⅱ	次期繰越欠損金		157,964,791

司法書士名簿登録等の公告

司法書士名簿に登録した者及び登録を取消した者を司法書士法第18条の規定により次のとおり公告する。

令和８年９月10日　日本司法書士会連合会

登　録

登録番号	氏　名	登録番号	氏　名
令和８年８月４日付			
東京9987	鬼頭　義和	東京9990	平野　智也
東京9991	佐藤　祥行	東京9992	上山　暉
東京9993	山﨑　陽生	神奈川2877	中田　均
埼玉2193	菊地　祥子	群馬 677	原田　麻紀
静岡1055	長田　清	静岡1056	齊藤　浩志
長野 899	小杉　理恵	愛知2524	古田　将浩
富山 403	田中　悠都	大阪5528	三ノ浦和也
大阪5530	中井　智大	愛媛 711	葉影　寛子
福岡2279	末竹　誠	福岡2280	笹渕　結衣
福岡2281	仲　宏	福岡2282	永松　愛未
福岡2283	椋本　雅士	福岡2284	髙橋　直美
大分 516	川田　和教	大分 517	吉岡　俊一
令和８年８月19日付			
岩手 432	久保　英人	岩手 433	松田　翔平
秋田 385	西村　浩昭	秋田 386	中嶋　寿
東京9997	夏目　光河	東京10000	鈴木　海
東京10001	清水　廉矢	東京10002	小井澤　遼
東京10003	鴇田　征也	神奈川2880	山崎　稔
埼玉2194	中村　香織	千葉1878	大場　正貴
千葉1879	山澤　悠紀	千葉1880	福田　航也
新潟 744	大井　康史	愛知2525	内山　文孝
石川 488	水野はるひ	大阪5531	林　義久
広島1275	藤久　吉浩		

登録の取消し

令和７年11月６日付		京都1265	今須　太郎
令和８年４月８日付		岡山 914	鶴嶌　健二
令和８年５月２日付		香川 140	多羽本岩雄
令和８年５月28日付		大阪1267	太村　孝江
令和８年６月25日付		石川 184	堀　勝
令和８年６月28日付		石川 387	立野　伸一
令和８年７月１日付		神奈川314	山岸　義勝
令和８年８月４日付			
札幌 947	小山　菜々	東京1408	斉藤　登
東京7573	遠藤　光俊	東京7691	増岡　隆夫
東京9632	倉若みの里	栃木 334	渡邊　知樹
静岡 933	兼行　邦夫	愛知2107	田中　資郎
大阪1288	尾﨑　好三	京都 439	髙山　修二
和歌山263	野田　明弘	広島1190	岡本　佳
沖縄 492	横山　耕治		
令和８年８月19日付			
山形 146	菅原孝太郎	東京1592	伊藤九美子
東京2244	山本美智代	東京9257	成田　洋樹
東京9495	大谷明日香	東京9573	山本　正義
神奈川778	齊藤　春雄	神奈川1096	加納　健治
埼玉2013	本沢　優介	千葉1453	佐藤　俊傑
新潟 274	星野　誠	愛知 473	渡辺　武仁
大阪5178	初田　優子	京都 972	南　次男
兵庫 671	高田　英教	沖縄 188	花城　郁夫

古物営業の許可の取消処分の公告

下記の古物商について、所在が確知できないため、古物営業法（昭和24年法律第108号）第６条第２項の規定に基づき、令和８年７月６日付け官報でその旨を公告したが、公告の日から30日を経過しても申出がなかったことから、同項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和８年９月10日

北海道公安委員会　委員長　倉本　博史

1　処分年月日　令和８年８月19日
2　氏名　澤田　祐介
3　住所　札幌市北区拓北１条１丁目３番１号
4　主たる営業所の所在地
　札幌市北区拓北１条１丁目３番１号
5　許可の種類　古物商
6　許可証番号　北海道公安委員会
　第101280002162号
7　許可年月日　平成28年12月５日

教示

1　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができる。

2　また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、北海道を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求又は処分の取消の訴えを提起することはできなくなる。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

令和８年９月10日　群馬県教育委員会

⑴　氏名、本籍地　⑵　免許状の種類（教科）、番号、授与年月日、授与権者　⑶　失効年月日　⑷　失効の事由

1　失効した免許状

⑴　赤花　大介、群馬県

⑵　①　小学校教諭一種免許状、平31小一種第199号、令和２年３月31日、群馬県教育委員会

②　中学校教諭一種免許状（数学）、平31中一種第219号、令和２年３月31日、群馬県教育委員会

③　高等学校教諭一種免許状（数学）、平31高一種第291号、令和２年３月31日、群馬県教育委員会

⑶　令和８年８月19日

⑷　教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号ニ）該当

2　失効した免許状

⑴　深澤　優仁、群馬県

⑵　①　中学校教諭１種免許状（保健体育）、令５中１種第292号、令和６年３月31日、埼玉県教育委員会

②　高等学校教諭１種免許状（保健体育）、令５高１種第454号、令和６年３月31日、埼玉県教育委員会

⑶　令和８年８月19日

⑷　教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号イ）該当

行旅死亡人

１．本籍・住所・氏名不詳、年齢40～60歳代の男性、身長172㎝、体重75kg、着衣・所持品なし

上記の者は、令和８年５月２日午前６時20分頃、茨城県日立市東町三丁目12番６号菊地方東方約40m先海岸上において発見されました。

２．本籍・住所・氏名不詳、年齢60～70歳代の女性、身長160㎝、体重45kg、白髪交じりの短髪、痩せ型、背部約30㎝・右膝約15.5㎝・左膝約13.5㎝の手術痕あり、着衣・所持品なし

上記の者は、令和８年７月16日午前７時40分頃、茨城県日立市東大沼町一丁目35番29号三田方東方約40m先海岸上において発見されました。

以上２件、身元不明のため火葬に付し、遺骨を保管してあります。心当たりの方は、当市保健福祉部福祉総務課まで申し出てください。

令和８年９月10日

茨城県　日立市長　小川　春樹

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

福岡県東警察署長

司法警察員警視正　岩見　祐介

令和６年第11051号窃盗被疑事件（第１号）　1．普通乗用自動車１台

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

北海道留萌市五十嵐町二丁目四番一五号
有限会社本間工務店
清算人　本間　義雄

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

札幌市中央区南一条西十六丁目一番地三二
三春野ビル三F
株式会社未来建設
代表清算人　淀瀬　好功

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

札幌市東区北五十条東七丁目六番一八号

有限会社伊藤美建

清算人　伊藤　秀人

解散公告

当社は、令和八年八月十七日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

札幌市白石区本通三丁目北五番三九号

有限会社ケイエスコーポレーション

清算人　髙橋はるみ

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

札幌市中央区南一条西一丁目一六番地四

シルキービル　株式会社リノキューブ

代表清算人　前川　大輔

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

宮城県仙台市泉区高森六丁目三九番地の八

合同会社アイハル

清算人　菊地　章仁

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

茨城県つくば市要九七番地四

一般社団法人Ｇｅｎｉａｌ　Ｐｌｕｓ

代表清算人　横溝美由紀

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

埼玉県ふじみ野市松山二丁目三番地一五

株式会社リースバック

代表清算人　原田　一二

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

埼玉県春日部市椚五四五番地

株式会社関根土建

代表清算人　関根多江子

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

千葉県柏市豊四季一三〇番地四七

有限会社ピア

清算人　小林　幹夫

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

千葉県浦安市今川一丁目一三番一〇号リラコート一・二〇一号室

Ｃｈｏｏｓｅｙｏｕｒｓｔｙｌｅ合同会社

清算人　カーシュ・エリック・デビッド

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

千葉県市原市犬成一〇五九番地四

金銘再生資源リサイクル株式会社

代表清算人　柳澤　一

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

千葉県流山市松ケ丘五丁目七七八番地の六

有限会社丸天産業

清算人　西川　久子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

千葉県八街市文違一三二番地一六三

Ｏｆｆｉｃｅ　Ｓｔｅｌｌａ合同会社

清算人　田中　宏明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

千葉県船橋市湊町二―一二―二四湊町日本橋ビル六Ｆ

合同会社ＳＫＴ

清算人　佐用真由美

解散公告

当社は、令和八年八月十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都江戸川区南小岩三丁目五番一号―一〇二

合同会社美瑛

清算人　関根　輝美

解散公告

当社は、令和八年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都清瀬市元町一丁目一三番二一号

エメラルドハイツ一〇一―一〇一号室―Ｆ

福達顧問貿易株式会社

代表清算人　張　達成

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階　株式会社ｃｏｒｖｏ

代表清算人　加藤　亜美

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和八年七月二十四日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都目黒区目黒本町二丁目一一番二〇号

目黒ダイカンプラザ三〇三

シーアンドシー東亜有限会社

清算人　岩浪　邦雄

解散公告

当社は、令和八年九月七日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ税理士法人内

ＤＢＦ１合同会社

清算人　出澤　貴人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都新宿区下宮比町一番四号

合同会社ジェイ・イー・キュー

清算人　神永　信吾

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都新宿区下宮比町一番四号

合同会社ジェイ・イー・キュー

清算人　神永　信吾

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都杉並区阿佐谷北四丁目一二番一七号

有限会社マンゴスティン

清算人　曽根　広美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都新宿区下宮比町一番四号

合同会社ジェイ・ジー・ダブリュー

清算人　神永　信吾

解散公告

当社は、令和二年十二月十六日会社法第四七二条第一項の規定により解散しましたが、令和八年五月二十五日、東京地方裁判所（令和八年（ヒ）第三〇三号事件）において当職を清算人として選任する決定がなされました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都千代田区神田神保町三丁目二五番一一号

千代田体育施設株式会社

代表清算人　田村　佳弘

連絡先

東京都港区浜松町一丁目九番一〇号

ＤａｉｗａＡ浜松町ビル五階

芝大門法律事務所

解散公告

当社は、令和八年七月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都豊島区高田三丁目四番一〇―三〇三号

越正信株式会社

代表清算人　徐　陽

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都武蔵野市吉祥寺南町二丁目二五番一〇号

合同会社総研

清算人　金谷　卓真

解散公告

当社は、解散致しました。当社の債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。なお、右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都新宿区新宿一丁目二五番一一号三〇二

合同会社ＳＫＣ

清算人　宮腰　亜生

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都台東区駒形二丁目二番一〇号

心心株式会社

代表清算人　王　　路

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵三八番地二

株式会社大進

代表清算人　小川誠一郎

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、当該期間内にお申し出がないときは清算から除斥いたします。

令和八年九月十日

東京都渋谷区広尾一丁目六―一〇Ｇｉｒａｆｆａ一一階

株式会社キリコキカク

代表清算人　渡邉キリ子

申出先　東京都千代田区大手町一―九―五

大手町フィナンシャルシティノースタワー二一階　弁護士法人モノリス法律事務所

弁護士　明上　萩

解散公告

当社は、令和八年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都港区六本木三丁目二番一号

株式会社ピナイ・インターナショナル東京

代表清算人　茂木　哲也

解散公告

当社は、令和八年九月七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都武蔵野市御殿山二丁目一五番四号

合同会社ＪＳＪ

代表清算人　齋藤　純一

解散公告

当社は、令和八年七月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都町田市下小山田町七六番地

株式会社山口建設

代表清算人　山口惠美子

解散公告

当社は、令和八年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都渋谷区円山町五番六号

ストラリッジ株式会社

代表清算人　松永　　淳

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都府中市朝日町二丁目二〇番地の一

エイ・アイサービス株式会社

代表清算人　天野　博行

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都文京区千石四丁目一四番九号一階アルファ内

株式会社ＣＵＴＥＪＯＹ　ＳＴＵＤｉＯ

代表清算人　ユウ　ユウ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都新宿区上落合一丁目一三番一号高世方

有限会社藤江設備

清算人　藤江　智

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都中野区新井一丁目一四番一六―二一六号

株式会社Ｕ＆Ｋコンサルティング

代表清算人　亀田　剛志

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都墨田区菊川一丁目一番九号

有限会社森ベアリング製造所

清算人　筒井　千秋

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都目黒区目黒本町五丁目二〇番一六号

有限会社ワコウ

代表清算人　正田なつ子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都練馬区関町南一丁目二番一四号―一〇四

株式会社ＭＥＸ

代表清算人　宮田　一英

解散公告

当社は、令和八年六月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

横浜市鶴見区元宮一丁目八番二一号

合同会社サンライズアカデミーアフタースクール

清算人　ソリス麻由美

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

神奈川県川崎市麻生区百合丘一丁目一六番地四二

有限会社ハナマサ

清算人　片野三枝子

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都豊島区高松三丁目九番一七号

ヘルスケア・インテリジェンス合同会社

清算人　大場　文恵

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都千代田区神田錦町三丁目二一番地

株式会社ＭＩＲＡＩＴＯＷＡ

代表清算人　宮田　一英

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都千代田区神田錦町三丁目二一番地

株式会社ＭＩＲＡＩＴＯＷＡ

代表清算人　宮田　一英

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都豊島区高松三丁目九番一七号

ヘルスケア・インテリジェンス合同会社

清算人　大場　文恵

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年五月十五日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

石川県金沢市観音堂町チ一八番地

一般社団法人石川海洋環境研究所

代表清算人　奥名　恭明

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

山梨県甲府市伊勢四丁目二五番二三号

株式会社Ｈ＆Ｒ

代表清算人　佐藤　理恵

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

愛知県愛西市須依町前田面三六番地九

株式会社新和不動産

代表清算人　原　達昌

解散公告

当社は、令和八年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

愛知県春日井市篠木町六丁目二四四五番地一四

株式会社Ｓｅｃｏｎｄ　ｆｌｏｏｒ

代表清算人　樋口　美帆

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

三重県桑名市長島町千倉二八七番地

株式会社シーエムアイ

代表清算人　廣木　由香

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

滋賀県大津市におの浜三丁目五番七号

合同会社ルシウス

清算人　松阪　晋

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

京都市伏見区石田森東町二三番地の二

いわたの森八―一〇三

京都ハウスウェアーズ株式会社

代表清算人　藤掛　城治

解散公告

当社は、令和八年八月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

大阪市都島区東野田町四―一―五吉升ビル三〇六号

一新株式会社

代表清算人　顧　乙昕

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

大阪市北区菅栄町一―三―五〇一

衆雲株式会社

代表清算人　孔　維奇

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

大阪市東淀川区淡路四丁目八番一八号

株式会社サオリッチコーポレーション

代表清算人　東　さおり

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

大阪市天王寺区伶人町二―三一ＳｔａｒＯｆｆｉｃｅ大阪天王寺北四〇六号室

ＫＩＫＡ株式会社

代表清算人　劉　素生

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

大阪府大阪市浪速区日本橋五丁目一四番二号大協ビル三階三一号室

初禾合同会社

清算人　新田**真**由美

解散公告

当組合は、令和八年八月三十一日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

大阪府羽曳野市蔵之内六〇四番地の四

ネットワーク大阪南部協同組合

清算人　西川美弥子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

神戸市中央区下山手通二丁目一一番二二号

合同会社ｔｅａｍＡＩ

清算人　石川　あい

解散公告

当社は令和八年八月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

兵庫県西宮市生瀬東町三七番一九号

有限会社林商店

代表清算人　林　加代子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

兵庫県宝塚市仁川月見ガ丘四番一六号ウィングＦ一〇一

有限会社ウィングス

清算人　織田富士夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

神戸市須磨区寺田町二丁目一番一四号

有限会社西村金属

清算人　西村　誠彬

解散公告

当社は、令和八年八月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

和歌山県和歌山市美園町四丁目五九―三―五Ｃ

株式会社カイラス

代表清算人　口井　浩子

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

鳥取市今町一丁目三一九番地

有限会社ヲサカ大正堂

清算人　尾坂　眞人

解散公告

当社は、令和八年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

広島市佐伯区五日市七丁目一三番三一―三号

株式会社ＣＨＡＮＧＥ

代表清算人　森崎　滋規

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

高知県須崎市多ノ郷甲四三五番地一

ＭＡＮＩ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ　ＩＮＣ株式会社

代表清算人　デイワン・シング

解散公告

当社は、令和八年八月十七日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

福岡市中央区渡辺通四丁目一番三六号四階

合同会社アクロスアセットプロパティ

清算人　一般社団法人アクロスＭＳ

職務執行者　妹尾　英司

解散公告

当社は、令和八年八月二十四日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

福岡市西区姪の浜三丁目四六番一〇―一―二〇二号

合同会社ＬＵＭ

清算人　一般社団法人アクロスＭＳ

職務執行者　妹尾　英司

解散公告

当社は、令和八年七月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

福岡市中央区渡辺通二丁目一番三一号

株式会社なばやま

代表清算人　楠田　三春

解散公告

当法人は、令和八年一月二十九日開催の評議員会の決議並びに長崎市長の認可により、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

長崎県長崎市磯道町五六八

社会福祉法人唯念寺保育園

清算人　加藤　法城

解散公告

当法人は、令和八年八月一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

長崎県平戸市生月町壱部五三〇八番地一

特定非営利活動法人いきつきドットコム

清算人　村川　安亭

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

長崎県壱岐市芦辺町中野郷東触二七〇番地

有限会社播磨建設

清算人　播磨　久美子

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年八月二十五日、福島地方裁判所会津若松支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

福島県大沼郡会津美里町福重岡字桜の下甲九四九番地

宗教法人白山神社

清算人　弁護士　一ノ瀬美枝

連絡先　福島県会津若松市追手町三番一六号一之丁ビル会津鶴城法律事務所

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

横浜市中区真砂町二丁目二五番地

医療法人社団寿徳会

清算人　関　泰忠

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年七月十五日高松地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

香川県高松市前田西町一〇八〇番地

宗教法人石鎚教大本山香川教会

香川県高松市天神前九―一五　歌谷ビル三〇二　加藤・犬伏法律事務所

清算人　加藤　優子

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年八月三十一日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

東京都港区虎ノ門三丁目八番一九号

虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発組合

代表清算人　早津　功

解散公告（第三回）

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

神奈川県足柄上郡大井町西大井六八六―一

シャープＮＥＣディスプレイソリューションズ労働組合　清算人　百瀬　啓祐

解散公告（第三回）

当法人は、社員の欠亡により、令和八年七月十一日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年九月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十日

奈良県生駒市壱分町八三番地五五

医療法人辻産婦人科

清算人　辻　有加

配当公告

愛知県岡崎市西阿知和町字御用田一番地一

破産者　株式会社ハチスカ

右の者に対する名古屋地方裁判所令和四年(フ)第五八五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、二一二、九三〇、二八三円

（内優先的破産債権額

金九、八六二、一七九円）

一、配当することのできる金額

金一〇八、八九三、五七八円

（内優先的破産債権額

金九、八六二、一七九円）

令和八年九月十日

愛知県名古屋市中区丸の内一丁目一七番一九号キリックス丸の内ビル八〇二号

破産管財人　池田　伸之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道白老郡白老町字虎杖浜二、最後の住所北海道白老郡白老町字虎杖浜七六番地九

被相続人　亡　本間　淳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

北海道室蘭市東町二丁目二一番一二号石井第一ビル二階　池田翔一法律事務所

相続財産清算人　弁護士　池田　翔一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道帯広市西十九条南四丁目九番、最後の住所北海道帯広市西十四条南四十一丁目一番一〇号ドリームマンション六―三二三

被相続人　亡　中野　祥則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

北海道帯広市東三条南十四丁目八番地弁護士法人とかち平野

相続財産清算人　長谷川　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県石川郡石川町大字谷地字伊勢房内二九番地、最後の住所福島県須賀川市桜岡八三番地九チェリーヒルズ二〇六号

被相続人　亡　南條　久雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

福島県須賀川市塚田七六番地司ハイツ須賀川Ａ棟一〇一号須賀川法律事務所

相続財産清算人　弁護士　鈴木　裕也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市河和田町四四五六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　河尾紳一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

茨城県水戸市大町一―二―二七　あおい法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小林　憲生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県八潮市大字古新田一〇七一番地五八、最後の住所埼玉県入間郡毛呂山町大字市場一一〇七番地一第三光風寮　被相続人　亡　山内　敏之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

埼玉県富士見市大字上南畑二〇四九番地　若野法律事務所

相続財産清算人　弁護士　若野　滋男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区三園一丁目四一番、最後の住所千葉県八千代市小池三九三番地　小池更生園　被相続人　亡　菅井　昭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

事務所千葉市中央区中央三丁目五番一号千葉中央トーセイビル九階　藤井・滝沢綜合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　朝倉　賢大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区桜新町二丁目三三〇番地、最後の住所東京都世田谷区桜新町二丁目一番六号　被相続人　亡　五味　正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十三日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

東京都中央区銀座二丁目五番七号ＧＭ―二ビル六階　寺本法律会計事務所

相続財産清算人　弁護士　寺本　吉男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区神田小川町三丁目六番地一〇、最後の住所東京都国分寺市並木町二丁目三二番地三　被相続人　亡　青山　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

事務所東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四　かたくり法律事務所

相続財産清算人　弁護士　古田　理史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三条市如法寺六八四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　西澤　忠利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

事務所新潟県三条市興野一丁目一四番三四号ひめさゆり法律事務所

相続財産清算人　弁護士　谷口　雅大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県十日町市卯二〇番地、最後の住所新潟県十日町市新座甲六〇九番地二特別養護老人ホーム三好園しんざ　被相続人　亡　金子　重信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

事務所新潟県十日町市本町六の一丁目七一番地二六クロステン四階　十日町みなと法律事務所

相続財産清算人　弁護士　関　雅夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市福岡町下蓑新三四四番地、最後の住所富山県高岡市福岡町下蓑新三九二番地二　被相続人　亡　酒井　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

富山県高岡市中川本町八番一号鍛治・谷口法律事務所　相続財産清算人　谷口　央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県高島市今津町弘川一二四五番地六二、最後の住所滋賀県高島市今津町弘川一二四五番地六二　被相続人　亡　石倉　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

滋賀県大津市坂本六丁目八番九号　相続財産清算人　弁護士　岩崎　敏郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府池田市旭丘一丁目一一番、最後の住所京都府舞鶴市字安岡一〇五二番地三〇　被相続人　亡　出水　隆一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

京都府舞鶴市字南田辺四三番地一舞邦ビル三階　富永・大西法律事務所

相続財産清算人　弁護士　富永　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉南郡南中通村大字安松一〇一一番地、最後の住所大阪府泉佐野市南中安松一〇一一番地　被相続人　亡　桝谷増太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

大阪市中央区今橋二丁目二番二号南都銀行大阪北浜ビル八階　速見・溝内法律事務所

相続財産清算人　弁護士　溝内伸治郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市大庄西町一丁目三九九番地、最後の住所大阪府茨木市春日三丁目五番一五号アプリシエイト茨木　被相続人　亡　山下　俊郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

大阪市中央区高麗橋二丁目三番一五号上喜ビル五階

相続財産清算人　弁護士　一津屋香織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県南九州市頴娃町上別府三一〇八番地、最後の住所大阪府枚方市津田東町二丁目一番一号　被相続人　亡　郡山　和美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

大阪市中央区高麗橋一―五―一四メゾンドール高麗橋六〇五

相続財産清算人　弁護士　城之内太志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住吉区我孫子西一丁目一五番地、最後の住所大阪市住吉区庭井一丁目三番一八号　被相続人　亡　上野　和幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

大阪市中央区本町一丁目七番七号ＷＡＫＩＴＡ堺筋本町ビル四階

相続財産清算人　弁護士　朝野　修治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府池田市姫室町四番、最後の住所大阪府池田市神田一丁目二九番五号
被相続人　亡　柴田　博和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日
大阪市北区曽根崎二丁目六番六号コウヅキキャピタルウエスト一二階
相続財産清算人　弁護士　笹野　皓平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市堺町七九番地、最後の住所大阪府吹田市藤白台四丁目一一番七号
被相続人　亡　小松陽一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日
大阪市北区西天満六―七―二ＳＲビル梅新五階
相続財産清算人　弁護士　上田　憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市丸橋町一〇九番地、最後の住所兵庫県西宮市樋之池町一六番四号アクティブライフ夙川　被相続人　亡　北村　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日
兵庫県西宮市神楽町五番五号　ラ・ベルジュ夙川二〇一号室　中島崇行法律事務所
相続財産清算人　弁護士　吉原　有紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市飾東町小原四二七番地、最後の住所兵庫県姫路市四郷町東阿保四四番地
特別養護老人ホームむれさき苑
被相続人　亡　藤原　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日
兵庫県姫路市安田四丁目一二八すずビル四階ひめじ立花法律事務所
相続財産清算人　弁護士　松永美代子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県境港市蓮池町二七番地、最後の住所鳥取県米子市河崎五三〇番地一真誠会ホスピタンレジデンス一二一号
被相続人　亡　松谷　佳興

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日
鳥取県米子市旗ヶ崎二丁目一四番一五号
相続財産清算人　司法書士　森田　英雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三原市城町三丁目二一番地一一、最後の住所広島県三原市城町三丁目八番一五号
被相続人　亡　大舘　勝弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十二日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日
広島県三原市城町一丁目二五番六号　三原マリンビル三階
相続財産清算人　司法書士　椛山　正宣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市岩方通四丁目一番地、最後の住所広島県尾道市西久保町二五番二九号
被相続人　亡　尼子　晴功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十二日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日
広島県尾道市新浜一丁目一四番三一号金属ビル七〇一号室弁護士法人尾道しまなみ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　橋本　則利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市上田中町一丁目三一七番地一、最後の住所山口県下関市椋野町一丁目一八番五四号　住宅型有料老人ホームすずらん貴船二〇一号
被相続人　亡　大枝千枝子

令和八年九月十日
兵庫県姫路市安田四丁目一二八すずビル四階ひめじ立花法律事務所
相続財産清算人　弁護士　松永美代子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県境港市蓮池町二七番地、最後の住所鳥取県米子市河崎五三〇番地一真誠会ホスピタンレジデンス一二一号
被相続人　亡　松谷　佳興

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日
鳥取県米子市旗ヶ崎二丁目一四番一五号
相続財産清算人　司法書士　森田　英雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三原市城町三丁目二一番地一一、最後の住所広島県三原市城町三丁目八番一五号
被相続人　亡　大舘　勝弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十二日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日
広島県三原市城町一丁目二五番六号　三原マリンビル三階
相続財産清算人　司法書士　椛山　正宣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市岩方通四丁目一番地、最後の住所広島県尾道市西久保町二五番二九号
被相続人　亡　尼子　晴功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月三十日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日
山口県下関市観音崎町一二番一〇号太陽生命下関ビル五階　島田法律事務所
相続財産清算人　弁護士　島田　直行

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　岡崎　仁泰
　住所　札幌市中央区南八条西八丁目五二一番地三二パレスエイト三〇三号
　生年月日　昭和四十六年十月三十一日
二　供託所　札幌法務局
三　供託番号　令和八年度金第一〇七五号
四　供託金額　一、六四三、九六〇円
五　裁判所　札幌家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和六年（家）第四〇二四三号

令和八年九月十日
札幌市中央区大通西十四丁目一番地北日本南大通ビル七階　西川・太田法律事務所
不在者財産管理人　弁護士　太田　貴久

無縁墳墓等改葬公告

適正な霊園管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

令和八年九月十日
一　墳墓等所在地　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二
一　墳墓等の名称　富士霊園　一区二号〇〇三六番　大場家、一区二号〇七三九番　溝口家、一区二号一三八九番　古橋家、一区二号一九三五番　上野家、一区三号〇六八七番　村岡家、一区三号〇九一九番　宮田家、一区七号一一八六番　佐藤家、二区一号〇四二五番　岸上家、二区二号〇二八三番　黒川家、三区二号一五七六番　村山家、七区二号一八八八番　玉野井家、十一区一号二三五八番　安島家、十一区三号二二六三番　岡田家、十一区五号〇六五八番　郷司家、十三区一号〇四六二番　内田家、十三区五号一三二三番　上原家
一　死亡者の本籍及び氏名　各死亡者の本籍は不詳　一区二号〇〇三六番　大場孝子、大場勲、関口太郎右ェ門、関口とみ、関口栄一、大場キト、大場武一、大場幸光、大場芳子　一区二号〇七三九番　溝口新平、溝口乙女、溝口華枝、溝口浩造　一区二号一三八九番　古橋カツヨ、古橋良、古橋和夫　一区二号一九三五番　曽我清子、五十嵐国之助、五十嵐菊子　一区三号〇六八七番　村岡正夫、村岡美代子、村岡光二　一区三号〇九一九番　宮田祥二、宮田イト　一区七号一一八六番　佐藤留弥、佐藤トメ　二区一号〇四二五番　岸上忠、岸上千栄子　二区二号〇二八三番　黒川はる子　三区二号一〇八八番　石村国次　三区二号一五七六番　村山長藏、村山ヨシ、村山キヨ　七区二号一八八八番　船戸富子　十一区一号二三五八番　安島千枝子、安島久　十一区三号三二六三番　岡田マサエ、岡田徳見　十一区五号〇六五八番　郷司栄、郷司キミ　十三区一号〇四六二番　内田襄治、内田キク、内田一郎　十三区五号一三二三番　上原一夫、上原千代子、上原桂子、上原房江
一　改葬を行おうとする者　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二　公益財団法人富士霊園

第１期決算公告

令和８年７月15日

宮城県仙台市青葉区中央三丁目１番21号

一般社団法人仙台Ｎ美容クリニック

代表理事　小阪　捺稀

貸借対照表の要旨

（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	0
	固定資産	0
	資産合計	0
負債及び純資産の部	流動負債	5
	利益剰余金	△5
	利益準備金	△5
	（うち当期純損失）	(5)
	負債・純資産合計	0

第 60 期 決 算 公 告

令和８年９月10日
埼玉県八潮市八潮七丁目46番地１
竹内産業株式会社
代表取締役　竹内　範昭

貸借対照表の要旨（令和８年６月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,936,752
	固定資産	10,373,322
	合計	16,310,074
負純資債及産のび部	流動負債	3,154,619
	固定負債	7,709,128
	株主資本	5,446,327
	資本金	50,000
	利益剰余金	5,396,327
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	5,383,827
	（うち当期純利益）	(666,067)
	合計	16,310,074

第 64 期 決 算 公 告

令和８年９月10日
埼玉県草加市氷川町2112番地６
竹内セントラル株式会社
代表取締役　前田　富夫

貸借対照表の要旨（令和８年６月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,129,524
	固定資産	578,341
	繰延資産	0
	合計	1,707,865
負純資債及産のび部	流動負債	508,485
	固定負債	32,271
	株主資本	1,167,109
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,147,109
	利益準備金	7,300
	その他利益剰余金	1,139,809
	（うち当期純利益）	(143,068)
	合計	1,707,865

第 1 期 決 算 公 告

令和８年９月10日
群馬県渋川市吹屋194―１
光山テクノロジー株式会社
代表取締役　下田　準一

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,150
	繰延資産	702
	資産合計	18,852
負純資債及産のび部	流動負債	13,323
	負債合計	13,323
	株主資本	5,529
	資本金	1,000
	利益剰余金	4,529
	その他利益剰余金	4,529
	（うち当期純利益）	(4,529)
	純資産合計	5,529
	負債・純資産合計	18,852

第 18 期決算公告

令和８年８月21日
東京都港区芝浦四丁目12番38号
株式会社ＭＩＬＩＺＥ
代表取締役　田中　　徹

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,219
	固定資産	808
	資産合計	2,027
負純資債及産のび部	流動負債	357
	固定負債	167
	株主資本	1,502
	資本金	910
	資本剰余金	2,261
	資本準備金	2,261
	利益剰余金	△1,669
	その他利益剰余金	△1,669
	（うち当期純損失）	(185)
	負債・純資産合計	2,027

第 13 期 決 算 公 告

令和８年９月10日
東京都江東区豊洲六丁目５番１号
株式会社千里
代表取締役　高岩　　豊

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	853,806
	固定資産	238,309
	合計	1,092,115
負純資債及産のび部	流動負債	241,931
	固定負債	97,670
	株主資本	752,514
	資本金	40,000
	利益剰余金	712,514
	その他利益剰余金	712,514
	（うち当期純利益）	(230,291)
	合計	1,092,115

第 5 期 決 算 公 告

令和８年８月25日
千葉県佐倉市生谷823番地１
株式会社アテックス
代表取締役社長　山梨　英樹

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	208,221
	固定資産	194,182
	資産合計	402,403
負純資債及産のび部	流動負債	159,728
	固定負債	138,176
	株主資本	104,498
	資本金	20,000
	利益剰余金	84,498
	その他利益剰余金	84,498
	（うち当期純利益）	(33,098)
	負債・純資産合計	402,403

第 3 期決算公告

令和８年８月21日
東京都港区芝浦四丁目12番38号
株式会社みらいプラス
代表取締役　田中　　徹

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	100,234
	固定資産	1,263
	資産合計	101,498
負純資債及産のび部	流動負債	70,731
	株主資本	30,766
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	20,766
	その他利益剰余金	20,766
	（うち当期純利益）	(27,860)
	負債・純資産合計	101,498

第 5 期決算公告

令和８年８月21日
東京都港区芝浦四丁目12番38号
株式会社MILIZE CONSULTING
代表取締役　田谷英一朗

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	100
	資産合計	100
負純資債及産のび部	流動負債	718
	株主資本	△617
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△10,617
	その他利益剰余金	△10,617
	（うち当期純損失）	(359)
	負債・純資産合計	100

第 9 期決算公告

令和８年８月21日
東京都港区芝浦四丁目12番38号
株式会社MILIZE INVESTMENT
代表取締役　石井　賢治

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	45,670
	固定資産	5,200
	資産合計	50,870
負純資債及産のび部	流動負債	41,078
	株主資本	9,791
	資本金	500
	資本剰余金	500
	資本準備金	500
	利益剰余金	8,791
	その他利益剰余金	8,791
	（うち当期純利益）	(2,977)
	負債・純資産合計	50,870

第 20 期決算公告

2026年９月10日
岐阜県関市千疋825番地１
株式会社ジラック
代表取締役　亀山　裕司

貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	206,383
	固定資産	478,198
	合計	684,582
負純資債及産のび部	流動負債	183,672
	固定負債	571,316
	株主資本	△ 70,406
	資本金	30,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	△ 115,406
	その他利益剰余金	△ 115,406
	（うち当期純利益）	(76,542)
	合計	684,582

第 39 期 決 算 公 告

令和８年６月19日
東京都千代田区丸の内２丁目７番２号
兼松シェアリンク株式会社
代表取締役　村井　和彦

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	20,511
	合計	20,511
負純資債及産のび部	流動負債	4,626
	固定負債	2,569
	退職給付引当金	2,569
	株主資本	13,316
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,316
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	816
	（うち当期純損失）	(2,751)
	合計	20,511

第 41 期 決 算 公 告

令和８年９月10日
東京都港区芝大門二丁目５番１号
アルテビル芝大門
浜倉商工株式会社
代表取締役　柳田　正義

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,921,688
	資産合計	4,921,688
負純資債及産のび部	流動負債	163,595,466
	株主資本	△158,673,778
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△168,673,788
	その他利益剰余金	△168,673,788
	（うち当期純利益）	(3,047)
	負債・純資産合計	4,921,688

第９期決算公告

2026年９月10日
三重県四日市市大井の川町２丁目１番地
四日市ケミカルステーション株式会社
代表取締役　青井　光大

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	24,850
	固定資産	93,058
	資産合計	117,908
負純資産及び債のび部	流動負債	19,369
	固定負債	75,003
	負債合計	94,372
	株主資本	23,536
	資本金	60,000
	利益剰余金	△36,464
	その他利益剰余金	△36,464
	（うち当期純利益）	(952)
	純資産合計	23,536
	負債・純資産合計	117,908

第 28 期 決 算 公 告

令和８年９月10日
名古屋市中区大須一丁目22番51号
株式会社シブヤメンテル
代表取締役社長　羽柴　孝行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	399,055
	固定資産	5,267
	合計	404,322
負純資産及び債のび部	流動負債	107,439
	株主資本	296,883
	資本金	10,000
	利益剰余金	287,383
	利益準備金	400
	その他利益剰余金	286,983
	（うち当期純利益）	(39,063)
	自己株式	△500
	合計	404,322

第 40 期決算公告

2026年９月10日
岐阜県関市千疋825番地１
株式会社名岐ベンド
代表取締役　亀山　裕司

貸借対照表の要旨（2025年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	257,885
	固定資産	177,780
	合計	435,666
負純資産及び債のび部	流動負債	57,176
	固定負債	456,043
	株主資本	△ 77,552
	資本金	15,000
	利益剰余金	△ 89,202
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	△ 89,702
	（うち当期純損失）	(27,526)
	自己株式	△ 3,350
	合計	435,666

第 60 期決算公告

令和８年６月３日
愛媛県西条市ひうち６番地11
株式会社西電
代表取締役　今岡　正士

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	521,560
	固定資産	266,118
	合計	787,678
負純資産及び債のび部	流動負債	134,472
	固定負債	24,177
	株主資本	564,398
	資本金	20,000
	利益剰余金	544,398
	利益準備金	5,000
	（うち当期純利益）	(37,718)
	評価・換算差額等	64,631
	その他有価証券評価差額金	64,631
	合計	787,678

第 24 期 決 算 公 告

令和８年９月10日
広島県世羅郡世羅町大字黒渕518番地１
株式会社セラアグリパーク
代表取締役社長　金廣　隆徳

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	148,385
	固定資産	1,922
	資産合計	150,307
負純資産及び債のび部	流動負債	61,993
	固定負債	54,773
	株主資本	33,541
	資本金	15,000
	利益剰余金	20,791
	その他利益剰余金	20,791
	（うち当期純損失）	(4,254)
	自己株式	△2,250
	負債・純資産合計	150,307

第 37 期 決 算 公 告

令和８年８月19日
島根県出雲市斐川町三纏1180番６
株式会社島根富士通
代表取締役社長　宮下　浩之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	13,488
	固定資産	5,945
	合計	19,434
負純資産及び債のび部	流動負債	13,270
	固定負債	2,977
	株主資本	3,185
	資本金	450
	利益剰余金	2,735
	利益準備金	112
	その他利益剰余金	2,622
	（うち当期純利益）	(495)
	合計	19,434

第 53 期決算公告

令和８年６月25日
東京都新宿区西新宿３丁目20番２号
東企商事株式会社
代表取締役　林　　光男

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	74,077
	固定資産	268,709
	合計	342,786
負純資産及び債のび部	流動負債	183
	固定負債	402,948
	株主資本	△60,345
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	12,500
	その他資本剰余金	37,500
	利益剰余金	△160,345
	その他利益剰余金	△160,345
	（うち当期純損失）	(350)
	合計	342,786

第 46 期 決 算 公 告

令和８年２月19日
東京都新宿区西新宿三丁目20番２号
株式会社恵峰
代表取締役　林　　眞帆

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	35,837
	固定資産	190,863
	合計	226,700
負純資産及び債のび部	流動負債	775
	固定負債	202,925
	株主資本	23,000
	資本金	50,000
	利益剰余金	△27,000
	その他利益剰余金	△27,000
	（うち当期純利益）	(2,505)
	合計	226,700

第 1 期 決 算 公 告

令和８年７月22日
福岡市西区今宿駅前１丁目10番30号
一般社団法人海いく福岡
代表理事　帆足　　明

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	489,428
	固定資産	10,000
	資産合計	499,428
負純資産及び債のび部	流動負債	132,725
	固定負債	443,000
	株主資本	△76,297
	利益剰余金	△76,297
	その他利益剰余金	△76,297
	（うち当期純損失）	(76,297)
	負債・純資産合計	499,428

第 32 期 決 算 公 告

令和８年８月19日
埼玉県草加市稲荷５丁目27番１号
ミドリ安全エア・クオリティ株式会社
代表取締役　田川　国一

貸借対照表の要旨
（令和８年５月20日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,362	流動負債	682
固定資産	60	貸倒引当金	7
		賞与引当金	36
		役員賞与引当金	1
		株主資本	1,740
		資本金	50
		利益剰余金	1,690
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	1,677
		（うち当期純利益）	(176)
資産合計	2,422	負債・純資産合計	2,422

第 81 期 決 算 公 告

令和８年９月10日　群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町乙872
光山電気工業株式会社
代表取締役社長　丸山　公明

貸借対照表の要旨　（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,084,501	流動負債	378,283
固定資産	1,376,970	固定負債	922,263
有形固定資産	1,074,405	負債合計	1,300,546
無形固定資産	6,502	株主資本	1,160,925
投資その他の資産	296,063	資本金	90,300
		資本剰余金	192
		利益剰余金	1,100,433
		利益準備金	25,275
		その他利益剰余金	1,075,158
		（うち当期純利益）	(28,335)
		自己株式	△30,000
		純資産合計	1,160,925
資産合計	2,461,471	負債・純資産合計	2,461,471

第 37 期 決 算 公 告

令和８年９月10日
東京都港区虎ノ門四丁目３番１号城山トラストタワー
株式会社ロジクール
代表取締役　笠原　健司

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,614,522	流動負債	12,060,346
固定資産	2,263,658	（賞与引当金）	(44,545)
		（売上割戻引当金）	(3,341,584)
		（返品調整引当金）	(21,631)
		固定負債	1,041,152
		（その他の引当金）	(4,248)
		株主資本	776,682
		資本金	155,000
		利益剰余金	621,682
		その他利益剰余金	621,682
		（うち当期純利益）	(620,988)
資産合計	**13,878,180**	**負債・純資産合計**	**13,878,180**

第 66 期 決 算 公 告

2026年９月９日
埼玉県新座市北野二丁目17番12号
三栄産業株式会社
代表取締役　小林　辰郎

貸借対照表の要旨
（2026年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	683,232	流動負債	290,046
固定資産	45,777	（うち賞与引当金）	(10,119)
		固定負債	4,386
		株主資本	434,575
		資本金	20,000
		資本剰余金	1,081
		その他資本剰余金	1,081
		利益剰余金	413,493
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	413,393
		（うち当期純利益）	(60,213)
資産合計	**729,009**	**負債・純資産合計**	**729,009**

第 79 期 決 算 公 告

2026年９月10日　　広島市安佐北区安佐町久地１番地
株式会社ミカサ
代表取締役　佐伯　祐二

貸借対照表の要旨
（2020年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,035,402	流動負債	5,114,026
固定資産	10,116,661	固定負債	1,634,066
		退職給与引当金	76,074
		株主資本	11,403,971
		資本金	100,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	12,460,263
		利益準備金	30,000
		その他利益剰余金	12,430,263
		（うち当期純利益）	(374,012)
		自己株式	△ 1,176,292
資産合計	**18,152,064**	**負債・純資産合計**	**18,152,064**

第 3 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　　東京都中央区築地一丁目13番１号
ＨＪプラチナメタルズ株式会社
代表取締役　廣川　大助

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	26,075	流動負債	2,341
固定資産	351,138	固定負債	12,377
		株主資本	334,449
		資本金	183,505
		資本剰余金	183,505
		資本準備金	183,505
		利益剰余金	△32,560
		その他利益剰余金	△32,560
		（うち当期純損失）	(12,678)
		評価・換算差額等	28,044
		その他有価証券評価差額金	28,044
資産合計	**377,213**	**負債・純資産合計**	**377,213**

㈱　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

第 81 期 決 算 公 告

2026年９月10日　　広島市安佐北区安佐町久地１番地
株式会社ミカサ
代表取締役　佐伯　祐二

貸借対照表の要旨
（2021年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,371,600	流動負債	5,768,139
固定資産	10,136,145	固定負債	1,496,814
		退職給与引当金	73,570
		株主資本	12,242,792
		資本金	100,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	13,299,084
		利益準備金	30,000
		その他利益剰余金	13,269,084
		（うち当期純利益）	(399,048)
		自己株式	△ 1,176,292
資産合計	**19,507,746**	**負債・純資産合計**	**19,507,746**

第 80 期 決 算 公 告

2026年９月10日　　広島市安佐北区安佐町久地１番地
株式会社ミカサ
代表取締役　佐伯　祐二

貸借対照表の要旨
（2021年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,414,084	流動負債	5,642,062
固定資産	9,568,402	固定負債	1,496,680
		退職給与引当金	73,436
		株主資本	11,843,743
		資本金	100,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	12,900,036
		利益準備金	30,000
		その他利益剰余金	12,870,036
		（うち当期純利益）	(486,769)
		自己株式	△ 1,176,292
資産合計	**18,982,487**	**負債・純資産合計**	**18,982,487**

第 83 期 決 算 公 告

2026年９月10日　　広島市安佐北区安佐町久地１番地
株式会社ミカサ
代表取締役　佐伯　祐二

貸借対照表の要旨
（2023年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,971,712	流動負債	5,901,422
固定資産	10,210,184	固定負債	706,964
		退職給与引当金	61,640
		株主資本	15,573,510
		資本金	100,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	16,629,802
		利益準備金	30,000
		その他利益剰余金	16,599,802
		（うち当期純利益）	(1,705,391)
		自己株式	△ 1,176,292
資産合計	**22,181,897**	**負債・純資産合計**	**22,181,897**

第 82 期 決 算 公 告

2026年９月10日　　広島市安佐北区安佐町久地１番地
株式会社ミカサ
代表取締役　佐伯　祐二

貸借対照表の要旨
（2022年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,790,116	流動負債	6,244,378
固定資産	10,200,113	固定負債	830,736
		退職給与引当金	70,473
		株主資本	13,915,115
		資本金	100,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	14,971,407
		利益準備金	30,000
		その他利益剰余金	14,941,407
		（うち当期純利益）	(1,723,079)
		自己株式	△ 1,176,292
資産合計	**20,990,230**	**負債・純資産合計**	**20,990,230**

第 85 期 決 算 公 告

2026 年 9 月 10 日　広島市安佐北区安佐町久地１番地
株式会社ミカサ
代表取締役　佐伯　祐二

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,503,164	流動負債	4,971,660
固定資産	14,644,038	固定負債	113,232
		退職給与引当金	49,997
		株主資本	21,062,310
		資本金	100,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	22,118,602
		利益準備金	30,000
		その他利益剰余金	22,088,602
		（うち当期純利益）	（2,526,344）
		自己株式	△ 1,176,292
資産合計	26,147,203	負債・純資産合計	26,147,203

第 84 期 決 算 公 告

2026 年 9 月 10 日　広島市安佐北区安佐町久地１番地
株式会社ミカサ
代表取締役　佐伯　祐二

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,164,189	流動負債	6,652,391
固定資産	11,732,974	固定負債	643,011
		退職給与引当金	56,417
		株主資本	18,601,760
		資本金	100,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	19,658,053
		利益準備金	30,000
		その他利益剰余金	19,628,053
		（うち当期純利益）	（3,084,646）
		自己株式	△ 1,176,292
資産合計	25,897,163	負債・純資産合計	25,897,163

第 53 期 決 算 公 告

令和８年７月 23 日　東京都新宿区西新宿３丁目20番２号
祥恵企業株式会社
代表取締役　林　祥隆

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	290,708	流動負債	5,244
固定資産	70,000	固定負債	140,315
		株主資本	215,149
		資本金	19,600
		資本剰余金	11,600
		資本準備金	4,900
		その他資本剰余金	6,700
		利益剰余金	183,949
		利益準備金	30
		その他利益剰余金	183,919
		（うち当期純利益）	（13,885）
資産合計	360,708	負債・純資産合計	360,708

第 19 期 決 算 公 告

令和８年９月 10 日
大分県豊後高田市かなえ台33番地
株式会社住理工九州
代表取締役　片岡　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,451,279	流動負債	3,514,718
固定資産	3,143,499	負債合計	3,514,718
繰延資産	63,799	株主資本	4,143,858
		資本金	100,000
		資本剰余金	3,400,000
		その他資本剰余金	3,400,000
		利益剰余金	643,858
		利益準備金	77,470
		その他利益剰余金	566,388
		（うち当期純利益）	（254,523）
		純資産合計	4,143,858
資産合計	7,658,576	負債・純資産合計	7,658,576

第 70 期 決 算 公 告

令和８年９月 10 日　東京都練馬区東大泉二丁目11番６号
株式会社全溶

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,052	流動負債	260
固定資産	844	賞与引当金	44
繰延資産	1	固定負債	140
		退職給付引当金	95
		役員退職慰労引当金	22
		株主資本	1,418
		資本金	100
		利益剰余金	1,331
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	1,306
		（うち当期純利益）	（96）
		自己株式	△13
		評価・換算差額等	79
		有価証券評価差額金	79
資産合計	1,897	負債・純資産合計	1,897

第 19 期 決 算 公 告

令和８年６月 30 日
東京都渋谷区渋谷１―17―４ＰＭＯ渋谷12階
クランチロール株式会社
代表取締役　ラウール・プリニ

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,732	流動負債	5,263
固定資産	72	有給休暇引当金	56
繰延資産	9,107	固定負債	6,300
		負債合計	11,620
		株主資本	12,911
		資本金	10
		資本剰余金	499
		その他資本剰余金	499
		利益剰余金	782
		その他利益剰余金	782
		（うち当期純利益）	（143）
		純資産合計	1,291
資産合計	12,911	負債・純資産合計	12,911

第 1 期 決 算 公 告

令和８年９月 10 日　大阪市東成区大今里西一丁目１番23号
株式会社エムズヤ
代表取締役　森本　佳成

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	388,106	流動負債	134,606
固定資産	1,044,072	固定負債	327,719
		株主資本	969,852
		資本金	1,000
		資本剰余金	64
		資本準備金	64
		利益剰余金	968,788
		別途積立金	156,546
		その他利益剰余金	845,277
		繰越利益剰余金	△33,034
		（うち当期純損失）	（33,034）
合計	1,432,179	合計	1,432,179

第 58 期 決 算 公 告

令和８年９月 10 日　東京都中野区本町１―32―２
ハーモニータワー17階
株式会社エディト
代表取締役　盛　直樹

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	55,975	流動負債	52,430
固定資産	7,357	固定負債	27,260
		株主資本	△16,357
		資本金	49,950
		資本剰余金	3,495
		資本準備金	1,860
		その他資本剰余金	1,634
		利益剰余金	△69,803
		利益準備金	1,952
		その他利益剰余金	△71,755
		（うち当期純利益）	（7,178）
資産合計	63,332	負債・純資産合計	63,332

第 11 期 決 算 公 告

令和８年９月10日

北海道釧路市興津一丁目13番１号
株式会社釧路火力発電所
代表取締役　石坂　弘紀

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,041	流動負債	1,721
固定資産	27,291	（修繕引当金）	(368)
		固定負債	43,340
		株主資本	△13,728
		資本金	100
		資本剰余金	2,500
		資本準備金	1,300
		その他資本剰余金	1,200
		利益剰余金	△16,328
		その他利益剰余金	△16,328
資産合計	31,332	負債・純資産合計	31,332

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	13,779
売上原価	13,004
売上総利益	774
販売費及び一般管理費	228
営業利益	546
営業外収益	6
営業外費用	1,891
経常損失	1,337
税引前当期純損失	1,337
法人税等	2
当期純損失	1,340

第 57 期決算公告

令和８年６月25日
東京都新宿区西新宿３丁目20番２号
恵青商事株式会社
代表取締役　林　　祥隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	484,991
	固定資産	3,734,432
	合計	4,219,423
負債及び純資産の部	流動負債	178,764
	固定負債	2,621,329
	株主資本	1,419,330
	資本金	49,200
	資本剰余金	520,803
	資本準備金	12,300
	その他資本剰余金	508,503
	利益剰余金	849,327
	その他利益剰余金	849,327
	（うち当期純利益）	(181,780)
	合計	4,219,423

第 10 期 決 算 公 告

令和８年９月10日
東京都中央区銀座一丁目６番11号土志田ビルディング３Ｆ
DH－CRUX Japan特定目的会社
取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産の部	70,039,294	流動負債	12,720,973
固定資産	70,039,294	固定負債	29,677,539
その他資産の部	4,528,085	負債合計	42,398,513
流動資産	4,176,299	社員資本	32,168,866
固定資産	349,778	特定資本金	120
投資その他の資産	349,778	優先資本金	32,544,000
繰延資産	2,007	剰余金	△375,253
		当期未処理損失	375,253
		純資産合計	32,168,866
資産合計	74,567,379	負債・純資産合計	74,567,379

損益計算書の要旨
（自　令和８年１月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,698,567
営業費用	1,925,438
営業損失	226,871
営業外収益	2,672
経常損失	224,198
税引前当期純損失	224,198
法人税、住民税及び事業税	605
当期純損失	224,803

第 51 期 決 算 公 告

令和８年７月23日
東京都新宿区西新宿３丁目20番２号
株式会社互恵商事
代表取締役　林　　祥隆

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	77,692
	固定資産	436,955
	合計	514,647
負債及び純資産の部	流動負債	18,664
	固定負債	116,755
	株主資本	379,228
	資本金	96,750
	利益剰余金	282,478
	その他利益剰余金	282,478
	（うち当期純利益）	(36,191)
	合計	514,647

第 70 期決算公告

令和８年９月10日
東京都港区芝浦三丁目14番６号
株式会社望
代表取締役　戸田　　学

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,298
	固定資産	80,455
	資産合計	84,753
負債及び純資産の部	流動負債	15,102
	固定負債	61,888
	株主資本	7,762
	資本金	10,000
	利益剰余金	△2,237
	その他利益剰余金	△2,237
	（うち当期純利益）	(1,129)
	負債・純資産合計	84,753

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産関連事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年七月三日付、日刊工業新聞、三頁に掲載しております。

（乙）
東京都港区芝浦三丁目一四番六号
株式会社戸田不動産
代表取締役　戸田　学

（甲）
東京都港区芝浦三丁目一四番六号
株式会社望
代表取締役　戸田　学

令和八年九月十日

第 36 期決算公告

令和８年９月10日
東京都中央区日本橋本町４丁目11番２号
アドコマットジャパン株式会社
代表取締役社長　山崎　大輔

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	61,090
	固定資産	5,652
	繰延資産	12,040
	資産合計	78,782
負債及び純資産の部	流動負債	25,511
	固定負債	125,984
	株主資本	△72,713
	資本金	100,000
	資本剰余金	102
	資本準備金	102
	利益剰余金	△172,816
	その他利益剰余金	△172,816
	（うち当期純利益）	(2,127)
	負債・純資産合計	78,782

第 2 期決算公告

令和８年９月10日
千葉市花見川区幕張本郷二丁目８番９－201号ゼックスベルク
株式会社Ｒｅａｆ
代表取締役　横溝　直哉

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	67,707
	固定資産	38,317
	繰延資産	188
	資産合計	106,213
負債及び純資産の部	流動負債	53,339
	固定負債	38,435
	株主資本	14,438
	資本金	1,000
	利益剰余金	13,438
	その他利益剰余金	13,438
	（うち当期純利益）	(13,403)
	負債・純資産合計	106,213

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月十日

（甲）
千葉市花見川区幕張本郷二丁目八番九－二〇一号ゼックスベルク
株式会社Ｒｅａｆ
代表取締役　横溝　直哉

（乙）
東京都品川区北品川一丁目二四番一九号ハイツ青木一〇三
合同会社ウェイオブライフ
代表社員　横溝　直哉

第 13 期 決 算 公 告

令和８年７月15日
東京都豊島区駒込３丁目３番20号
株式会社Ｍ’ｓコンサルティング
代表取締役　鈴木　俊一

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	50,622,659
	固定資産	11,190,908
	資産合計	61,813,567
負債及び純資産の部	流動負債	18,183,160
	固定負債	37,755,190
	株主資本	5,875,217
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△14,124,783
	その他利益剰余金	△14,124,783
	（当期純損失）	(6,067,146)
	負債・純資産合計	61,813,567

第 51 期 決 算 公 告

令和８年９月10日

東京都港区芝大門二丁目５番１号

アルテビル芝大門

光南商事株式会社

代表取締役　辻　朋邦

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	13,243,794
	固定資産	44,734,621
	資産合計	**57,978,415**
負債及び純資産の部	流動負債	18,378
	固定負債	10,539,100
	負債合計	**10,557,478**
	株主資本	11,670,187
	資本金	10,000
	資本剰余金	142,738
	その他資本剰余金	142,738
	利益剰余金	17,048,232
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	17,046,232
	（うち当期純利益）	（544,017）
	自己株式	△5,530,782
	評価・換算差額等	35,750,750
	純資産合計	**47,420,937**
	負債・純資産合計	**57,978,415**

第 14 期 決 算 公 告

令和８年９月10日

千葉県袖ケ浦市蔵波1940番地

株式会社ゆたか

代表取締役　渡辺　史子

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	122,099
	固定資産	390,271
	合計	**512,370**
負純資債及産のび部	流動負債	55,665
	固定負債	205,926
	株主資本	250,777
	資本金	10,000
	資本剰余金	206,482
	その他資本剰余金	206,482
	利益剰余金	34,295
	その他利益剰余金	34,295
	（うち当期純利益）	（18,319）
	合計	**512,370**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の「シティホテル東松山」（所在地：埼玉県東松山市箭弓町一丁目一番二〇号）における事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることに異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年九月十日

千葉県袖ケ浦市蔵波一九四〇番地

代表取締役　渡辺　史子

埼玉県東松山市箭弓町一丁目一番二〇号

（甲）株式会社ゆたか

（乙）イグチ観光有限会社

取締役　渡邉　史子

第 37 期 決 算 公 告

令和８年９月10日

長野市中御所２丁目15番15号

株式会社マルスジャパン

代表取締役　水島　美帆

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	63,048
	固定資産	16,004
	合計	**79,052**
負純資債及産のび部	流動負債	3,516
	固定負債	67,528
	株主資本	8,007
	資本金	20,000
	利益剰余金	△11,992
	その他利益剰余金	△11,992
	（うち当期純利益）	（2,507）
	合計	**79,052**

資本金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月十日

長野市中御所二丁目一五番一五号

株式会社マルスジャパン

代表取締役　水島　美帆

第 79 期 決 算 公 告

令和８年９月10日

名古屋市南区豊二丁目12番１号

株式会社テクノタジマ

代表取締役　田島　寛将

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,111,643
	固定資産	949,710
	合計	**4,061,354**
負債及び純資産の部	流動負債	1,680,413
	固定負債	507,572
	退職給付引当金	6,134
	役員退職引当金	133,055
	特別修繕引当金	12,099
	株主資本	1,673,098
	資本金	45,000
	利益剰余金	1,628,098
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	1,616,848
	（うち当期純利益）	（59,388）
	評価・換算差額等	200,269
	その他有価証券評価差額金	200,269
	合計	**4,061,354**

第 69 期 決 算 公 告

令和８年９月10日

岐阜県美濃加茂市本郷町四丁目11番10号

株式会社佐藤洋服店

代表取締役　佐藤　秀之

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,845
	固定資産	233,993
	合計	**238,839**
負純資債及産のび部	流動負債	155,101
	株主資本	83,737
	資本金	1,000
	利益剰余金	82,737
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	82,487
	（うち当期純損失）	（69,197）
	合計	**238,839**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年九月十日

岐阜県美濃加茂市本郷町四丁目一一番一〇号

（甲）株式会社佐藤洋服店

代表取締役　佐藤　秀之

岐阜県岐阜市市橋二丁目八番五号

（乙）有限会社メイシンメイト

代表取締役　佐藤　秀之

第 48 期 決 算 公 告

令和８年９月10日

愛知県豊田市西町六丁目３番地４

矢作トラベルサービス株式会社

代表取締役　渡辺　祐太

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	11,365
	固定資産	3,198
	合計	**14,564**
負純資債及産のび部	流動負債	16,120
	株主資本	△1,556
	資本金	30,000
	利益剰余金	△31,556
	利益準備金	700
	その他利益剰余金	△32,256
	（うち当期純損失）	（162）
	合計	**14,564**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月十日

愛知県豊田市西町六丁目三番地四

矢作トラベルサービス株式会社

代表取締役　渡辺　祐太

第49期決算公告

令和８年９月10日
大阪市平野区平野本町二丁目６番３号
株式会社なには園芸
代表取締役　尾花　健司

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	17,018
	固定資産	7,491
	資産合計	**24,509**
負純資産及び債の部	流動負債	961
	負債合計	**961**
	株主資本	23,548
	資本金	15,000
	利益剰余金	8,548
	その他利益剰余金	8,548
	（うち当期純損失）	(2,890)
	純資産合計	**23,548**
	負債・純資産合計	**24,509**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百十万円減少し九百九十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月十日
大阪市平野区平野本町二丁目六番三号
株式会社なには園芸
代表取締役　尾花　健司

第1期決算公告

令和８年９月10日
神奈川県横浜市西区南幸二丁目15番20号
ＹＢＳ南幸ビル５階
株式会社ＲＢＧＰ２
代表取締役　金子　英正

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	10,000
	合計	**10,000**
負純資産及び債の部	流動負債	0
	株主資本	10,000
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	0
	その他利益剰余金	0
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	**10,000**

第48期決算公告

令和８年９月10日
千葉県野田市野田783番地１
株式会社伊藤
代表取締役　伊藤　順子

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	461,015,603
	固定資産	1,279,621,638
	繰延資産	1,628,953
	資産合計	**1,742,266,194**
負純資産及び債の部	流動負債	530,114,259
	固定負債	313,753,235
	株主資本	898,398,700
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	878,398,700
	利益準備金	10,000,000
	その他利益剰余金	868,398,700
	（うち当期純利益）	(3,025,799)
	負債・純資産合計	**1,742,266,194**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　左記のとおりです。
(乙)　掲載した千葉日報
掲載の日付　令和八年八月二十四日
掲載頁　十三面

令和八年九月十日
千葉県野田市野田七八三番地一
代表取締役　伊藤　順子
千葉県野田市中里八七五番地一
(乙)　株式会社日本総合開発
代表取締役　伊藤　司

第33期決算公告

令和８年９月10日
熊本市中央区花畑町13番27号
株式会社久屋
代表取締役　石坂　洋

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	24,371
	固定資産	133,415
	資産合計	**157,786**
負純資産及び債の部	流動負債	10,226
	固定負債	40,000
	株主資本	107,560
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,842
	その他資本剰余金	1,842
	利益剰余金	95,718
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	93,218
	（うち当期純利益）	(3,282)
	負債・純資産合計	**157,786**

第6期決算公告

令和８年９月10日
大阪市中央区東心斎橋一丁目13番11号
クイント心斎橋ビル503号
株式会社アンカー
代表取締役　長﨑　和範

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	25,095
	固定資産	1,390
	繰延資産	1,672
	資産合計	**28,157**
負純資産及び債の部	流動負債	27,618
	負債合計	**27,618**
	株主資本	539
	資本金	100
	利益剰余金	439
	その他利益剰余金	439
	（うち当期純利益）	(31,936)
	純資産合計	**539**
	負債・純資産合計	**28,157**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　確定した最終事業年度はありません。
(乙)　左記のとおりです。

令和八年九月十日
大阪市中央区東心斎橋一丁目一三番一号
代表取締役　長﨑　和範
大阪市中央区東心斎橋一丁目一三番一号クイント心斎橋ビル五〇三号
(乙)　株式会社アンカー
代表取締役　長﨑　和範

第14期決算公告

令和８年９月10日
熊本市中央区新市街２番10号
株式会社久屋酒販
代表取締役　石坂　洋

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	38,729
	固定資産	4,055
	資産合計	**42,784**
負純資産及び債の部	流動負債	20,030
	株主資本	22,754
	資本金	10,000
	利益剰余金	12,754
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	10,254
	（うち当期純利益）	(6,377)
	負債・純資産合計	**42,784**

第54期決算公告

令和８年９月10日
栃木県真岡市鬼怒ケ丘８番地３
株式会社ホーエー
代表取締役　**塚**本　貴士

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	812,711,761	流動負債	440,450,251
固定資産	4,007,360,436	固定負債	1,920,970,500
繰延資産	105,682	**負債合計**	**2,361,420,751**
		株主資本	2,458,757,128
		資本金	40,000,000
		利益剰余金	2,418,757,128
		利益準備金	10,500,000
		その他利益剰余金	2,408,257,128
		（うち当期純利益）	(273,309,205)
		純資産合計	**2,458,757,128**
資産合計	**4,820,177,879**	**負債・純資産合計**	**4,820,177,879**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し三千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十月十五日であり、株主総会の決議は、令和八年八月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月十日
栃木県真岡市鬼怒ケ丘八番地三
株式会社ホーエー
代表取締役　**塚**本　貴士

「官報の発行に関する法律」の施行により
令和７年４月１日から
「**官　報**」は電子化されました。
内閣府

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年九月十日

岡山市南区青江六丁目二番二四号

代表取締役　野村　誠

（甲）株式会社パナコム

岡山市南区青江六丁目二番二四号

代表取締役　野村　誠

（乙）有限会社パナコム

取締役　野村　誠

第47期決算公告

令和８年９月10日

岡山市南区青江六丁目２番24号

株式会社パナコム

代表取締役　野村　誠

貸借対照表の要旨

（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	30,222
	固定資産	4,377
	合計	34,599
負債及び純資産の部	流動負債	17,328
	株主資本	17,271
	資本金	3,000
	利益剰余金	14,271
	その他利益剰余金	14,271
	（うち当期純利益）	(4,764)
	合計	34,599

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月十日

熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼一六番地一〇

株式会社ジョイント

代表取締役　上村　信敏

第35期決算公告

令和８年９月10日

熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼16番地10

株式会社ジョイント

代表取締役　上村　信敏

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,873,613
	固定資産	6,352,044
	繰延資産	188,066
	合計	11,413,724
負債及び純資産の部	流動負債	1,779,678
	固定負債	6,585,198
	株主資本	3,048,846
	資本金	48,000
	利益剰余金	3,000,846
	その他利益剰余金	3,000,846
	（うち当期純利益）	(757,076)
	合計	11,413,724

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は、解散することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲の最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。乙及び丙は決算公告の義務はありません。

令和八年九月十日

千葉県四街道市和良比五二五番地四二

株式会社ＲＫＭ

代表取締役　石川まゆみ

（甲）株式会社ＲＫＭ

千葉市緑区誉田町一丁目九六〇番地

代表取締役　石川まゆみ

（乙）有限会社奈佳好女

千葉市緑区誉田町一丁目九六一番地の三

取締役　石川まゆみ

（丙）有限会社中込企画

取締役　石川まゆみ

第58期決算公告　令和８年８月27日

高知県高知市知寄町１丁目２番８号

泉建設工業株式会社

代表取締役　川﨑　潤明

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	567,313
	固定資産	167,405
	繰延資産	0
	合計	734,718
負債及び純資産の部	流動負債	98,226
	固定負債	0
	株主資本	636,492
	資本金	21,000
	利益剰余金	619,292
	利益準備金	5,250
	その他利益剰余金	614,042
	（うち当期純利益）	(20,741)
	自己株式	△3,800
	合計	734,718

決　算　公　告

令和８年９月10日

千葉県四街道市和良比525番地42

株式会社ＲＫＭ

代表取締役　石川まゆみ

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	682,660
	固定資産	150,238,608
	資産合計	150,921,268
負債及び純資産の部	流動負債	124,234
	固定負債	139,748,417
	株主資本	11,048,617
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	10,048,617
	その他利益剰余金	10,048,617
	（うち当期純利益）	(1,029,931)
	負債・純資産合計	150,921,268

第99期決算公告　令和８年９月10日

兵庫県西宮市久保町４番９号

本野田酒造株式会社

代表取締役　野田　充宏

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	216
	固定資産	1,265
	合計	1,481
負債及び純資産の部	流動負債	33
	固定負債	264
	株主資本	1,184
	資本金	10
	資本剰余金	4
	その他資本剰余金	4
	利益剰余金	1,170
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	1,167
	（うち当期純利益）	(37)
	合計	1,481

第56期決算公告　令和８年８月24日

山形県酒田市十里塚字村東山129番地の１

藤長商事株式会社

代表取締役　後藤　英之

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,177
	固定資産	10,169
	合計	14,346
負債及び純資産の部	流動負債	829
	株主資本	13,517
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,517
	利益準備金	720
	その他利益剰余金	2,797
	（うち当期純利益）	(△2,839)
	合計	14,346

第62期決算公告　令和７年11月28日

山形県酒田市十里塚字村東山125番地の３

東北銘醸株式会社

代表取締役社長　佐藤　雅士

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,400
	固定資産	408
	合計	1,808
負債及び純資産の部	流動負債	54
	固定負債	145
	株主資本	1,609
	資本金	95
	資本剰余金	41
	自己株式	△34
	利益剰余金	1,507
	利益準備金	24
	その他利益剰余金	1,483
	（うち当期純利益）	(△10)
	合計	1,808

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和八年九月十日

山形県酒田市十里塚字村東山一二五番地の三

代表取締役社長　佐藤　雅士

（甲）東北銘醸株式会社

山形県酒田市十里塚字村東山一二九番地の一

代表取締役　後藤　英之

（乙）藤長商事株式会社

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年八月二十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年九月十日

栃木県宇都宮市大塚町一二番三〇号
（甲）株式会社エーエスエー栃木中央
代表取締役　松尾俊一郎

栃木県宇都宮市大塚町一二番二七号
（乙）有限会社らいとプレスサービス
代表取締役　松尾俊一郎

第27期決算公告

令和８年９月10日

栃木県宇都宮市大塚町12番30号
株式会社エーエスエー栃木中央
代表取締役　松尾俊一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	57,059
	固定資産	83,501
	合計	140,560
負債及び純資産の部	流動負債	41,279
	固定負債	78,256
	株主資本	21,025
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,025
	その他利益剰余金	1,025
	（うち当期純利益）	(782)
	合計	140,560

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十六億円減少し二億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年十月二十日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月十日

東京都新宿区西新宿六丁目二四番一号
日本エイサー株式会社
代表取締役　詹　國　良

第37期決算公告

令和８年９月10日　　東京都新宿区西新宿六丁目24番１号
日本エイサー株式会社
代表取締役　詹　國　良

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,842,651	流動負債	5,147,160
固定資産	201,028	賞与引当金	35,524
		固定負債	781,002
		退職給付引当金	331,022
		製品保証引当金	448,535
		株主資本	△2,884,500
		資本金	200,000
		利益剰余金	△3,084,500
		その他利益剰余金	△3,084,500
		（うち当期純損失）	(76,868)
		評価・換算差額等	16
		為替換算差額等	16
資産合計	3,043,679	負債・純資産合計	3,043,679

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

（丙）左記のとおりです。

（丁）下記のとおりです。

令和八年九月十日

東京都中野区中野二丁目一番八号
（甲）株式会社デルタベテリナリー
代表取締役　中村　泰治

東京都世田谷区中町四丁目二四番一八号
（乙）有限会社ＡＬＭＡ
取締役　中村　泰治

東京都世田谷区豪徳寺一丁目三八番一一号
（丙）株式会社吉池獣医科病院
代表取締役　中村　泰治

東京都世田谷区赤堤一丁目四三番一号
（丁）株式会社コモレビ
代表取締役　中村　泰治

第13期決算公告

令和８年９月10日

東京都世田谷区豪徳寺一丁目38番11号
株式会社吉池獣医科病院
代表取締役　中村　泰治

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,930
	固定資産	17,464
	合計	33,394
負債及び純資産の部	流動負債	4,744
	固定負債	39,000
	株主資本	△10,350
	資本金	1,000
	利益剰余金	△11,350
	その他利益剰余金	△11,350
	（うち当期純利益）	(12)
	合計	33,394

第８期決算公告

令和８年９月10日

東京都世田谷区赤堤一丁目43番１号
株式会社コモレビ
代表取締役　中村　泰治

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	21,788
	固定資産	17,698
	合計	39,487
負債及び純資産の部	流動負債	11,060
	株主資本	28,427
	資本金	1,100
	利益剰余金	27,327
	その他利益剰余金	27,327
	（うち当期純利益）	(6,029)
	合計	39,487

第15期決算公告

令和８年９月10日

東京都中野区中野二丁目１番８号
株式会社デルタベテリナリー
代表取締役　中村　泰治

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	279,965	流動負債	107,260
固定資産	521,734	固定負債	284,786
		株主資本	409,652
		資本金	3,000
		利益剰余金	406,652
		その他利益剰余金	406,652
		（うち当期純利益）	(46,637)
合計	801,700	合計	801,700

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月十日

福島県いわき市泉町下川八合九一番地の一
（甲）株式会社ＴＳＹ
代表取締役　大森千賀子

福島県いわき市平田町一二〇番地
（乙）株式会社ビッグフォレスト
代表取締役　大森千賀子

第２期決算公告

令和８年９月10日

福島県いわき市泉町下川八合91番地の１
株式会社ＴＳＹ
代表取締役　大森千賀子

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	27,482
	固定資産	1,560
	合計	29,043
負純資産及び部	流動負債	15,675
	固定負債	8,377
	株主資本	4,991
	資本金	1,000
	利益剰余金	3,991
	その他利益剰余金	3,991
	（うち当期純利益）	(6,125)
	合計	29,043

第５期決算公告

令和８年９月10日

福島県いわき市平田町120番地
株式会社ビッグフォレスト
代表取締役　大森千賀子

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,253
	固定資産	3,201
	合計	6,454
負純資産及び部	流動負債	4,841
	固定負債	8,325
	株主資本	△6,712
	資本金	300
	利益剰余金	△7,012
	その他利益剰余金	△7,012
	（うち当期純損失）	(2,445)
	合計	6,454

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月十日

埼玉県深谷市新戒六九七番地一
（甲）マルコーフーズ株式会社
代表取締役　村岡　守

埼玉県深谷市新戒六九七番地一
（乙）株式会社菜根譚農園
代表取締役　村岡　卓

第43期決算公告

令和８年９月10日

埼玉県深谷市新戒697番地１
マルコーフーズ株式会社
代表取締役　村岡　守

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	2,861,244,278
	固定資産	2,613,192,613
	繰延資産	138,928
	資産合計	5,474,575,819
負純資産及び部	流動負債	779,047,473
	固定負債	3,506,408,447
	株主資本	1,189,119,899
	資本金	11,535,000
	利益剰余金	1,177,584,899
	その他利益剰余金	1,177,584,899
	（うち当期純利益）	(28,058,645)
	負債・純資産合計	5,474,575,819

第20期決算公告

令和８年９月10日

埼玉県深谷市新戒697番地１
株式会社菜根譚農園
代表取締役　村岡　卓

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	72,114,924
	固定資産	106,994,588
	資産合計	179,109,512
負純資産及び部	流動負債	136,753,780
	固定負債	35,433,012
	株主資本	6,922,720
	資本金	40,000,000
	利益剰余金	△33,077,280
	その他利益剰余金	△33,077,280
	（うち当期純利益）	(4,731,201)
	負債・純資産合計	179,109,512

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年十一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年七月二十三日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）左記のとおりです。

令和八年九月十日

横浜市都筑区茅ケ崎中央二三番七号
（甲）株式会社エスティーフィールド
代表取締役　都築　秀一

長野県伊那市西春近二五三〇番地
（乙）株式会社アートボックス
代表取締役　手塚　眞二

第３期決算公告

令和８年９月10日

横浜市都筑区茅ケ崎中央23番７号
株式会社エスティーフィールド
代表取締役　都築　秀一

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	206,322
	固定資産	92,581
	合計	298,903
負純資産及び部	流動負債	48,505
	固定負債	209,221
	株主資本	41,177
	資本金	50,000
	利益剰余金	△8,823
	その他利益剰余金	△8,823
	（うち当期純利益）	(7,490)
	合計	298,903

第41期決算公告

令和８年９月10日

長野県伊那市西春近2530番地
株式会社アートボックス
代表取締役　手塚　眞二

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	54,188
	固定資産	8,168
	合計	62,356
負純資産及び部	流動負債	31,296
	固定負債	7,842
	株主資本	23,218
	資本金	10,000
	利益剰余金	13,218
	その他利益剰余金	13,218
	（うち当期純損失）	(9,989)
	合計	62,356

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月十日

大阪府高槻市大塚町五丁目一二番五号
（甲）株式会社アシスト
代表取締役　荻野　義人

京都市西京区樫原平田町一四番地四〇
（乙）株式会社アラウンド
代表取締役　松谷　芳範

第35期決算公告

令和８年９月10日

大阪府高槻市大塚町五丁目12番５号
株式会社アシスト
代表取締役　荻野　義人

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	204,889
	固定資産	107,638
	合計	312,527
負純資産及び部	流動負債	68,036
	固定負債	162,481
	株主資本	82,009
	資本金	30,000
	利益剰余金	62,009
	その他利益剰余金	62,009
	（うち当期純利益）	(10,740)
	自己株式	△10,000
	合計	312,527

第７期決算公告

令和８年９月10日

京都市西京区樫原平田町14番地40
株式会社アラウンド
代表取締役　松谷　芳範

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,533
	固定資産	298
	合計	1,832
負純資産及び部	流動負債	6,380
	固定負債	13,918
	株主資本	△18,466
	資本金	3,000
	利益剰余金	△21,466
	その他利益剰余金	△21,466
	（うち当期純損失）	(53)
	合計	1,832

第 76 期 決 算 公 告

令和８年８月28日　　佐賀市伊勢町15番１号
株式会社ミゾタ
代表取締役　井田　　建

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,292	流動負債	5,251
固定資産	9,113	固定負債	901
		株主資本	12,254
		資本金	100
		資本剰余金	400
		資本準備金	400
		利益剰余金	11,754
		利益準備金	124
		その他利益剰余金	11,629
		（うち当期純利益）	（1,373）
資産合計	18,406	負債・純資産合計	18,406

第 57 期 決 算 公 告

令和８年９月10日　　東京都文京区本郷一丁目18番６号
東京コンピュータサービス株式会社
代表取締役　横村　剛志

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	9,956	流動負債	1,597
固定資産	2,235	（役員賞与引当金）	（6）
有形固定資産	1,059	固定負債	—
無形固定資産	36	負債合計	1,597
投資その他の資産	1,138	株主資本	10,595
繰延資産	1	資本金	300
		利益剰余金	10,312
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	10,237
		（うち当期純利益）	（486）
		自己株式	△16
		純資産合計	10,595
資産合計	12,192	負債・純資産合計	12,192

第 15 期 決 算 公 告

令和８年９月10日
東京都港区赤坂三丁目15番８号
株 式 会 社 Ａ Ｋ Ｍ
代表取締役　池田　　崇

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	948,060
	固定資産	291,783
	合計	1,239,844
負純資産の債及び部	流動負債	245,568
	固定負債	471,539
	株主資本	522,736
	資本金	3,000
	利益剰余金	519,736
	その他利益剰余金	519,736
	（うち当期純利益）	（80,691）
	合計	1,239,844

第 13 期 決 算 公 告

令和８年９月10日
東京都港区六本木５－１－７
ストリートビル８階
株 式 会 社 プ レ ス ト
代表取締役　齊藤　雄紀

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	43,626
	固定資産	19,216
	繰延資産	641
	合計	63,484
負純資産の債及び部	流動負債	110,429
	株主資本	△46,945
	資本金	5,000
	利益剰余金	△51,945
	その他利益剰余金	△51,945
	（うち当期純損失）	（25,161）
	合計	63,484

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ＡＫＭ（乙、住所東京都港区赤坂三丁目一五番八号）の社交飲食店（所在東京都港区六本木四丁目一〇番一〇号正直家ビル二階　名称Ｒｏｐｐｏｎｇｉ　ＬＡＢＥＬ）経営事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月十日
東京都港区六本木五―一―七ストリートビル八階
株式会社プレスト
代表取締役　齊藤　雄紀

第 33 期決算公告　令和８年９月10日

兵庫県姫路市広畑区西蒲田811番地の１
株式会社ロイヤルパーク
代表取締役　蓑畑　富伸

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	88,546
	固定資産	320,653
	合計	409,200
負純資産の債及び部	流動負債	238,044
	固定負債	372,900
	株主資本	△201,744
	資本金	40,000
	利益剰余金	△240,744
	その他利益剰余金	△240,744
	（うち当期純損失）	（3,190）
	自己株式	△1,000
	合計	409,200

第 37 期決算公告　令和８年９月10日

大阪市北区大淀中一丁目８番30号
株式会社レッジーナミラ
代表取締役　蓑畑　富伸

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	419,219
	固定資産	575,673
	繰延資産	2,009
	合計	996,902
負純資産の債及び部	流動負債	53,060
	固定負債	845,503
	株主資本	98,338
	資本金	10,000
	利益剰余金	89,338
	その他利益剰余金	89,338
	（うち当期純損失）	（112,864）
	自己株式	△1,000
	合計	996,902

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月十三日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月十日
大阪市北区大淀中一丁目八番三〇号
（甲）株式会社レッジーナミラ
代表取締役　蓑畑　富伸
兵庫県姫路市広畑区西蒲田八一一番地の一
（乙）株式会社ロイヤルパーク
代表取締役　蓑畑　富伸

乙の貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	945
	固定資産	4,266
	基本財産	3,453
	その他の固定資産	813
	合計	5,211
負純資産の債及び部	流動負債	552
	固定負債	1,667
	基本金	33
	国庫補助金等特別積立金	1,834
	その他の積立金	—
	次期繰越活動増減差額	1,126
	（うち当期活動増減差額）	（△91）
	合計	5,211

甲の貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,137
	固定資産	3,056
	基本財産	2,062
	その他の固定資産	993
	合計	4,192
負純資産の債及び部	流動負債	557
	固定負債	986
	基本金	67
	国庫補助金等特別積立金	326
	その他の積立金	43
	次期繰越活動増減差額	2,214
	（うち当期活動増減差額）	（51）
	合計	4,192

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月十日
岩手県大船渡市立根町字宮田九番地一
（甲）社会福祉法人成仁会
理事長　山崎　和彦
仙台市若林区荒井東二丁目一二番地の一
（乙）社会福祉法人杜の里福祉会
理事長　山崎　和彦